

由布市

くらしの便利帳



2026年
保存版



- 由布市ガイド
わがまち再発見
- 行政ガイド
様々な手続きなど
- 生活ガイド
くらしに役立つ情報など



🔍 由布市ガイド	6
🚒 救急・消防・防災	40
🏠 暮らしの相談	48
📄 暮らしの手続き	50
🏠 保険・年金	52
👉 税金	55
🏠 福祉・介護	57
👨👩 健康・保健	64
👨👩 母子保健	67
👶 子育て	70
🏫 学校教育	74
🏃 生涯学習・スポーツ	76
🌳 住まい・環境	78
🚉 公共交通案内	84
🏢 公共施設	85
📖 生活ガイド	87



由布市

×

株式会社サイネックス

由布市役所本庁舎 TEL 097-582-1111 (代表)

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 窓口時間 午前8時30分～午後5時



きょう せい
共生
Symbiosis

わたしたちは、ゆたかな生活と廃棄物の資源化を考え、
人と社会と自然との美しい調和を目指します。



 **ゆうびクリーンサポート有限公司**

〒879-5422 大分県由布市庄内町野畑 735 番地
TEL:097-582-3232 FAX:097-582-3828

 廃棄物から資源物へ
ゆうび株式会社

〒870-0018 大分県大分市豊海 3-4-8
TEL:097-579-6638 FAX:097-579-6877

 **中津ゆうび有限公司**

〒879-0103 大分県中津市大字植野 906-1
TEL:0979-32-9455 FAX:0979-32-9456

発刊にあたって

由布市長 相馬 尊重



この度『由布市くらしの便利帳2026』が、多くの方のご支援により発行できましたこと、市民の皆様におかれましては、平素から市政運営に対しましてご理解、ご協力をいただいていますことに、深く感謝申し上げます。

由布市は、大分県のほぼ中央に位置し、市内には美しい山々や豊かな自然、多くの伝統文化が存在しています。

この豊かな自然と文化こそが、私たちの何ものにも代えがたい誇りであり宝であります。

この財産を守り、この地で暮らすすべての皆様が誇りと希望をもてる未来を創造しながら『地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち』由布市をともに築き上げていただきますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本冊子は、官民協働によって製作しており、市役所の各種手続きや福祉・子育て制度などの制度の紹介、救急や災害時の対応といった情報を数多く掲載しております。現在、スマートフォンによるSNSなどを使用した情報提供も行っているところですが、こうした紙媒体もまだまだ有益なものでございます。ぜひ皆様の身近なところに置いて、毎日の生活にご活用いただければ幸いです。

最後に、ご協力いただきました企業、事業所、関係団体の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。発刊にあたってのごあいさつといたします。

由布市民憲章

～みんなの誓い～

私たち由布市民は
みんなの幸せのために、
四つの誓いを果たすことに努めましょう。

(感謝と使命)

一・豊かな自然を命の源として感謝し
次代の市民に引き継いでいくまちをつくります

(融和と郷土愛)

一・郷土の歴史・文化・慣習を大切にし
緑豊かでふれあいのあるまちをつくります

(平等と仁愛)

一・一人ひとりの人権を尊重し
子どもやお年寄りを大切にする
あたたかいまちをつくります

(協働と希望)

一・地域づくり・まちづくりにみんなで参加し
健康で笑顔あふれる明るいまちをつくります

由布市 暮らしの便利帳 INDEX

広告



由布市の車のことなら

(有)小野信自動車

新車・リース・中古車販売
車検 / 钣金 / 保険
ロードサービス / レンタカー

☎097-583-2780

由布市挾間町三船 727-1

LINEで車の相談できます



LOTAS CLUB



見積無料

LINE 友だち 募集中

年中無休









便利屋始めて**24年!!**

株式会社 **サトウブロスティーズ**

サトウデヨクナル

0120-310-497

☎097-583-3630 <https://sato-brosties.jp/>

▶ 発刊にあたって	1	▶ 火災の場合	41
▶ INDEX	2	▶ 防災対策	42
▶ Life Cycle Index	4	 暮らしの相談	48
 由布市ガイド	6	 暮らしの手続き	50
※由布市ガイドは由布市の案内情報を掲載しており、有料広告に基づくページがあります。		▶ 住民票・戸籍	50
▶ 由布市ってどんなところ?	6	 保険・年金	52
▶ 由布市の情報発信	8	 税金	55
▶ 移住・定住支援	10	 福祉・介護	57
▶ 由布市MAP	12	▶ 高齢者福祉	57
▶ サテライト由布院	14	▶ 障がい者福祉	58
▶ ボートレースチケット ショップ由布	15	▶ 生活保護	62
▶ 個性きらめく、 由布市のいいところ	16	▶ 生活困窮者自立支援制度	62
▶ 由布院温泉	18	▶ シルバー人材センターのことは	62
▶ 湯布院地域の見どころ	22	▶ 老人クラブに関することは	63
▶ 庄内地域の見どころ	26	▶ 介護保険	63
▶ 挾間地域の見どころ	28	 健康・保健	64
▶ 体験する	30	▶ 健康診査・がん検診	64
▶ うまかもん	32	▶ AED(自動体外式除細動器)	65
▶ 由布市の年中行事	34	▶ 健康づくり(健康立市)	66
▶ 市役所の庁舎案内	36	 救急・消防・防災	40
▶ 行政組織案内	38	▶ いざというときには	40
		▶ 救急・救助の場合	41

広告

住宅型有料老人ホーム

TONERIKOの丘

愛いっぱいサービスを提供いたします。

- 有料老人ホーム・TONERIKOの丘
- デイサービスセンター・桜の庵
- 介護保険相談センター・TONERIKOの木
- 訪問介護・TONERIKOの道

<https://toneriko.co.jp/>

【湯布院】由布市湯布院町中川 806 番地 TEL (0977)76-5534
【大分】大分市廻栖野 1779 番地 TEL (097)574-5621




母子保健 67

- ▶ 妊娠・出産 67

子育て 70

- ▶ 認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育事業所) 70
- ▶ 幼稚園 70
- ▶ みんなで集まろう 71
- ▶ 子育て悩み相談 72
- ▶ こども医療費の助成 72
- ▶ ファミリーサポートセンター 73
- ▶ 病児・病後児保育 73
- ▶ 子育て短期支援事業(ショートステイ等) 73
- ▶ 各種手当等 73

学校教育 74

- ▶ 小学校・中学校 74
- ▶ 連携型中高一貫教育 75

生涯学習・スポーツ 76

- ▶ 図書館にいこう 76
- ▶ 公民館を利用しよう 76
- ▶ スポーツ施設 76

住まい・環境 78

- ▶ 市営住宅 78
- ▶ 公営住宅 78
- ▶ 特定公共賃貸住宅 78
- ▶ サンコーポラス挾間(旧雇用促進住宅) 78

- ▶ 木造住宅の耐震診断および改修費用補助のお知らせ 78
- ▶ 危険なブロック塀除却費用の一部補助 78
- ▶ ペット 79
- ▶ 道路の問題(陥没、倒木、落石等)や不法投棄などあなたのスマホから投稿できます! 79
- ▶ 空き家バンク 79
- ▶ 水道 80
- ▶ 合併処理浄化槽 81
- ▶ 農業集落排水事業(下水道) 81
- ▶ ごみ 82

公共交通案内 84

- ▶ コミュニティバス 84

公共施設 85

- ▶ 主な公共施設 85

生活ガイド 87

- ※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。
- ▶ 医療機関リスト 87
 - ▶ 医療マップ 庄内エリア 88
 - ▶ 医療マップ 挾間エリア 89
 - ▶ 医療マップ 湯布院エリア 90
 - ▶ 由布市商工会 91
 - ▶ リフォームの基礎知識 92
 - ▶ 住まいの基礎知識 93
 - ▶ お墓について 94
 - ▶ 葬儀について 95
 - ▶ ドライブ前の点検 96

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

広告

土木工事

- 基礎工事
- 杭工事
- 擁壁工事
- 河川工事
- 用水路工事
- 排水工事
- 道路工事

建設工事

- 施設新設工事
- 修繕工事

お気軽にご相談下さい

トンネルやダム、河川や道路など、人々の暮らしを支えるインフラ整備から、施設修繕工事等、幅広く手掛けています。



一緒に働く仲間を募集しています。

未経験・異業種からの転職も大歓迎です。







株式会社 清華工業

由布市挾間町下市 759 番地 2

TEL 097-576-9680

FAX 097-576-9685

広告

総合建設業 https://daiyu-oita.jp



株式会社 **ダイユウ建設**

D A I Y U



一緒に働く仲間 募集中

〒879-5516 大分県由布市挾間町赤野 820 番地 1

TEL 097-583-0184 FAX 097-583-0247

Website



Instagram



@DAIYU.0184

Life Cycle Index

広告



真心と技術で奉仕する

墓石・石仏・記念碑・慰霊碑・鳥居・狛犬・献燈の店

渡辺石工所

(株)渡辺石工

大分市木ノ上 ☎ (097) 541-0150
 少林寺前 FAX (097) 568-6813



総数約 1,500 区画 古墓の移設やお墓じまいのご相談も承ります。

やすらぎと 出会う丘 **木上墓苑**

大分市木上743番地
0120-109-428

土・日・祝日も営業 木上墓苑 検索
 お見積り無料 Instagram HP

許可番号: 大分市指定第491号
 許可月日: 平成7年7月17日
 代表者: 宗教法人 浄念寺
 代表役員: 福田素純



生活



- 国民健康保険…P52
- 国民年金…P54
- 税金…P55
- 健康診査…P64
- 水道…P80
- ごみ…P82
- コミュニティバス…P84
- 公共施設…P85

緊急時

- 火災…P41
- 防災…P42



誕生



- 出生届…P50
- 国民健康保険…P52
- 母子健康手帳…P67
- 妊婦健康診査…P67

育児



- 予防接種…P69
- 幼稚園…P70
- 保育所…P71
- 子育て支援センター…P71
- こども医療費…P72

教育



- 放課後児童クラブ…P71
- 小学校…P74
- 中学校…P74
- 教育相談…P75
- 就学援助制度…P75

広告

お家の塗り替え専門店

おんせんペイント

ONSEN PAINT

外壁塗装 屋根塗装 外構工事 板金工事



お見積り・ご相談無料 (お気軽に お問い合わせください)
TEL.0120-318-338



公式LINE



「時間がない…」
 「電話したら無理に営業されそうで不安…」

弊社は

無理な営業は一切いたしません!

押し売り・不安を煽る営業・その場契約はしません。
 リフォーム業界のイメージを変えるために正直な提案を徹底しています。

LINEからお友達追加で概算見積り可

本社: 由布市挾間町古野484番地22 資材置き場: 由布市挾間町高崎389-1

＼ こんなときどうするの？ ／

戸籍の届出・各種登録は、
市役所へ届け出てください

必要な方
印鑑登録…P51

赤ちゃんが生まれたら

出生届…P50

生まれた日から
14日以内に届出

結婚したら

婚姻届…P51

届け出た日から効力

家族が亡くなったら

死亡届…P50

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出

引っ越しに関する届出

引っ越してきたら

転入届…P50

引っ越してきた日から
14日以内に届け出

市外へ引っ越しをするとき

転出届…P50

引っ越し日が
決まってから届け出

市内で住まいが変わったら

転居届…P50

引っ越した日から
14日以内に届け出

成人



- 国民健康保険…P52
- 国民年金…P54

結婚



- 戸籍…P50
- 婚姻届…P51

老後



- 国民年金…P54
- 後期高齢者医療…P54
- 高齢者福祉…P57
- 介護保険…P63

広告

エクステリア商品販売・施工
外構工事・リフォーム工事



大分県知事許可（般-7）第15399号

株式会社 仁部屋技巧

Nibuya Gikou Co.,Ltd.

代表取締役 仁部屋 智弘

TEL/FAX 097-560-2291

(事務所) 由布市挾間町北方737-1
(資材倉庫) 由布市挾間町筒口2016-8



介護保険外サービス
かいふくたい ぼたん

介福隊. 牡丹

介護保険外サービスって何？



介護経験豊富ベテランママが
あなたに寄り添い「もう一人の大人」になります。
育児のお手伝い・家事全般から買い物代行
受診や入院退院・外出の付き添い
入浴介助やオムツ交換 etc.

「こんな事頼めるかな？」と思うこと、
まずはお気軽にご相談ください。



お申込み / お問い合わせ

由布市挾間町 ☎ 090-9214-9060
(8:30~15:00)

広告



買取大吉
KAITORI DAIKICHI

地域密着・安心の無料査定！
幅広いお品物をお買取りしています！
まずは電話にて、お気軽にお問い合わせください！

生前
整理

遺品
整理

出張
買取

大分わさだ店 ☎ 0120-020-520

営業時間 10:00~18:00 定休日 年中無休
大分市玉沢683-2「トキハわさだタウン様」すぐそば

【大分県公安委員会 古物商許可】
第941190001154号



店長

産 業

農林業は、米を中心に野菜、花き、果実の栽培や畜産が盛んですが、農家数・農家人口はともに減少しています。

工業については、企業誘致の効果もあり、製造品出荷額は増加傾向にあります。

商業については、社会環境の変化や大規模店の進出などにより商店数は減少傾向にありますが、新規店舗の創業や進出はめざましく、新たな商業拠点地域が形成されています。

観光業については、温泉や豊かな自然などに恵まれており、特に湯布院地域は保養温泉地として多くの観光客が訪れています。

気 候

由布市の気候は、標高の高い由布院盆地に代表される西部や北部では気温の日較差が大きく、冬には最低気温が氷点下になることも多く、積雪に見舞われる内陸性気候と、中央部から東部にかけての標高の低い地域の、雨が少なく温暖な瀬戸内気候とに二分されます。

市 章

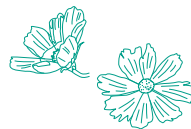
由布市の「Y」を基調に、豊かな自然の中でのびのびと生きる由布市民を抽象的に表現しています。

橙は太陽、みどりは大地、自然に恵まれた由布市をイメージしています。



コスモス

市の花



アラカシ

市の木



ウグイス

市の鳥



「ゆーぶー」

由布市マスコットキャラクター

市役所に勤めている。

由布市生まれ。

うさぎっぽい謎の生き物。

由布市をいかにアピールするか、また、住み良いまちづくりをめざして奮闘中。

由布市の食べものがおいしいのでちょっと太り気味。



ゆーぶーデザイン入りの ご当地ナンバープレートを交付

由布市で交付している原動機付き自転車のナンバープレート（課税標識）の一部に、由布岳とマスコットキャラクター「ゆーぶー」をモチーフとしたご当地ナンバープレートを交付します。

新規登録において従来のナンバープレートと選択できるほか、すでに登録している車両でも無料で交換できます。

ご当地ナンバープレートを取り付けた原付バイクで、由布市の魅力発信・PRにご協力ください。

お問い合わせ 税務課 ☎ 097-582-1269(直通)

対象車種・対象番号

50cc以下・90cc以下・125cc以下の原動機付き自転車

※末尾が4,9のものは対象外です。

※由布市内を主たる定置場に指定するものに限りです。

※普通自動車・軽自動車・ミニカー及び小型特殊自動車（農耕用等）のご当地ナンバープレートはありません。

※ご当地ナンバープレートは無くなり次第、交付を終了する場合があります。



~50cc



~125cc



~90cc

廣 告

建設業許可 大分県知事許可(般-3)第13288号

誠 前成工業 株式会社

総合建設業
とび・土工工事、舗装工事

従業員募集中

由布市庄内町櫟木 720-7 TEL 097-582-1037 FAX 097-582-1737

調べて、
知って、
再発見!

由布市の情報発信

由布市ガイド

由布市公式ホームページ

Q <https://www.city.yufu.oita.jp>

暮らしの情報、観光、防災危機管理情報など、由布市の情報をインターネットを通じて発信しています。「今」の情報をどこよりも早く、詳しく手に入れることができます。ぜひアクセスしてくださいね。



市報ゆふ

月に1回、その月の由布市の催しやお知らせをまとめて、市民の皆さんにお届けしています。自治委員を通じて、各世帯に配布されるほか、公共機関や市内コンビニエンスストアでも配布していますので、ぜひお役立てください。

バックナンバーは、ホームページから閲覧できます。

Q <https://www.city.yufu.oita.jp/shiho/>



由布市公式X



観光やイベント情報、防災情報などをお知らせします。

Q https://x.com/YufuCity_PR

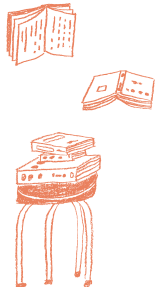
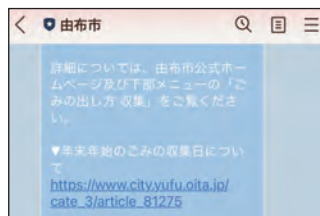
由布市が運用しているtwitterアカウント
@YufuCity_PR (大分県由布市)

由布市公式フェイスブック



Q <https://www.facebook.com/YufuCity.PR>

由布市公式LINE



広告



株式会社
建翔工業

土木工事一式・舗装工事一式
外構工事・建築工事一式
リフォーム・家屋解体



由布市庄内町
柿原518

TEL 097-582-2186
FAX 097-594-1054

Auto Shop HENSHO

新車・中古車販売・買取
車検・オイル/タイヤ交換

TEL 070-3168-0337

何でもご相談ください!

便利屋 **じも助**
事業部

TEL 0120-988-514





県民安全・安心メール

登録はこちら e@bousai-oita.jp

バーコードリーダー付携帯電話をお持ちの方は、QRコードをご利用ください。



大分県では、大雨や洪水などの気象警報や津波警報・注意報、避難勧告・指示といった災害情報を防災メールでお知らせしています。いざという時に備え、活用してください。登録料・情報は無料です。ただし、携帯端末などをご利用の場合は、電子メールの送受信やウェブサイトの閲覧時に別途通信費用が発生します。

！ 配信される情報

- 気象警報
- 竜巻注意情報
- 避難情報
- 洪水予報
- 地震情報
- 光化学オキシダント情報
- 土砂災害警戒情報
- 緊急情報
- 噴火予報・警報
- 食中毒注意報
- 津波警報・注意報
- 河川水位情報

由布市公式アプリ「ゆふポ」

由布市からのお知らせなどをタイムリーに通知してくれる、由布市公式アプリ「ゆふポ」を紹介します。防災マップ、給食献立など、由布市の方に便利な機能が満載です。メールアドレスやパスワードなどの登録は不要で、ダウンロード後すぐにお使いいただけます。

また、道路の問題（陥没、倒木、落石など）や不法投棄、災害の場所をあなたのスマホから投稿できる「ゆふポスト」の機能もあります。ぜひダウンロードしてみてください。



ホーム

リニューアルを重ね見やすくなりました。



防災

由布市の防災情報、避難情報などが確認できます。



ニュース

由布市からのお知らせが配信されます。



↓↓ アプリのダウンロードはこちらから ↓↓



GooglePlay、AppStoreから

ゆふポ で 検索 🔍



Android用
QRコード



iOS用
QRコード

広告

大工工事 内装工事 水道工事
電気工事 左官工事 外構工事
屋根工事 足場工事 塗装工事
リフォーム工事 風呂工事 解体工事

お困りの事がありましたら、何でもご相談下さい。

株式会社 日野建築
代表取締役 日野 勇

大分県由布市挾間町医大ヶ丘3丁目 21-18
TEL 090-2080-8808
FAX 097-507-5839

一般社団法人(富山型デイサービス)

あした天気になあれ

誰もが必要とされ 共に過ごす時間がここにある

- ＊ 地域密着型通所介護事業
- ＊ 居宅介護支援事業
- ＊ 居宅介護サービス事業
- ＊ 放課後等デイサービス事業
- ＊ 児童発達支援事業
- ＊ 乳幼児一時預かり事業
- ＊ 相談支援事業(指定特定相談・指定障害児)
- ＊ 地域の支え合いおよびふれあい活動の支援事業

受け入れ定員 18 名

由布市湯布院町川上 3571 番地
TEL・FAX 0977-84-2208

廃車費用全て無料! 還付金が全額返金!
0円以上買取! 全国対応! 安心サポート!

SDGsに取り組んでいます。

廃車 買取ります! 無料査定

0120-528-777

リサイクル部品の総合会社
有限会社 大清算体
TAISEI
挾間町来鉢216-2 TEL 097-583-8191

ずっとココに住みたい!



由布市ガイド

移住・定住支援

創業支援

問 商工観光課(本庁舎新館2階)
☎097-582-1304

創業支援事業補助金

由布市では、地域経済の活性化や、雇用機会の創出及び地域に密着する人材の確保のため、市内での創業者または創業を志す方に対し、創業時に必要な費用を助成する「由布市創業支援事業補助金」を交付します。

希望される方は、募集要領を確認のうえ、必要書類を受付期間内に商工観光課へ提出してください。

補助金は、審査を行い、予算の範囲内で交付します。

●補助限度額 100万円

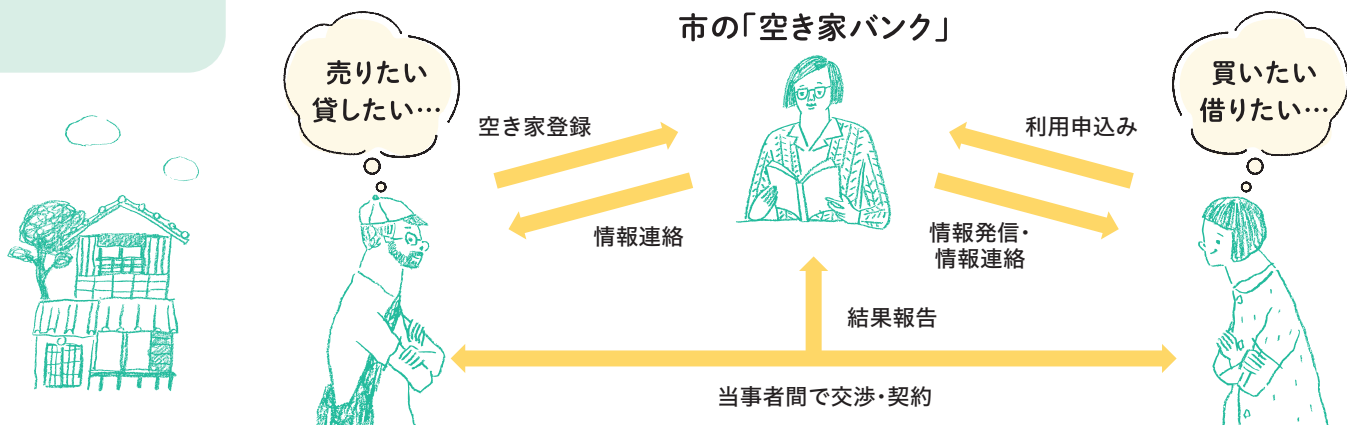


空き家バンク制度

問 総合政策課(本庁舎本館2階)
☎097-582-1158

由布市内の空き家の有効活用を図り、市民と都市住民の交流拡大および定住促進による地域の活性化を図るため、空き家の住宅情報の登録および利用希望者への情報提供を行います。

由布市定住促進住宅情報提供制度(空き家バンク)フロー図



※鍵の管理など不動産業者のような仲介は行えませんので、ご注意ください。

広 告

総合建設業

株式会社

森山総建

大分県知事許可(般-4)第14990号
古物商 大分県公安委員会 第941190001117号
建築工事業 / 内装仕上工事業

代表取締役 森山 瑞基

本社 〒879-5435 由布市庄内町中187番地5
TEL.FAX 097-582-2803
大分営業所 〒870-0886 大分市上田町2丁目1番 第11名城ビル2F
MAIL moriyamasouken@gmail.com



地震に強い軽い屋根

屋根・壁・建築工事一式

創業76年



MURAKAMI CO.,LTD.
大分県知事許可(般-3)第14852号

代表取締役 村上 敬之
一級建築施工管理技士・一級技能士

挾間町鬼崎 2757-1 TEL/FAX 583-2055



空き家バンクに関する補助金等

問 総合政策課(本庁舎本館2階)
☎097-582-1158



由布市空き家改修補助金(家財処分)

空き家の所有者が家財を処分する際にかかる費用を補助します。

補助要件・対象者

- ・自己所有の空き家を、「空き家バンク」に登録した(または登録予定の)所有者
 - ・令和4年4月1日以降に登録された(または登録予定の)物件
 - ・家財の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者が行うこと。
- ※その他の詳細な要件については、お問い合わせください。



補助金額

全額補助(上限10万円)

由布市空き家改修補助金(改修)

空き家バンク登録制度で契約が成立した場合に、利用者が空き家に居住するために必要な改修工事を行う際に、その改修費用の一部を補助します。

補助対象者

空き家バンク制度で契約成立した物件所有者(売主/贈与者/貸主)、利用者(買主/受贈者/借主)

補助要件

- ・所有者と利用者が契約締結済みであること
 - ・売買、贈与または賃貸借契約の締結後1年以内であること
 - ・利用者等が改修した住宅に5年間定住することを誓約できること
- ※その他の詳細な要件については、お問い合わせください。

補助金額

- 基本額
工事費の50%(売買・贈与物件は上限100万円、賃貸物件は上限50万円)
- 子育て加算
世帯に18歳未満の世帯員がいる場合
補助率+25%(売買・贈与物件は上限50万円、賃貸物件は上限25万円)
- 地域加算
由布市内の過疎・辺地地域の物件の場合
補助率+15%(売買・贈与物件は上限30万円、賃貸物件は上限15万円)



広告

由布市の未来を守り、次代につなぐ

倉田村建築 有限会社

施工・管理部
木造建築全般工事/土地・物件紹介

地域・子育て支援部
食育・自然体験活動
各種ワークショップ実施

お気軽にご相談・お問い合わせください!!

由布市庄内町大龍 2411 の2

☎097-582-1881

☎097-582-1866

あなたの街のでんきやさん

パルス
ゴー
Anniversary
80th

はじめて
八十年

電器屋

パルス
ゴー

いつでもあなたの暮らしをサポート

でんき館

由布市挾間町上市
(国道210号線沿い)

☎(097)583-0022

FAX (097)583-3404

アプローチ

大分県知事(6)第2523 全国宅地建物取引業保証協会会員 大分県宅地建物取引業協会会員

不動産 賃貸・売買 売家

売地 物件管理

無料査定 秘密厳守

何でもご相談下さい

〒879-5518 由布市挾間町北方536-6

TEL **097-583-3739**

FAX **097-583-3525**

アプローチ 由布市 検索



高圧ホースが すぐ間に合います!

即断
ホースを即断

即結
ホース・金具を即結合
(アッセンブリー)

即納
即納致します

プリチストン・東海ゴムの高圧ホース・アッセンブリー指定店(SHOP)

各種高圧ホース
コンクリート圧送機材一式
生コンプラント機材一式
産業機械・工具の販売修理

(株)友象

TEL 097-583-0470 / FAX 097-583-4829
〒879-5504 大分県由布市挾間町下市757

由布市ガイド

しるし進学塾

- 小・中・高の集団授業(英・数・国・理・社)
- 個別授業は1対1で1教科80分
- 1クラス18人定員の少人数制
- 授業がない日も自習・質問OK!
- 英検・漢検準会場 ※詳細はお問合せください。

挾間町北方57
ゆめタウンはさま(西松屋様となり)

HPアドレス Instagram
QRコード

TEL 097-583-6516

新築からリフォームまで、
住まいのことならなんでもお任せ!

建設業登録 大分県知事(般-7)第13079号

RE MAKE
Nakamura

有限会社 リメイク ナカムラ

■新築・リフォーム	■水周りリフォーム
■アルミサッシ・アミ戸・ガラス	■エクステリア
■インテリア	■外壁・屋根工事
■エコキュート・IHヒーター	■建材一式

由布市挾間町下市908番地
TEL 097-535-8132
携帯 090-3079-1299

リメイクナカムラ 由布市 検索



サテライト由布院



リモートワークなどに使えるコワーキングスペース(貸しスペース)で、仕事・勉強・趣味・打合せなどいろいろな場面でご利用いただけます。静かで落ち着いた緑あふれる空間・高速Wi-Fi完備で快適に作業を行うことができ、温泉施設とも隣接しているため、仕事が終われば30秒で温泉に到着できる温泉地ならではの場所にあります。



所 由布市湯布院町川上2863番地

時 平日 10:00~18:00

休 土曜・日曜・祝日

※営業時間・休業日等、予告なく変更する場合がございます

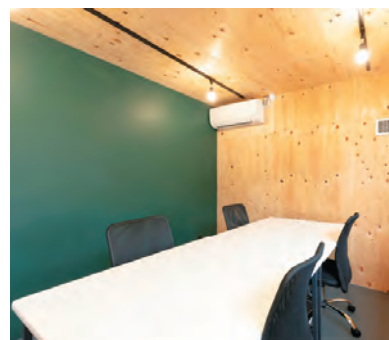


サテライト由布院
ホームページ



オープンエリア

フリーアドレスとして自由にご使用いただけるデスクを20席完備。また来客用などにもご利用可能な交流スペースもご用意しております。



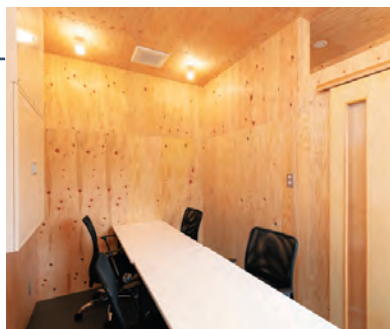
会議室

ウェブ会議や複数名での打ち合わせ等に便利な6名収容のミーティングルームをご利用いただけます。



個室

集中して作業したいときにもおすすめの1名用ブースを4室完備。またグループで作業を行うのに最適な2名用ブースおよび4名用ブースも各1室ご用意しました。



大広間

イベントなどにご活用いただける多目的スペースです。
※貸切時以外はオープンエリアとして開放されております。



SATELLITE
Yufuin

ボ
ー
ト
レ
ー
ス
チ
ケ
ツ
ト
由
布

県内唯一！場外舟券発売場 『ボートレースチケットショップ由布』

2019年11月、大分県で初となるボートレース場外舟券発売場「ボートレースチケットショップ由布」がオープン。県内で唯一ボートレースを楽しんでいただける施設です！

ボートレースチケットショップ(BTS)由布の特長

(1) 毎日、充実のレースを提供

年間360日、10時から21時頃までSG・GI・女子レースを中心に1日最大10場のレースを切れ間なく発売しています。いつでも来場いただいても見応えあるレースをお楽しみいただけます。

(2) 多方面からアクセスできる好立地

由布市の東端、挾間と別府市を結ぶ県道51号線(別府挾間線)沿いの銭瓶峠と鳥越峠の間に位置する山間の立地ですが、大分市内や由布市内、別府市内と多方面から車でアクセスしやすい場所で300台以上の無料駐車場を完備しています。

(3) 有料席(個室あり)を完備

建屋は木造平屋建てで落ち着いた空間が広がっています。入場無料の一般席と個別シートが利用できる有料席(個室あり)があり、ともにゆっくりとレース観戦をお楽しみいただける空間となっています。

アクセス マップ



フロア

明るくて清潔感のある快適なフロア。



一般席(104席)

無料の一般席。大型モニターでレースを観戦いただけます。



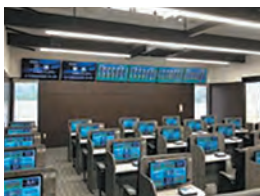
自動発払機

場内での舟券購入・払戻は自動清算で行います。



広告

有料席(25席)



1人掛けの個別シートでゆっくりと観戦いただけます。

有料個室(2部屋)

ご家族やご友人同士でのご来場には個室もご用意しています。



ボートレース
チケットショップ 由布

イベント情報など
詳しくはコチラから



由布市挾間町七蔵司字城ノ坪 1199 番地 92

TEL 097-583-0610



いで湯のまちの
自然と文化

特集

個性きらめく、 由布市の いいところ



広告

water*net

おいしい水、安全な水が、いつでもそばにあるように。



しあわせな
暮らしのお手伝い！



(株)大谷商会

お申込み、お問い合わせはこちらまで

由布市湯布院町川南 242-6

☎0977-84-2793

石油のお問い合わせ

由布市湯布院町川上 2939-1

本社 0977-84-3126

当社 HP は
コチラ



先進的なりハビリテーションを実践する

由布岳にいだかれた癒しの里の医療施設

企業健診

(生活習慣病予防健診)

市民健診

採用時健診



独立行政法人地域医療機能推進機構 (JCHO: ジェイコー)

湯布院病院



【救急告示病院】

診療科目

内科・整形外科・消化器内科・循環器内科・リハビリテーション科
神経内科・心療内科・眼科・脳神経外科・皮膚科

◇湯布院病院附属居宅介護支援センター

◇湯布院病院附属訪問看護ステーション

◇大分県リハビリテーション支援センター

〒879-5193 大分県由布市湯布院町川南 252

TEL: 0977-84-3171

FAX: 0977-84-3969



全国にその名を知られた由布院温泉、
でも由布市の魅力は
それだけじゃありません。



Contents

- 01 由布院温泉P18
- 02 湯布院地域の見どころP22
- 03 庄内地域の見どころP26
- 04 挾間地域の見どころP28
- 05 体験するP30



広告

湯布院薫風工房
YUFUIN KUNPU KOUBOU

営業時間
9:00 ~ 17:00
由布市湯布院町
川上 1511-1 (湯の坪通り)
TEL 0977-28-8858



静かな雰囲気の中で
ゆふいんを味わってください。

Réstorant & Bar
ラルコル
Lalcool

そば処 樂来
らるこる

湯布院町川上1536番地1
TEL&FAX 0977-84-5880



旅館 吉祥開運亭
無尽蔵

由布市湯布院町
川上 1536-1
TEL 0977-84-2236



FuFuNi-WiNery

営業時間
9:00 ~ 17:00
由布市湯布院町
川上 1511-1 (湯の坪通り)
TEL 0977-84-5900



Shot Bar
Lalcool Shot
ラルコルショット

営業時間
11:30 ~ 14:00 LO
16:30 ~ 23:00
大分市中央町 1-4-8
TEL 097-513-6373



（特集）

個性きらめく、
由布市の
いいところ

01

由布院温泉

由布市を代表する地域資源



由布院温泉には、誰でも入ることが出来る共同温泉があります。そこでの楽しみといえ、ばやはり人と人との語り。古くから地元の人たちが守り、暮らしの中にあるその場所、何気ない話をじっくりできるのが、共同温泉の醍醐味です。そして宿それぞれで楽しめる、開放感たっぷりの露天風呂や、貸し切りの内湯などで、ゆったりとした時間を過ごすことができます。

さらに由布院温泉のおもてなしは、温泉にとどまりません。地元の食材を活かした体に優しい料理は、こころを豊かにみたくてくれます。生産者と料理人がアイデアを出し合って作る、今、味わえる旬を、一番おいしい食べ方で味わうことができる由布院ならではの贅沢がここにあります。

由布市ガイド



由布岳が見下ろす
田園風景の中に
おだやかに湧く
由布院温泉があります。



広告



創作懐石と源泉かけ流し露天風呂の宿
由布院温泉

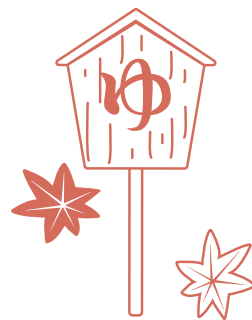
葉庵 秋播

由布市場由布院町川上1500
TEL. 0977-85-4567
<http://www.yufuin-kosumosu.jp/>

龜の井別荘

山家料理 湯の岳庵
茶房 天井棧敷
西国土産 鍵屋
Bar 山猫

Tel:0977-84-3166
www.kameno-i-bessou.jp





❖ 亀の井別荘

大正10年創業。由布岳の麓、金鱗湖畔。

1万坪の庭内に旅館「亀の井別荘」、山家料理「湯の岳庵」、茶房「天井棧敷」、BAR「山猫」、西国土産「鍵屋」が点在しています。

11の離れと6つの洋室があり、すべての客室にて源泉掛け流しの温泉をお楽しみいただけます。庭内の源泉より、天然かけ流しのお湯をお送りしておりますので、なめらかなお湯を一晩中お楽しみいただけます。

📍 由布市湯布院町川上2633-1

☎ 0977-84-3166



❖ 草庵秋桜

草庵秋桜は由布院の観光名所「金鱗湖」やたくさんのショップが立ち並ぶ「湯の坪街道」にほど近く、その中で静かに佇む温泉宿。

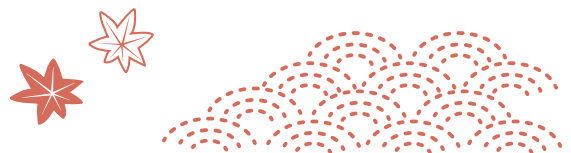
2部屋のベッドルーム+リビングで3世代のご旅行も楽しめる本館特別室や、お子様連れのお客様も安心してお料理を楽しめるキッズルームレストランもあります。

全ての客室が畳にテーブル・椅子・ベットと、ゆっくりお寛ぎいただけます。

優雅な大人の時間を楽しみたいお客様は心地よいJAZZがながれる大人のレストランご利用もおすすめです。

📍 大分県由布市湯布院町川上1500

☎ 0977-85-4567



01 由布院温泉

由布市を代表する地域資源

共同温泉



乙丸温泉館

由布院駅から最も近い共同温泉で、地元の人はもちろん市外の人や観光客に広く親しまれている共同浴場です。館内に温泉の守り神である薬師如来が祭られており、入浴料はその賽銭箱に入れます。

- 📍 由布市湯布院町川上2946番地1
- ☎ 0977-84-3573
- 💰 ¥200円
- 🕒 6:30~22:00
- 🛑 あり(第3木曜日)



ゆのつぼ温泉

湯の坪街道から少し入った大分川沿いにある共同浴場です。歴史ある共同浴場で江戸時代の文献にもその名前が残っているという古湯です。男女ともヒノキを使った内湯で、観光客にも人気のある共同浴場です。

- 📍 由布市湯布院町川上1087番地1
- ☎ 097-582-1304(直通) 商工観光課
- 💰 ¥200円
- 🕒 10:00~22:00(変動あり)
- 🛑 なし



教養の豆知識 SDGsとは?

エス・ディー・ジーズ

持続可能な開発目標 SDGs とは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



外務省HP「SDGsとは?」より加工編集して作成(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)



❖ 加勢の湯(西石松共同温泉)

湯布院町県道沿い、石松バス停のすぐ近くにひっそりとある温泉です。お湯は綺麗な透明湯、掛け流しなので表面が熱めですが、清涼で新鮮、ほどよいつるり感と肌理の細やかさがあります。

- 📍 由布市湯布院町川南
- 💰 ¥100円
- 🕒 7:00~22:30(変動有)
- 🏠 休なし



❖ 由布岳温泉

湯布院の中心から少し南にはずれた静かな田園の中にあり、周辺の山々にちなんだ名がつく12の貸切風呂があります。

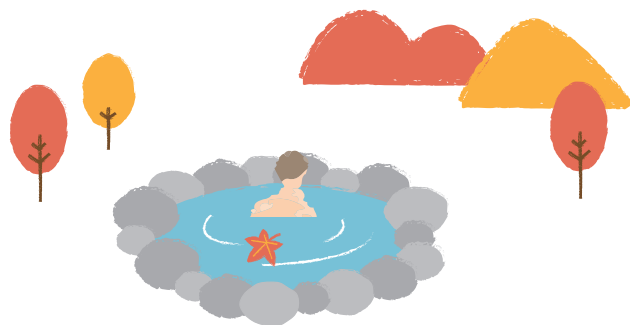
- 📍 由布市湯布院町川上2425-2
- ☎ 0977-84-2453
- 💰 ¥500円(大人)、300円(小学生以下)
- 🕒 11:00~17:00受付終了
- 🏠 休なし



❖ クアージュゆふいん (湯布院健康温泉館)

ドイツ式の温泉療養が体験できるユニークなクアハウスです。水着を着て、運動浴やジャグジー浴、打たせ湯、冷水浴などの様々な入浴法をお試しいただけます。水着のレンタル等も行っていますので、手ぶらでの体験も可能です。もちろん、男女別の温泉も完備していますので立ち寄り湯としてもご利用いただけます。

- 📍 由布市湯布院町川上2863番地
- ☎ 0977-84-4881
- 💰 大人(高校生以上)830円 小人(小学生から中学生まで)620円
お風呂のみの場合は大人・小人520円 ※R8.10~料金改定
- 🕒 10:00~21:00(受付は~20:30)
- 🏠 毎週木曜日(祝日の場合は翌日)



特集

個性きらめく、
由布市の
いいところ

02 湯布院地域の見どころ

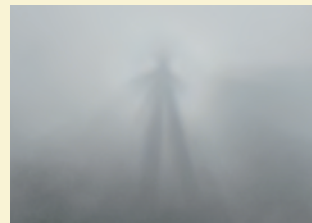
山々や湖沼がおりなす美しい景観



由布市ガイド



由布岳のブロッケン現象



ブロッケン現象とは、太陽を背にして立ったとき、自分の影が前方の雲や霧に巨大に映り、その周囲に色のついた光の輪が見える現象です。ドイツのブロッケン山頂でよく見られることからこの名称がついています。由布岳はブロッケン現象が見られる数少ない山の一つです。



◆ 由布岳

標高1,583mの由布岳は、双耳峰を持つ美しく荘厳な姿から「豊後富士」と呼ばれ、古くから山岳信仰の対象として崇められています。毎年5月上旬には安全祈願祭が行われ、年間を通じて県内外から多くの登山愛好家が訪れています。山頂からは別府湾やくじゅう連山、由布院盆地が望めます。



国指定天然記念物

◆ 大杵社の大杉

根元の周囲が15.75m、高さ35m以上を誇る県下最大級の杉です。幹の裏側は畳3畳ほどの空洞があります。最近ではパワーを授かれる…と訪れる人も。



◆ 蛇越展望所

由布岳と由布院盆地を一望できる絶景スポットです。大蛇伝説から蛇越峠と名付けられた峠にある展望台で、県道11号(やまなみハイウェイ)をJR由布院駅から阿蘇方面に15分ほど走ると到着します。秋から冬にかけては朝霧に沈む由布院盆地を見ることができます。狭霧台と並ぶ朝霧のベストスポットとして、多くの人が写真撮影に訪れる場所です。



◆ 山下の池

阿蘇くじゅう国立公園内にある、周囲約4kmの人造湖。湖畔には遊歩道が整備されており、ハイキングなどが楽しめます。



❖ 金鱗湖

金鱗湖は由布院を代表する観光スポットの一つです。明治初期の儒学者・毛利空桑が、湖で泳ぐ魚の鱗が夕日で金色に輝くを見て「金鱗湖」と名付けたといわれています。湖に清水と温泉が流れ込んでいるため、年間を通じて水温が高く、冬の早朝には湖面から湯気が立ち上る幻想的な光景を見ることができます。



❖ 狭霧台

由布院盆地を一望できる展望台です。由布岳のふもとに位置し、雄大な自然を感じることもできるスポットとして人気です。九州横断道路沿いに位置するため、休憩所としても多くの人々が利用します。



また、秋から冬にかけては朝霧が盆地を包む様子を見れるベストビュースポットであり、多くの人々が撮影に訪れます。



❖ 由布ゆのひら森林公園

湯平温泉場からくじゅう・阿蘇方面へ向かう県道湯平温泉線の途中にある約19haの広大な自然公園。遊歩道や晴れた日には大分市まで眺望できる展望台など、自然を堪能できます。

❖ 小田の池

阿蘇くじゅう国立公園内にある天然湖。池の南東側には、6300年前からたい積した九州では珍しい湿原があり、サギソウ、シラヒゲソウなどが生育する植物の宝庫となっています。



文人墨客も愛した名湯

❖ 湯平温泉

花合野川の優しいせせらぎが響く温泉街、湯平温泉。開湯は鎌倉時代で、江戸、明治、大正、昭和のはじめまで、豊後の名湯と謳われていました。

江戸時代に敷かれた石畳の脇には、旅館が立ち並び、ゆったりと歩けばまるで時がとまったかのような、懐かしい気持ちに浸ることができます。

❖ 銀の湯

湯平温泉の石畳通り入り口近くに位置する共同浴場です。昔は川の中であり、銀粉のような白い結晶物が湯の中に混んでいたことから銀の湯と呼ばれるようになりました。入り口には足湯が設置されており、無料で利用することができます。

- 📍 由布市湯布院町湯平351番地7
- 💰 200円
- 🕒 10:00~14:00(現在仮営業中のため)
- 🏠 なし



===== 告 告 =====



由布市湯布院町下湯平 1653
TEL 0977-86-2453
FAX 0977-86-2460

山々や湖沼がおりなす美しい景観

❖ 塚原高原

塚原高原は由布岳の北側、標高約600mに位置します。美しい山々に囲まれ、畜産が盛んな地であるこの一帯には、見渡す限りの牧場と田園風景と、優雅な曲線を描く広大な丘陵地が目の前に広がっています。



❖ 由布院駅

ロビーが高さ12mの吹き抜けとなっており、改札口がなく、プラットホームまで一挙にぬけられるという造り。建築家磯崎新氏の設計による木造の駅舎は、建物全体が黒で統一されシックにしてモダン。待合室を兼ねたホールはギャラリーとしても利用されています。また、1番線ホームには、足湯(有料)もあります。



◀ 由布院駅アートホール



❖ 興禅院

興禅院は、菊池寛の名作『恩讐の彼方に』の主人公了海和尚のモデルとされる禅海和尚の得度の寺です。境内にはクロスパーディー(矢十字)を意匠とした異形のキリシタン墓があり、戦国時代にこの地域でキリスト教の布教が行われたことを如実に示しています。昭和48年に火災があり、木造の旧伽藍は全焼し、その後不燃性の本堂と庫裏が再建されました。



❖ 旧日野医院 国指定重要文化財

日野家は江戸時代から続く医家で、この建物は、明治27年に日野医家3代目にあたる日野要(かなめ)氏によって建てられました。外観は洋風ですが、造りは和風の「擬洋風建築」という様式で建てられています。このような建築は県下で最も古く、日本でも珍しい建物であり、平成11年に国の重要文化財に指定されました。



❖ 火口乃泉

- 📍 由布市湯布院町塚原1235番地
- 👤 大浴場(内湯) 大人500円
子ども200円(2時間以内)
露天 大人600円 子ども200円(2時間以内)
- 🕒 家族風呂1時間2,000円～
9:00～19:00(6月～8月 受付18:00まで)、
9:00～18:00(9月～5月 受付17:00まで)
- 📅 年末年始・悪天候時
(冬季期間は積雪のため休みとなる場合があります)



広告

県指定史跡

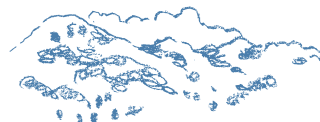
❖ 由布院キリシタン墓群

慶長19年(1614)以降、きびしい「宗門改め」が行われ、いわゆる隠れキリシタンとなった者も多くなりました。歴史を物語るように由布院盆地内には、キリシタン墓が500基以上あると言われていますが、このうち県指定のものは60基を数えます。



❖ 伽藍岳

- 👤 見学 大人 200円
子ども 100円



素敵な旅の思い出づくりをお手伝い。

日乃新 日乃新

由布市湯布院町川北 3-3 TEL 0977-84-5515(代)

日乃新

検索



❖ 由布市ツーリストインフォメーションセンター (YUFUiNFO)



平成30年4月にオープンした由布市ツーリストインフォメーションセンターは、世界的な建築家の坂茂氏がデザインした情報発信拠点施設。観光案内をはじめ、宿泊の斡旋や辻馬車等の予約、レンタサイクルの受付、さらには手荷物の預かりや配送など、観光客が気軽に立ち寄ることができるスポットです。

❖ 観光辻馬車

普通のまちの中を巡る馬車は全国的にも珍しく、馬車と共存が出来る安心なまち由布院という新たな地域イメージを創り上げることに繋がりました。由布院の象徴として、また由布院の風景の一部として、観光辻馬車は今や欠かせない存在となっています。

- ☎ 0977-84-2446 YUFUiNFO
- ¥ 大人(中学生以上)2,200円 子ども(4歳以上)1,650円
- 🕒 3月2日～12月末まで 9:00～
- 👤 9名または10名(馬車により異なる)



❖ 観光人力車

徒歩以上自転車未満のゆったりとした速度、快適な乗り心地でまちを巡ります。まちの表通りから裏道まで、俵夫が写真撮影とガイドを交えながら、お一人お一人に合わせた旅のお手伝いをいたします。

- ☎ 0977-28-4466 えびす屋 人力車 湯布院店
- ¥ 1区間 3,000円(一人乗り) 4,000円(二人乗り)
特別区間 5,000円(一人乗り) 7,000円(二人乗り)
- 🕒 9:30～日没 🛑 無休 🧑 1台につき2名まで

❖ レンタサイクル

かわいい建物に素敵なお店が点在する塚原高原は、サイクリングで巡るのもおすすめです。ノーマル自転車や電動自転車、ちょっとめずらしいタンデム自転車など塚原高原観光協会で手軽にレンタルすることができます。

- 📍 由布市湯布院町塚原4-31
- ☎ 0977-85-2254 🛑 休・火・水曜日



広告



株式会社 相棒舎

地域に根ざし、次世代が繋ぐ。事業の循環で、唯一無二の価値を。

私たちは、地元の若手雇用を軸に、多角的な事業を循環させています。
若い感性と情熱を掛け合わせ、この街にしかない「新しい価値」を創造し続けます。

📍 (本 社) 由布市湯布院町川上 1188 番地 25
📍 (事務所) 由布市湯布院町川上 3380 番地 12

☎ 0977-77-2625
☎ 080-5270-3838

✉ aibosha3838@gmail.com

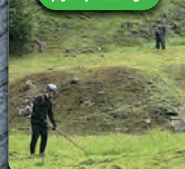
相棒舎の事業内容

小規模から大規模、スタンダードから専門性の高い工事まで幅広く。

伐採工事



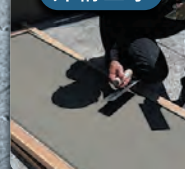
除草工事



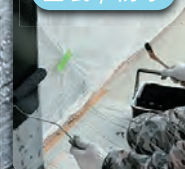
鉄工事



外構工事



塗装 / 防水



特集

個性きらめく、
由布市の
いいところ

03

庄内地域の見どころ

黒岳を望む景観と神楽の里

YUBU
KOURA

由布市ガイド

◆ 庄内神楽

どこからともなく人が集まり、舞台が始まるのを待ち侘びる夕暮れ時。そこには、古より受け継ぐ伝統ある庄内神楽を、憧れのまなざしで見入る子どもたちの姿や、市内外から訪れる多くの神楽ファンでにぎわいます。庄内神楽は安永7年(1778年)に社家衆団による神楽の奉納が行われたという記録が残っています。現在12の神楽座があり、庄内地区系と阿蘇野地区系の2流派が継承されています。どちらもテンポが早く、にぎやかな太鼓や笛の囃子は、勇壮かつ華麗、時にはユーモラスな舞で観客を魅了します。



◆ 黒岳

くじゅう連山の北東端、阿蘇くじゅう国立公園の一角にある黒岳は、原生林に埋め尽くされた神秘的で幻想的な山。冬になると、広葉樹の木立が黒みを帯び、山全体が黒っぽくなることからその名がついたと言われています。

春から夏にかけては深い緑色に覆われ、秋はきらびやかな着物をまとったかのように美しい紅葉、そして冬は物静かで、温くなるその時をじっと待っているかのような、時には雪をかぶる日も。日本の自然美を凝縮したかのような黒岳は、季節を問わず多くの登山客が訪れています。

◆ 男池 日本名水百選



黒岳の麓から湧き出る湧水で、日本名水百選にも選ばれています。水温は年間を通じて12.6℃を保ち、湧出量は毎分14トン、1日約2万トンにも及びます。すぐそばに黒岳の原生林があり、遊歩道なども整備されていますので、トレッキングや森林浴も楽しむことができます。入場の際に清掃協力金100円をお願いします。

◆ 城ヶ原 オートキャンプ場

大分川沿いにあるオートキャンプ場です。大分市から車で30分程度で来ることができ、緑に囲まれた中でのキャンプや河川プールでの水遊びに多くの人々が訪れます。



- 🕒 3月～11月(9:00～17:00)
- 🕒 12月・1月は休止、2月は平日のみ(10:00～16:00)
- ☎ 090-2079-5318
- 🌐 <http://jougahara.web.fc2.com>



広告

原生林の中のお宿

白水鉱泉旅館

白泉荘

大分県由布市庄内町阿蘇野

TEL 097-585-1168





❖ ロノ原ふれあい広場

庄内地域では「桜の名所」として知られ、3月末ごろから徐々に桜の見ごろとなってきます。

県・市指定文化財

❖ オダニの車橋・櫟木の阿南橋

庄内町櫟木を流れる間田川には九州最古級、江戸時代中期の架橋とも言われるオダニの車橋があります。単一アーチの石橋で、どっしりとした安定感があります(県指定文化財)。この車橋からほど近い上流には阿南橋が架けられています。布積みの目地が美しいこの橋は、大分県予算で架橋された第1号の石橋で市の有形文化財として指定されています。技法の異なる2つの石橋を同時にみることができる光景は、付近の静けさとあいまって心地よい空間を作り出しています。



みことピアほのぼの温泉館

庄内駅のほど近くに位置し、地元の人たちにも人気の温泉施設です。男女別の内湯と露天風呂のほかに家族湯や休憩スペースもあり、ゆっくりと過ごすことができます。

- 📍 由布市庄内町庄内原355番地1
- 💰 大人 200円(310円)、中学生以下 100円(200円)
70歳以上 150円(260円)、3歳未満 無料
※市外者は、()内の料金
家族湯 50分以内 1,040円
※家族湯は、事前に電話予約要
- 🕒 11:00~21:00
- 🛑 毎週水曜日・12月31日~翌年1月2日
- ☎ 097-582-2864

❖ 高岡のキリシタン墓 市指定文化財

庄内町高岡にあるこの墓地には、いくつかの五輪塔とともに3基の宝塔があります。一見普通の宝塔のように見えますが、塔身の下面に十字が刻まれているものや、「|」と「一」を重ね合わせることで十字章を表現する「あわせ十字」も確認できます。寛永5(1628)年の銘が刻まれているものがあることから、キリスト教禁教令後の「隠れキリシタンの墓」と思われます。



市指定文化財

❖ 大應寺の無縫塔

寺伝によれば、暦応元(1338)年に大友八代の氏時が開いたとされています。本堂背面の壁面に龕が穿たれており、そこに大友氏時の供養塔が安置されています。この無縫塔には北朝元号の応安元(1368)年の銘が確認できます。



県指定文化財

❖ 湊の板碑

湊の天満社から少し離れたところにあるこの板碑は総高約2.3mを測る、大きな石造物です。特徴的なのは、両面に梵字が薬研彫りで刻まれていることで、その造りもとても優美なものです。詳細な作成年代は不明ですが、室町時代のものと考えられています。

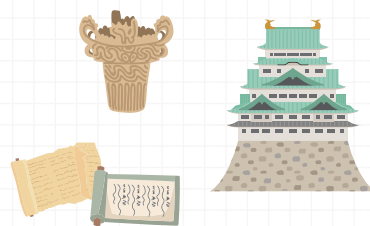
教養の豆知識 文化財って？

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。



文化庁HP「文化財」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/>)の内容を引用・編集・加工して作成

特集

個性きらめく、
由布市の
いいところ

04

挾間地域の見どころ

壮大な渓谷美に出逢える場所



ここに
あります。

爽快感、迫力、圧倒的な存在感。
たくさん感動に遭遇する場所が

爽快感、迫力、圧倒的な存在感。

由布市ガイド

❖ 由布川峡谷

由布岳と鶴見岳の間を流れる由布川の景勝地、「由布川峡谷」。深さ30～60mものU字型の断崖が垂直に切り立ち、延長約12kmにわたって続いています。二つのチョックストーン、しなやかな岩肌を滑り落ちる40数条の滝、百余りの濃紺の深淵と、自然の神秘が織りなす峡谷美はまさに天然のアート。「東洋のチロル」と呼ばれる日本有数の大峡谷で大分県の名勝として指定されています。

初夏は、一面新緑に包まれる峡谷の下へと降りるにつれ、ぐんと気温が下がりひんやり涼しい秘境の世界。そこでは、水遊びに訪れた子供たちのはしゃぐ声が響き渡ります。最近では、パクラフトという軽量ボートで峡谷の奥深くを目指して冒険するツアーも人気のアクティビティの一つ。秋は木々が紅く染まり、せせらぎを聞きながら、心休まるひととき。夏とはひと味違った空間へと誘います。



広告

SATO バス・キッチン・ソーラー
リフォーム設備工事

株式会社
佐藤建材店

大分県由布市挾間町挾間 742 番地 1
TEL 097-583-1001
097-583-0001

株式会社
サン建コンサルタント

建設コンサルタント業務
測量業務・地籍調査
補償コンサルタント業務
施工管理

由布市挾間町向原 1298 番地 1
TEL 097-583-4218
FAX 097-583-3418

株式会社
大信設備機器

DAISHIN
代表取締役 工藤 盛生

- 消防設備保守管理
設計施工
- 消火設備機器販売

〒879-5511 大分県由布市挾間町古野 88-1
TEL 097-585-5298
FAX 097-576-9708



◆ 北原石造無縫塔 県指定文化財

挾間町鬼崎にあるこの重制の無縫塔は正長2(1429)年の銘が確認できる、優美な石造物です。その台座には、肥後国(現在の熊本県)から馬見塚氏がやってきたことが記されており、この無縫塔は始祖である馬見塚左馬介正国の墓と伝えられています。



◆ 海老毛横穴古墳群 市指定史跡

弥生時代から古墳時代にかけての遺跡がいくつか確認されている由布市ですが、古墳時代後期の横穴墓群が確認されているのは挾間町赤野の海老毛だけで、現在14基を数えることができます。短い羨道と単室の玄室が伴うものですが既に開口されており、出土品等は確認できていません。往時を偲ぶことができる貴重な遺跡です。



◆ 来鉢神社

挾間町来鉢にあるこの神社は、貞観11(869)年に遷化した延暦寺の金亀和尚の神霊を配祀したことから、社号を和尚宮に改めたと伝えられています。天井絵馬には即願寺紫陽による動植物が多く描かれ、市指定文化財の扁額絵馬には祭りの様子が描かれており、当時の風景を垣間見ることができます。



◆ 龍祥寺

放牛和尚の開山で応安3(1370)年に創建されたと伝えられている龍祥寺は、大友家の庶流である狭間氏の累代の菩提寺でもあります。放牛和尚は京都の建仁寺・天龍寺・南禅寺などに住持した高僧で、龍祥寺に伝わる絹本着色放牛光林像(けんぼんちやくしよくほうぎゆうこうりんぞう)は、国の重要文化財として指定されています。狭間家当主の墓碑を含む五輪塔群は、県の重要文化財にも指定されています。



教養の豆知識 文化財の種類、指定・選定・登録

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義しています。これらのうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うとされています。

また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録の作成に努めています。ほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。国が指定等を行った文化財の件数は時代の変遷や新発見、学術的な調査研究の進展等に応じて、着実に増加しています。それらの文化財については、その種類に応じて、現状変更等に一定の制限が課される一方、修理等に対する国庫補助を行うなど、保存及び活用のために必要な各種の措置が講じられています。



文化庁HP「概要」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/>)の内容を引用・編集・加工して作成

〔特集〕

個性きらめく、
由布市の
いいところ

05

体験する

由布の自然や文化を体験



▲「由布市グリーンツーリズム研究会」ロゴマーク

❖ 農泊体験(グリーン・ツーリズム)

由布市では、農村のごく普通の民家へ宿泊し、ありのままの田舎の生活を体験する「農家民泊」を進めております。

宿泊できる民家は約40軒あり、農作物の植付けや収穫などの農業体験をはじめ、陶芸やしめ縄、竹かごづくりなどの工芸体験、自然散策など多彩なメニューが用意されているのも楽しみのひとつです。

問 農政課 ☎097-582-1293(直通)

❖ ステンドグラス体験

色ガラスを組み合わせて、フォトフレームや鏡を作ることができます。スタッフが丁寧に指導してくれるので、初心者でも安心。

¥ 1,500円～

※体験は美術館入館者のみ。入館料別途

◎ 約1時間～

問 由布院ステンドグラス美術館

☎0977-84-5575



❖ 箸づくり体験

湯布院で育った木を使ってオリジナルの箸を作ります。

小刀や、やすりを使って削り、飾りや文字を入れることもできます。

¥ 2,750円～

◎ 約1時間

問 箸屋一膳 ☎0977-84-4108



生活の豆知識 ベビーカーマーク

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。ベビーカー利用者や周囲の方は、お互い気持ちよく利用できるように協力しましょう！



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。



出典：国土交通省

● 由布の体験メニュー

エリア	体験	内容	料金	所要時間	お問合せ
由布院エリア	旅のりツアー	レンタルバイクで各所を巡るツアー	5,000円～	2時間	旅くらす ☎080-1753-6416
	湯布院ガイド(まち歩き)	神社仏閣や歴史探訪	1グループ1,000円～	1時間半～	湯布院ガイドあさぎり会 ☎0977-85-3027
	電動ろくろ	ろくろを回してオリジナルの器を作る	3,000円～	約50分	ゆふいん蚊籠窯 体験工房ミュウ ☎0977-84-3958
	陶芸・絵付け	土のぬくもりを感じながら器作り	3,000円～	約1時間	ゆふいん平家窯 ☎0977-84-2726
	陶芸	ゆったりのにびり楽しみながら器作り	3,000円～	約1時間～	陶工房 由布きらく舎 ☎0977-28-8485
	はた織り	田舎の景色に抱かれてのにびりはた織り	2,200円～	約1時間半～2時間	ゆふいんフローラハウス ☎0977-84-2718
	押し花	ハガキやしおりを押し花で彩る	1,100円～	約30分	ゆふいんフローラハウス ☎0977-84-2718
エリア 塚原	塚原レンタサイクル	爽やかな風を感じながら高原を巡る	800円～	約30分	塚原高原観光案内所 ☎0977-85-2254
	火口見学	自然の息吹に魅せられ強酸性の湯に癒される	大人200円、小学生100円	約30分	塚原温泉 火口乃泉 ☎0977-85-4101
庄内エリア	なし狩り	もぎたて梨が食べ放題	中学生以上500円、小学生300円 ※持ち帰りは有料	—	観光なし狩り 小野農園 ☎097-582-3650 ☎090-9578-5106
	化石発掘	自然素材の珪藻土採掘場で化石を発掘!?	大人1,000円、小人500円	約2時間	坂本礫業所 ☎097-585-1002
	陶芸	手ひねり、ろくろ…どの陶芸を楽しむ?	2,500円～	2時間	陶工房 游山 ☎090-5748-2741
	ピザ作り	1人でも団体でもOK!	2,500円～	2時間	陶工房 游山 ☎090-5748-2741
挟間エリア	陶芸	1人でも団体でもOK!	3,500円	約1時間半	陶芸工房 馬ん窯 ☎090-1088-9396
	由布川峡谷バックラフトツアー	峡谷の奥深くを目指す冒険ツアー	18,000円	3時間半	(一社)ユフイズム ☎097-529-7523
	はさまの歴史にふれる(まち歩き)	はさまに残る遺跡を巡る	無料	1時間半	挟間町ボランティアガイドふるさと研究会 ☎097-583-4316

※体験によっては季節限定のものや、事前予約が必要な場合があります。体験を希望される方は予めご確認の上お出かけください。

広告

珪藻土製品	土木資材	 株式会社 坂本礫業所
農業資材	土木工事一式	

由布の珪藻土で出来た

コースター
タイルバスマット
イーソル
室内壁用珪藻土

取扱い販売しております。お気軽にお問い合わせ下さい!!

山砂利等販売
工事から発生した土砂の受け入れ

特許「草のはえない土」
イーソル
e-sol
珪藻土入り固化舗装
自然的な風合いになり、
透水性が期待できます。
防草効果があります。



URL: <https://www.sakamotokogyosho.com>

四輪ダートトライアルコース 開設(日曜のみ)

本社 〒879-5424
大分県由布市庄内町直野内山 338 番地

TEL 097-585-1002 FAX 097-585-1003







うまかもん



梨・梨製品

豊かな甘みと果汁たっぷりの梨。8月～11月の梨シーズンになると国道210号線沿いに梨の直売所が立ち並び、新鮮な梨を購入できます。

また、市内では梨ソフトクリームや梨蜜シロップさらには梨シェイクなどの加工品も多数販売されています。

庄内梨直販所マップ
(URL:<http://www.city.yufu.oita.jp/kankou/grume/>)
には直売所や加工品、梨狩り等の情報も掲載しています。



梨ソフトクリーム



梨蜜シロップ

由布市発祥の
郷土料理の



やせうま

大分県の郷土料理を代表する「やせうま」。平安時代に、藤原鶴清麿(つるきよまろ)という若君が乳母の八瀬に作らせたおやつを、「八瀬、うまうまじゃ」とせがんだことから「やせうま」と呼ばれるようになったと、挾間町古野地区に言い伝えが残っています。



いちご(ベリーズ)

大分県産ブランドいちご「ベリーズ」。12月～3月のシーズンに多く出荷されています。鮮やかな赤色と甘さと酸味のバランスの良さが特徴です。

広告

下谷酒店

☎ 0977-84-2057
FAX 0977-84-3498 花の木通り

ゆふいん
きんりんどう

YUFUIN
KINRINDO

美術館のような酒店

お酒は二十歳になってから

一杯の記憶になる

旅の記憶になる

由布市湯布院町川上 3048-1
(由布見通り)
TEL 0977-84-4486

ゆふの和酒製造蔵 本格麦焼酎 由布岳(ゆふだけ)、由布之郷(ゆふのごう)
醸造元: 小野酒造株式会社 大分県由布市庄内町大竜ウソノ尾 2700 番地 Tel:097-582-0423

お土産・ご贈答に
是非 ゆふの酒を

由布岳 25% 麦焼酎
由布之郷 黒麹仕込みの本格焼酎
由布之郷 黒麹仕込みの本格焼酎
由布之郷 黒麹仕込みの本格焼酎
由布之郷 黒麹仕込みの本格焼酎



木
工
品



箸やスプーン、皿、小鉢など、暮らしに
欠かせないものを、それぞれ木の特徴を
生かして創り上げた逸品。

麻生酒造「薬(ひこばえ)」「槽しぼり原酒」・
小野酒造「yufudake」「由布之郷」



地
酒

名水あるところ
に名酒あり。由布の水、
素材、自然、作り手の
想いが醸す芳醇な味
わい。

手
作
り
ア
イ
ス

湯平温泉旅館のおかみさんたちが作る、愛情
いっぱいの手作りアイス。いちごやかぼちゃ、そば
の美など季節の味がずらり。



特産品 直売所



道の駅 ゆふいん
気軽に立ち寄れる
情報発信ステーション
📍 湯布院町川北899-76
☎ 0977-84-5551



**JAゆふいん直売所
陽だまり**
由布院駅より徒歩2分
📍 湯布院町川上2914-1
☎ 0977-84-2270



かぐらちや
地元産品の品ぞろえが
豊富
📍 庄内町大龍1588
☎ 097-582-2555



陣屋市場
郷土料理も味わえる市場
📍 挾間町挾間95-1
☎ 097-583-4312

廣 告

一年熟成ゆずこしょう

旅館 黒嶽荘

〒879-5423
大分県由布市庄内町阿蘇野2259
TEL 097(585)1161 FAX 097(585)1172

ゆずこしょう



爽やかな柚子の香
りにぴりりと辛味の
効いたゆずこしょう。
鍋や揚げ物、肉料理
など、何にでも合う
万能薬味。

由布市の年中行事

1月

- 庄内神楽新春初舞 📍 庄内総合運動公園 神楽殿
- 大將軍神社春の大祭 **A** 📍 挾間町 大將軍神社

大將軍神社は昔から牛馬の神様として信仰されています。この祭りは、農耕にかかせなかった牛馬の安全や健康を祈るお祭りであり、現在は無病息災を願う人々が参りに訪れます。

3月

- 辻馬車開き **B** 📍 湯布院町 JR由布院駅前
- ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会 **C** 📍 湯布院町内

阿蘇くじゅう国立公園内の雄大な由布岳を望む湯布院スポーツセンタージョギングコースでさわやかな空気を感じ、心地よい汗を流すマラソン大会が開催されます。個人マラソン、リレーマラソンのコースで「ゆふいん」を満喫することができます。

4月

- ゆふいん温泉まつり **D** 📍 湯布院町 国民宿舎跡地
- 黒岳山開き 📍 庄内町 男池駐車場
- 由布川峡谷開き 📍 由布川峡谷自然公園内 展望台

由布院温泉の豊かな恵みに感謝する「献湯祭」や伝統芸能の公演などの多彩な催しが行われます。

5月

- 由布岳山開き 📍 由布岳正面登山口
- 庄内神楽定期公演 **E** 📍 庄内総合運動公園 神楽殿

神楽の里、由布市庄内町では5～10月の第3土曜(8月のみ第2土曜)の18時から庄内の神楽座が持ちまわりで月1回の定期公演を行います。

- 湯平温泉まつり **F** 📍 湯布院町 湯平温泉

湯平の温泉の恵みに感謝するお祭りです。幼稚園児による稚児行列や地元若旦那たちによる素人劇団、参加者が仮装をして石畳の坂道を疾走する「地獄の駕籠かきレース」などの多彩な催しが行われます。

- YUFUIN RIDE 📍 湯布院町内

- 塚原高原コモレビカフェ 📍 湯布院町 塚原高原

6月

- 庄内神楽定期公演 📍 庄内総合運動公園 神楽殿

7月

- ゆふいん文化記録映画祭 **G**

📍 湯布院町 ゆふいんラックホール ※開催時期は例年変動有り

文化記録映画祭は歴史的・文化的に興味深いドキュメンタリー映画などの映画作品を一挙に上映し、夜には乙丸公民館で懇親会も開かれます。

- 庄内神楽定期公演 📍 庄内総合運動公園 神楽殿

- ゆふいん音楽祭 📍 湯布院町 ゆふいんラックホール

季節の風物詩や
人々で賑わうイベント、
伝統の行事



広告

A-ZEST 有限会社
アゼスト
CONNECT OUR HEARTS TOGETHER



運輸事業部

【一般貨物自動車運送事業】
【貨物利用運送事業】



CS事業部

- 【文具】事務用品販売 事務機器販売
 - 【オフィス】オフィス家具販売 / レイアウト・リニューアルプラン作成 / 内装工事 他
 - 【広告】テレビCM・映像制作印刷物制作 他
- 介護用品取扱い



〒879-5513 大分県由布市挾間町高崎 949-2 ☎ 097-586-3388 📠 097-586-3378

※新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所等が変更となる場合があります。

8月



由布市ガイド



● **庄内神楽定期公演** 📍 庄内総合運動公園 神楽殿

● **ゆふいん盆地まつり** 📍 湯布院町内

蝗攘祭は古来より伝わる、五穀豊穡を願う虫追いの行事(害虫を追い払う行事)を再現したもので、山笠を先頭に男衆たちが市内を練り歩く行列が見ものです。その後に行われる花火大会は、由布院盆地を華やかに彩ります。16日は由布見通りを埋め尽くす約1000人での盆踊り大会が行われます。

● **小野屋十七夜観音祭** 📍 庄内町 小野屋商店街

多数の出店が並び、精霊流しや神楽、花火大会などの多彩な催しが行われます。

● **由布市はさまこども夏祭り・由布市はさま花火大会** 📍 挾間町 中洲賀グラウンド

屋間は由布市はさまこども夏祭りが行われ、懐かしい遊びの体験コーナーや子供広場などが行われます。夕方からは盆踊り大会が行われ、その後は由布市はさま花火大会が行われます。

● **湯布院映画祭** 📍 湯布院町 ゆふいんラックホール

前夜祭では由布院駅前に設置した特設野外スクリーンで、それ以降は湯布院公民館にて、懐かしの映画や公開前の作品など邦画を多数上映します。また、映画監督や俳優などのゲストを招いてのシンポジウムやパーティーも行われます。

9月

● **湯平白熊まつり** 📍 湯布院町 湯平温泉

五穀豊穡を祈願する谷川神社の秋の大祭です。湯平温泉石畳街を中心にマヤリ(白熊)・みこし・子供太鼓が奉納されます。

● **庄内神楽定期公演** 📍 庄内総合運動公園 神楽殿

● **由布院牛喰い絶叫大会** 📍 湯布院町 並柳牧場

大自然に囲まれた広い牧草地の中で、地元の「豊後ゆふいん牛」のバーベキューを食べた後、参加者が思いの丈を絶叫し声の大きさや内容などを競います。

● **食べもの文化フェア** 📍 湯布院町内

● **庄内神楽定期公演** 📍 庄内総合運動公園 神楽殿

● **塚原高原コモレビモルックジャンボリー大会**

📍 湯布院町 塚原高原

10月

● **ならねっ子まつり** 📍 挾間町 はさま未来館

由布市挾間町出身の後藤檜根(ごとう ならね)を記念したお祭りです。檜根が夢見た「児童文化の花」を咲かせるため、会場では檜根作品の紹介やスタンプラリー、読み聞かせなど、たくさんの催しが行われます。

● **庄内神楽祭り・庄内町ふるさと祭り** 📍 庄内総合運動公園 神楽殿

庄内神楽祭りは、庄内神楽を継承する町内神楽座のほかに、地元の保育園児や高校生などの多くの神楽団体が一堂に会します。同時開催の庄内町ふるさと祭りでは、特産品の展示販売、地元グルメの出店、こども広場などが行われます。

● **はさまきちょくれ祭り** 📍 挾間町 中洲賀グラウンド

合併前の挾間町時代から続く、挾間の秋恒例のイベントです。農産物の展示販売や各種物販コーナー、出店などが立ち並び、メインステージでは様々な催しが行われます。

11月

広告

あなたの暮らしに貢献する 創業66年

株式会社 キチセ

出光興産特約店
小野屋パイパス SS
 由布市庄内町樺木 1061
 TEL 097-582-0829

LP ガス販売店
 由布市庄内町大龍 2155
 TEL 097-582-0830

生鮮食品スーパー

バリュー庄内店

毎週水・土曜日は わくわく特売日

毎週水曜日は ポイント5倍

由布市庄内町大龍 2155
 TEL 097-582-3333

車のことならお任せください! 創業53年

有限会社 小野屋車輛

すべての車メーカー対応

DAIHATSU 小野屋車輛 TEL:097-582-0071

由布市庄内町樺木 1077-1
 TEL 097-582-0071

クロレラと乳酸菌で広がる笑顔 創業56年

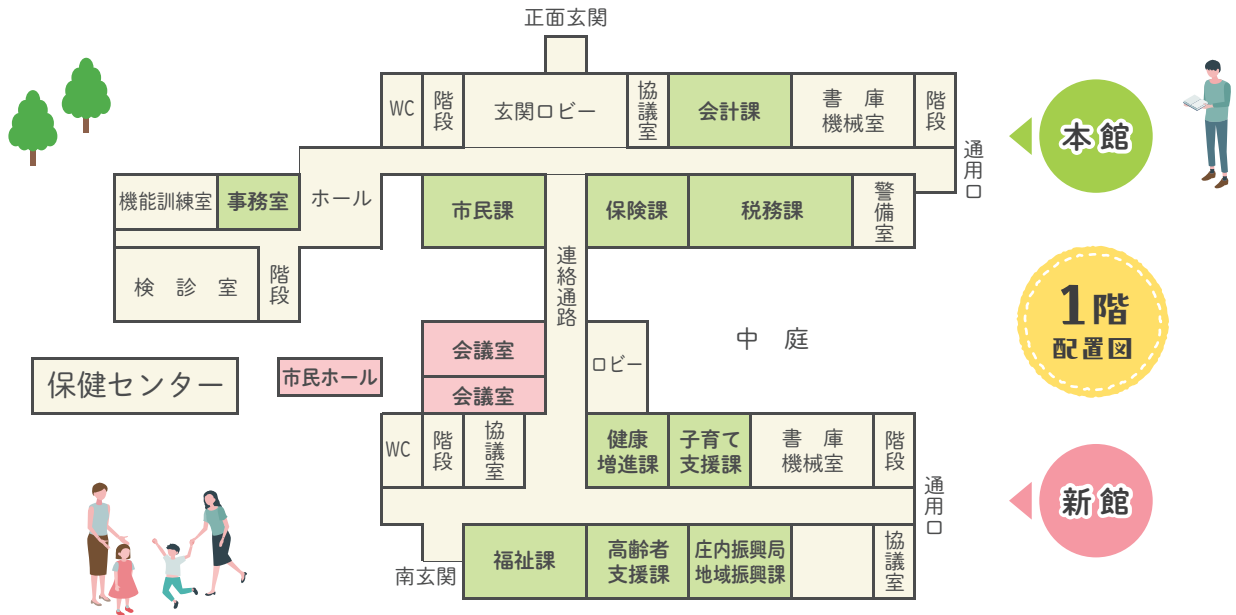
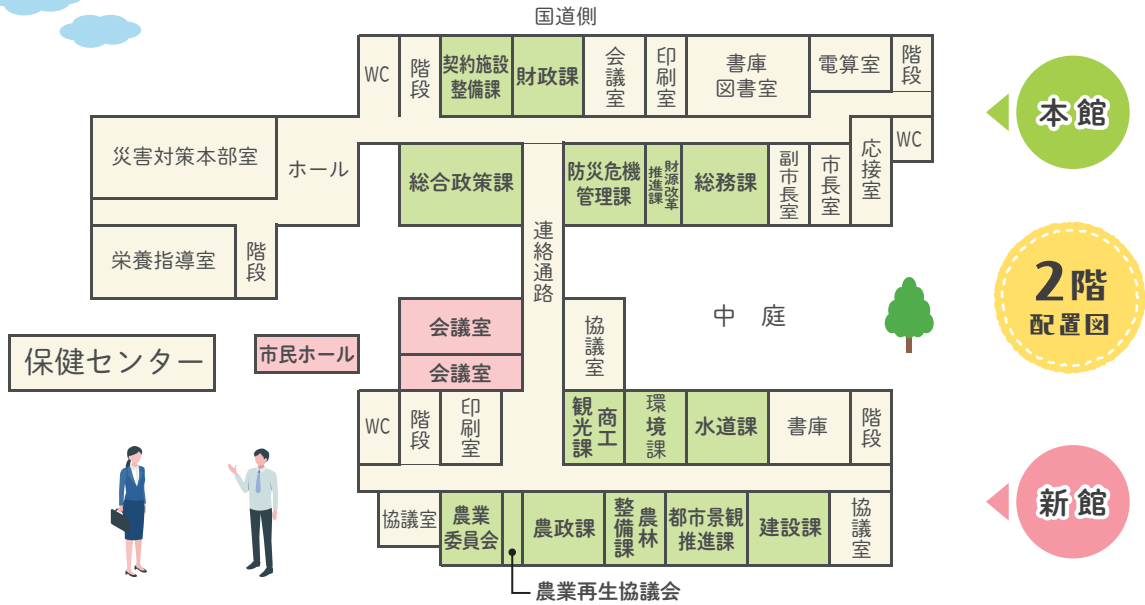
株式会社 クロレラ本社

クロレラ本社 検索

<https://www.chlorella-labe.co.jp>

由布市庄内町東長宝 437-4 TEL 097-582-2629

市役所の庁舎案内



広告

ENEOS 庄内庁舎前SS



(有)小野淳石油店

由布市庄内町柿原631

TEL 097-582-0374
FAX 097-582-0024

生活の豆知識 公共の相談窓口

行政の困りごとについての相談先

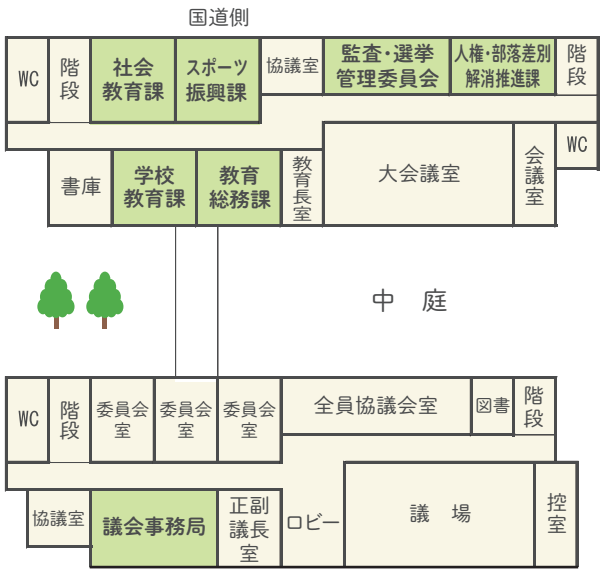
行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターさくみみ(管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター)につながります。都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターさくみみにつながる場合があります。



総務省HP「行政相談の受付窓口」より加工編集して作成(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudan_uketuke.html)



本館

3階配置図

新館

挾間庁舎



〒879-5592
由布市挾間町向原128番地1
☎ 097-583-1111

湯布院庁舎 (ゆふいんラックホール)



〒879-5192
由布市湯布院町川上3738番地1
☎ 0977-84-3111

由布市役所



〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
☎ 097-582-1111(代表)



広告



一緒に働く仲間 募集しています。

株式会社 増田工務店

代表取締役社長 増田 則幸

由布市挾間町古野117-2
TEL 097-578-8655
FAX 097-578-8168



信頼の型枠工事で
支える
大分の未来

地元大分の発展に貢献していきます。

行政組織案内

- ▶ 由布市役所 ☎(代表)097-582-1111
- ▶ 挾間庁舎 ☎097-583-1111
- ▶ 湯布院庁舎 ☎0977-84-3111

市外局番は
(097)です

	課	直通電話	係	主な業務
本庁舎 (本館1階)	市民課	582-1137	市民係 総合窓口係	戸籍・住民票等の登録、印鑑登録、証明書の発行、パスポートの申請受付・交付など 出生・死亡に伴う各種申請に関する手続きなど
	税務課	582-1269	課税係 (市民・軽自・入湯)	市民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課及び証明書の発行等
		582-1138	課税係(固定資産)	
		529-8788	収納係	市税の徴収・還付及び滞納処分、納税啓発など
	保険課	582-1121	保険係	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に関する手続きなど
会計課	(代表) 582-1111	出納係 審査係	市税、その他の公金の収納など 支出命令書の審査、収入調定の審査など	
本庁舎 (本館2階)	総務課	582-1112	総務係	自治委員会、行政区域、行財政改革、行政相談、情報公開など
			秘書広報係	市長・副市長の秘書業務、市報・ホームページなど
			職員係	職員の人事・研修など
	防災危機管理課	582-1140	防災危機管理係	防災及び災害対策、防災行政無線運営、国民保護法など
	総合政策課	582-1158	企画調整係	総合計画、総合戦略、コミュニティバス、空き家バンク、企業誘致など
			情報統計係	電子計算組織の保護及び管理運営、各種統計調査など
	財政課	582-1176	財政係	市の財政計画、予算の編成、中期財政計画など
			財産管理係	公有財産の総括、不動産・物品の寄附採納など
			施設整備係	建築等工事の設計、監理監督に関すること
			契約検査室	工事等の入札及び契約、建設工事に係る検査など
契約施設整備課	529-5876	施設整備係	建築等工事の設計・管理監督など	
		契約係	工事等の入札、契約など	
		検査係	工事等の検査など	
財源改革推進課	529-8014	財源改革推進係	未利用財産の利活用等財源の確保に関することなど	
本庁舎 (本館3階)	人権・部落差別 解消推進課	582-1244	人権・部落差別 解消推進係	人権・部落差別問題解消に関する企画調整、更生保護に関することなど
	監査・選挙管理 委員会事務局	582-1219	選挙係	選挙の管理執行など
			監査係	定期監査、出納検査、決算審査など
	教育総務課	582-1177	総務係	教育委員会の会議、通学区、スクールバスなど
			施設係	学校施設の整備計画・維持補修・使用許可及び使用料など
	学校教育課	582-1179	学校教育係	学校教育に関する指導及び助言、就学・就園の援助、学校保健・食育など
			中高一貫教育推進係	連携型中高一貫教育に関すること
			給食センター係	住所、連絡先等は86ページをご覧ください
	社会教育課	582-1203	幼稚園	住所、連絡先等は86ページをご覧ください
			生涯学習係	社会教育の推進、青少年健全育成など
文化振興係			文化財の調査活動及び指定、指定文化財の保護及び活動など	
公民館係			住所、連絡先等は85ページをご覧ください	
スポーツ振興課	582-1217	市立図書館係	住所、連絡先等は85ページをご覧ください	
		体育振興係	社会体育の振興、体育施設の管理及び整備、体育協会など	
保健センター	庄内保健センター (健康増進課)	(代表) 582-1111		庄内地域の健康診査及び訪問指導、母子保健、精神保健、栄養指導、予防接種など

広 告

60歳以上の方

新入会員募集中!

お仕事の一例

屋内外の一般作業

- 除草作業(草取り)
- 草刈り
- 伐採
- 剪定、植木の手入れ
- 屋内外清掃

管理分野

- 建物管理
- 施設管理
- 商品管理

派遣業務

- 運転業務
- カート整理
- 調理補助業務
- 油種管理業務

公益社団法人
由布市シルバー人材センター

お仕事の依頼・会員登録のお問い合わせ先

☎097-540-7992

由布市挾間町向原17番地2 FAX 097-586-3626

由布市指定給水装置工事店

(株)共翔

代表取締役 工藤洋三

水道設備工事・電気設備工事
リフォーム工事・土木工事・セキュリティ工事

指定給水装置工事店
由布市・大分市・別府市・豊後高田市・日出町

排水設備指定工事店
大分市・別府市・豊後高田市・日出町

浄化槽工事業者登録
大分県

電気工事業者登録
大分県

TEL: 097-594-7779 FAX: 097-594-6855
〒879-5513 由布市挾間町高崎260番地



由布市の行政組織をご案内します。ご連絡の際は、代表電話または各庁舎の電話番号におかけになるか、ご連絡をとりたい課の直通電話におかけください。
(令和8年4月1日現在)

市外局番は
(097)です

課	直通電話	係	主な業務	
本庁舎 (新館1階)	福祉課	地域福祉係	地域福祉、民生児童委員など	
		障がい福祉係	身体・知的・精神障がい者(児)福祉、自立支援、税等減免、料金割引証明など	
		保護係	生活保護法による保護の決定及び実施など	
	健康増進課	582-1120	健康増進係	健康診査及び訪問指導、母子保健、精神保健、栄養指導、予防接種など
			健康温泉館	住所、連絡先等は86ページをご覧ください
	高齢者支援課	529-7349	介護保険係	介護保険料の賦課徴収、要介護認定、被保険者の資格管理など
子育て支援課	582-1262	高齢者福祉係	高齢者福祉に関すること	
庄内振興局 地域振興課	582-1113	子育て支援係	児童福祉、児童手当、保育所、放課後児童クラブ、母親クラブ・子育てサークル、児童虐待防止、母子・父子・寡婦福祉、子ども医療費助成など	
		総務係	自治委員会、消防団、交通安全、行政相談など	
		地域振興係	地域振興施策の企画及び進行管理、地域活性化及びまちづくり施策など	
		徴収係	後期高齢者医療保険料、保育料、水道使用料などの滞納分の徴収	
本庁舎 (新館2階)	建設課	用地・管理係	道路・河川の占用、市道・里道・水路の境界確認、公営住宅の維持管理など	
		工務係	道路・河川・橋梁の新設、改良事業、道路等の維持管理など	
	都市景観推進課	都市計画係	都市計画、土地取引、開発行為など	
		景観・公園係	景観計画、屋外広告物、公園など	
	農政課	企画振興係	中山間地域等直接支払、集落営農、認定農業者、地産地消、新規就農支援など	
		ブランド推進係	地産地消、特産品ブランド化に関すること	
		582-1344	畜産係(畜産センター)	畜産振興の企画及び調整、衛生及び防疫など
	農林整備課	529-7347	耕地林業係	土地改良事業、林業水産振興、農業用施設の災害復旧など
	農業委員会	582-1303	農業委員会係	農地の権利移動及び転用、農地に関する調査など
	水道課	582-1328	総務係	水道事業の予算・決算、事業計画及び認可など
工務係			給水施設の維持管理及び補修、水質管理など	
環境課	582-1310	環境係	ごみ及びし尿処理、不法投棄対策、河川水質対策、温泉掘削、狂犬病予防、浄化槽設置、地球温暖化防止対策など	
商工観光課	582-1304	商工観光係	商工業振興の企画及び調整、労働・消費者行政、観光振興の企画及び調整など	
本庁舎 (新館3階)	議会事務局	582-1340	市議会に関すること	

市外局番は
(097)です

課	電話	係	主な業務
挟間庁舎 (2階)	(代表) 583-1111	総務係	自治委員会、消防団、交通安全、行政相談など
		地域振興係	地域振興施策の企画及び進行管理、地域活性化及びまちづくり施策など
		徴収係	後期高齢者医療保険料、保育料、水道使用料などの滞納分の徴収
		市民窓口係	戸籍・住民票等の登録、印鑑登録、税務証明書の発行、学校の転出入、旅券の申請受付など
		出納係	市税、その他の公金の収納など
		福祉保健係	福祉、保険、健康増進に係る申請受付及び相談業務など
挟間振興局 地域整備課	(代表) 583-1111	農林係	地域の農林水産業の振興、届出受付など
		建設係	地域の道路維持管理、市営住宅の申込受付など
		水道係	水道施設の維持管理、検針、届出受付など
はさま未来館 (1階)	挟間健康センター (健康増進課)	(代表) 583-1111	挟間地域の健康診査及び訪問指導、母子保健、精神保健、栄養指導、予防接種など

市外局番は
(0977)です

課	電話	係	主な業務
湯布院庁舎 (1階)	(代表) 84-3111	総務係	自治委員会、消防団、交通安全、行政相談など
		地域振興係	地域振興施策の企画及び進行管理、地域活性化及びまちづくり施策など
		防衛施設対策室	防衛施設周辺対策、米軍移転訓練、自衛隊協力団体に関することなど
		徴収係	後期高齢者医療保険料、保育料、水道使用料などの滞納分の徴収
		市民窓口係	戸籍・住民票等の登録、印鑑登録、税務証明書の発行、学校の転出入、旅券の申請受付など
		出納係	市税、その他の公金の収納など
湯布院振興局 地域整備課	(代表) 84-3111	福祉保健係	福祉、保険、健康増進に係る申請受付及び相談業務など
		農林係	地域の農林水産業の振興、届出受付など
		建設係	地域の道路維持管理、市営住宅の申込受付など
湯布院健康センター (健康増進課)	(代表) 84-3111	水道係	水道施設の維持管理、検針、届出受付など
		(代表) 84-3111	湯布院地域の健康診査及び訪問指導、母子保健、精神保健、栄養指導、予防接種など

市外局番は
(097)です

課	電話	係	主な業務	
由布市 消防本部	総務課	583-1512	総務係・消防団係	職員の人事・規律、庁舎の財産管理、職員の技術向上、消防団など
	警防課	583-1310	警防係・消防係・救急救助係	警防計画、消防無線通信、消防水利指導、り災証明、救急救助など
	予防課	583-1320	予防係・危険物係	防火管理講習、消防計画、火災予防運動、危険物施設の立入検査・指導など
由布市 消防署	本署	583-1500	予防係・警防係・庶務係	危険物施設の予防査察、消防広報及び火災予防運動、救急救助、消防水利、消防団、消防通信、署員の訓練、庁舎の維持管理など
	庄内出張所	582-0119		
	湯布院出張所	(0977) 85-2355		

救急・消防・防災

緊急連絡先

緊急

警察

110

火事・救助・救急車

消防

119

海の事件・事故

118

いざというときには

急病になったら

- ・急患の場合は、まずかかりつけ医(家庭医)に連絡を取りましょう。
- ・症状に応じて最寄りの専門医に診せましょう。
- ・交通事故等は、救急告示病院に診せることが望ましいでしょう。

日曜・祝日の休日当番医

日曜・祝日に医療機関の受診が必要な時は、当番医を受診しましょう。当番医は毎月変更されますので、市報ゆふまたは市ホームページでご確認ください。

※当番病院は、やむを得ず変更になる場合がありますので、受診される際は電話にて確認されるようお願いいたします。

大分県救急安心センター(#7119)・大分県子ども救急電話相談(#8000)

急な病気やケガなどで「救急車をよぶべきか」、「病院に行くべきか」など対応に迷うような場合に、相談員(看護師等)へ相談できる電話相談窓口です。

子どもの症状の場合は、「子ども救急電話相談」(#8000)をご利用ください。

医療機関(休日・夜間当番医を含む)や薬局をお探しの場合は、「医療情報ネット(ナビイ)」もご利用ください。

救急搬送体制や医療体制を維持していくためには、救急車の適正利用や医療機関の適正受診促進への皆さんのご協力が必要です。

ぜひ、#7119や#8000のご活用をお願いします。

●おとな(おおむね15歳以上)の場合

大分県救急安心センター(#7119)
#7119 または 097-532-7119

●子ども(おおむね15歳未満)の場合

子ども救急電話相談(#8000)
#8000 または 097-503-8822

▶相談時間

【平日・土曜日】 午後7時～翌朝8時

【日曜日・祝日】※ 午前8時～翌朝8時

※お盆・年末年始を含みます。

医療情報ネット(ナビイ) (全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局案内)

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

QRコード

診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局や地域の休日・夜間当番

医を検索することのできる厚生労働省のシステムです。

大分県の「休日夜間対応医療機関」を探す場合は、こちらのウェブサイトをご活用ください

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2700/direct?prefCd=44>

QRコード



こどもの救急(ONLINE-QQ)

<https://kodomo-qq.jp/>

生後1カ月～6歳までのお子さんについて、夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を公益社団法人日本小児科学会が示しています。



QRコード

子どもの救急対応が必要な状態

●救急対応が必要な状態

- ①呼びかけに反応しない(意識がない)。
- ②呼吸をしていない。→すぐに心肺蘇生を開始。
- ③5分以上けいれんが続いている。
- ④ぐったりしている。
- ⑤いつもと泣き方が違う。あやしても泣き止まない。
- ⑥顔色が悪く、肌には張り、つやがない。
- ⑦お乳、飲み物を全く受けつけない。
- ⑧おしっこが出ない。
- ⑨嘔吐下痢が止まらない。激しくおなかを痛がる。
- ⑩息がゼーゼー、ヒューヒュー苦しそう。咳がひどい。
- ⑪高温多湿の場所に長時間いたあとの高熱。
- ⑫生後3カ月未満の発熱(38℃以上)

①②③の場合はすぐに救急車を呼びましょう。

まず、かかりつけ医に受診の要否を相談してください。

かかりつけ医がない場合や連絡がとれない場合は、休日・夜間当番医、救急病院にすぐ出向くのではなく、まず、電話で体調を説明し、相談のうえ受診してください。

ただし発熱等があっても、上にあげた症状のいずれにもあてはまらなければ、翌朝まで待っても大丈夫な場合がほとんどです。夜間の受診は、長時間の移動や待ち時間がお子さんの負担になり、かえって症状が悪くなることがあります。症状の変化に気をつけながら翌朝まで経過を見て、診療時間内に受診しましょう。

消防指令業務の共同運用について

由布市を含む大分県内14消防本部は、令和6年10月から119番通報などを受信する消防指令業務の共同運用を開始しました。

通報を受けた指令センターは各消防本部が管轄する消防車、救急車に出動指令を掛けるとともに、通報内容の情報を共有します。



救急・消防・防災

近年の激甚化、大規模化する災害に対応するため、広域的な連携、協力体制を構築していきます。

指令センターでは災害現場映像の受信や、防災関係機関との連携を強化するため、最新のICTを駆使して、あらゆる情報を収集できるシステムとなっています。また、大規模な災害が発生した場合に備え、通報を受信する指令台のモードを容易に変更できる仕組みとなっており、最大で36本の通報を同時に処理することができます。こうした指令業務を県内で一元化し、情報を集約することで、災害対応が迅速に対応できるようになります。

通報要領

通報時は、火災か救急かなどの情報とともに、住所(地名、番地号)、付近の目印になるもの(店舗、橋など)を明確に伝えてください。

また、必要な情報は指令員がお尋ねしますので、わかる範囲で教えてください。



救急・救助の場合

※まず落ち着いて、指令センター職員の間いかけに教えてください。

■「火事ですか？救急ですか？」

※火事か救急かを教えてください。

「救急です。」(急病・事故など)

■「場所はどこでしょうか？」

「由布市〇〇町〇〇、△△番地〇〇宅です。」また、「□□集会所の隣です」「◇◇バス停の前です」というように、目標物を具体的に伝えてください。場所の特定に必要となります。

■「具合の悪い(傷病者)方の事を教えてください」

具合の悪い方の状況、お名前、年齢、かかりつけ病院等をおたずねします。到着してからの応急処置の準備や病院選定に必要な情報ですので、落ち着いて教えてください。

また、事故の場合は、事故の状況、負傷者の数、容態などを教えてください。

■「お使いの電話番号を教えてください」

こちらから折り返し電話をすることがあります。正確な電話番号をお願いします。

■「あなたのお名前を教えてください」

最後に、通報して頂いた方のお名前をお聞きします。

※万一けがや病気になり、緊急に病院に運ばなければ生命に危険があるときに「救急車」は出動します。タクシー代わりと思われるような使用はやめてください。



火災の場合



※まず落ち着いて、指令センター職員の間いかけに教えてください。

■「火事ですか？救急ですか？」

※火事か救急かを教えてください。

「火事です。」

■「何が燃えていますか？」

「(家・山林・車・その他)が燃えています。」

■「場所はどこでしょうか？」

「由布市〇〇町〇〇、△△番地〇〇宅です。」また、「□□集会所の隣です」「◇◇バス停の前です」「アパートやビル名」というように、目標物を具体的に伝えてください。場所の特定に必要となります。

■「逃げ遅れがありませんか？」

「〇〇です。」

■「今、お使いの電話番号を教えてください」

こちらから折り返し電話をすることがあります。正確な電話番号をお願いします。

■「あなたのお名前を教えてください」

最後に、通報して頂いた方のお名前をお聞きします。

1. 初期消火

■消防車が現場に到着するまで、大声で周りに知らせ、近所の人と協力して安全を確認しながら、消火器などで初期消火をしましょう。

■消火器は、初期消火に非常に有効な器具です。普段から置き場所と使い方を覚えておきましょう。

●消火器の使い方

使い方をしっかり覚えて、万一のとき使えるようにしておきましょう

- ①安全ピンを抜く
- ②ホースをはずし火元に向けます
- ③レバーを強く握り火元を確かめて噴射



2. 建物から安全に避難するために

- ・階段・廊下はすっきり片付けましょう。
- ・デパート、ホテル、旅館等を利用するときは万が一のときのために、避難経路を確認するよう心がけましょう。



火災の予防

1.住宅用火災警報器は全ての住宅の寝室(2階にある場合は階段室にも)に設置義務があります。適正な設置をお願いします。

▶設置義務のある場所

- ・寝室(普段就寝に使用しているすべての部屋)
- ・階段(寝室が2階以上にある場合)
- ・設置を推奨する場所・・・台所(熱式をお勧めします)

▶点検方法

- ・警報機本体のボタンを押す、または紐を引いて作動確認しましょう
- ・正常の場合は、正常を知らせるメッセージまたは警報音が鳴ります。

▶お手入れ

- ・ほこりなどが付くと感知しづらくなります。汚れやほこりは、布などで乾拭きしてください。

▶ 注意点

- ・有機溶剤（ベンジン・シンナーなど）を使用しない。水洗いはしない。
- ・煙の流入口をふさいだり、傷つけない。

2. 感震ブレーカー設置について

地震発生時の電気火災を防止するため感震ブレーカーを設置しましょう。特に、阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模地震では、電気機器の転倒や停電後の通電によって火災が発生し、大きな被害をもたらしました。感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断することで、これらの電気火災のリスクを大幅に低減できます。

3. 家電製品、暖房器具の使用について

- ①長年使用の家電製品は熱、湿気、ホコリなどの影響で発火する恐れがあります。異常な音や振動がする、異常に熱い、焦げくさい、煙が出るなどの兆候があれば、

- 電源を切り、コンセントを抜いてお買い上げの販売店やメーカーにご相談ください。
- ②ストーブやファンヒーターを使用する場合は、カーテンや衣類、布団などの燃えやすいものの近くでは使用しないでください。（特に、ストーブの上に洗濯物を干さないでください）。
- ③暖房器具を使用する際は換気を十分に、就寝前や外出するときには必ず火を消してください。





4. 林野火災注意報・警報が始まりました。

乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい時は「林野火災注意報」が、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい時は「林野火災警報」が発令されます。注意報の発令中は、指定された森林区域等での火の使用を控えてください。また、警報の発令中は、指定された森林区域等での火の使用は禁止です。

防災対策

近年は、毎年各地で大規模災害が発生し、多くの被害をもたらしています。台風や地震の発生を防ぐことはできませんが、被害を最小限に食い止めることはできます。日ごろから、非常持出品の準備や避難場所（指定避難所や親せき・知人宅など）・避難経路の確認など家庭や地域で話し合い、事前に備えておきましょう。

雨の降り方の程度

 <p>やや強い雨 1時間に10～20mmの雨</p> <p>地面一面に水たまりができ、話声が聞き取りにくくなります。長雨になりそうなら警戒が必要です。</p>	 <p>強い雨 1時間に20～30mmの雨</p> <p>土砂降りの雨。傘をさしていても濡れてしまうほどの雨です。下水があふれ、小河川なら氾らん、また、崖崩れの心配もあります。</p>	 <p>激しい雨 1時間に30～50mmの雨</p> <p>バケツをひっくり返したような激しい雨。山崩れ、崖崩れが起こりやすくなります。道路規制も行われます。避難の準備を。</p>	 <p>非常に激しい雨 1時間に50～80mm未満の雨</p> <p>滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。中小の河川は氾らんし、水害発生の可能性が高まります。</p>	 <p>猛烈な雨 1時間に80mm以上の雨</p> <p>息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じます。雨による大規模な災害が発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要です。車の運転は非常に危険です。避難指示等が出る場合があります。</p>
---	---	---	---	---

台風の大きさ、強さの階級分け

▶ 台風の大きさ

※気象庁による

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

▶ 台風の強さ

※気象庁による

分類	最大風速 ^{注1)} (m/s)
台風	17m/s～33m/s未満
強い台風	33m/s～44m/s未満
非常に強い台風	44m/s～54m/s未満
猛烈な台風	54.0m/s以上

注1) 最大風速とは10分間による平均風速の最大値

広告

モリタ 消防自動車・トーチンツ 小型消防ポンプ

- 消火器 ■ キンパイ消防用ホース ■ 救助救急用資機材 ■ 防災ベッド
- 消火用薬剤 ■ 安全用品 ■ 呼吸器マスク ■ 各種油処理剤
- 自動火災報知設備 ■ 非常放送設備 ■ 各種誘導灯設備
- 泡消火設備 ■ ガス消火設備 ■ SP消火設備 ■ 避難器具
- 緩降機 ■ ハッチ ■ 救助袋 ■ 各種屋内外消火栓設備器具

12年保存
長期保存水
KINPAIAQUA
日本製

環境にやさしい
4ストローク

トーチンツ 小型消防ポンプ
VF シリーズ
消火・排水対応

おんせん県おいたのPR消火器
アルミ製蓄圧式粉末(ABC)消火器
アルテシモII MEA10BSK



警報設備 避難設備 消火設備

設計施工・点検業務

火災から人を守り、
地球環境を守り、財産を守る

住宅用火災警報器

建築業知事許可(般-8)第5374号 消防施設工事業 電気工事業許可

新日本消防設備株

大分市住吉町2丁目6-34

☎097-538-2010 (代) FAX 097-537-0330

E-mail: sales@ssk119.co.jp

URL: https://www.ssk119.oita.com/

<p>風速 注2) 10m/s～ 風に向かって歩きにくくなります。</p>	<p>風速15m/s～ ビニールハウスなどが壊れ始めます。</p>	<p>風速20m/s～ シャッターが壊れ始め、風で飛ばされたもので窓ガラスが割れたりします。</p>	<p>風速25m/s～ ブロック塀がこわれたりします。</p>	<p>風速30m/s～ 屋根が飛ばされたり、木造住宅が全壊することもあります。</p>
---	---------------------------------------	--	-------------------------------------	---

注2) 風速とは10分間の平均風速

市から提供される避難情報について

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に 災害が発生または切迫 している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	緊急安全確保 災害が実際に発生または切迫していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 [市町村が発令]
警戒レベル4までに必ず避難！		
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 [市町村が発令]
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は避難の準備をしましょう。	高齢者等避難 [市町村が発令]
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 [気象庁が発表]
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 [気象庁が発表]

各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

【あなたの地区のハザードマップ】

 ハザードマップをダウンロード→<http://www.city.yufu.oita.jp/bosai/>

災害情報→防災危機管理課 ☎097-582-1140(直通)

※ハザードマップとは土砂災害警戒区域・浸水想定区域、および避難に関する情報を地図におとしたもの

避難時の注意事項

避難情報が出たら早めに避難を!!

- 市からの避難情報が発令されたら速やかに避難しましょう。
- テレビやラジオ、インターネット等で避難情報を収集し、早めに避難をはじめましょう。



- 歩ける水の深さはひざの高さまでです。流れが速いと20センチの深さでも危険です。また、冠水した道路は大変危険ですので、早めの避難を心掛けましょう。



道路が冠水する前に避難しましょう。

やむをえず冠水した中を避難する場合



- 水面下では、側溝や水路・道路の段差やマンホールなど危険が潜んでいます。長い棒を杖代わりにして安全を確認しながら歩きましょう。



- はぐれないようにロープを掴むなどして避難しましょう。特に子供から目を離さないように注意しましょう。

家の周りが浸水し、指定避難所など外への避難に危険を感じたら、**今いる建物の2階以上へ**



- 裸足・長靴は禁物です。ひもでしめられる運動靴が動きやすいです。



道路が冠水してからの避難は大変危険です。このような状態になる前に避難しましょう。

防災の心得

事前の心構え

安全な避難路の確認を



自宅

避難所

避難場所までの経路(避難路)は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。

避難訓練への参加



避難訓練が開催される時には積極的に参加しましょう。

非常食料の備蓄



食料等は最低でも家族の3日分程度を備蓄しておきましょう。

避難時の心得

正確な情報収集と自主的な避難を



ラジオ・テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

避難の呼びかけに注意を



危険が迫ったときには、市役所や消防団から避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。

避難をする前に



避難をする前に、電気・ガスなどの火元を消し、避難場所を確認しましょう。また、親戚や知人などに避難をする旨を連絡しておきましょう。

速やかに避難しましょう



避難指示などは、危険が迫ったときに出されますので、速やかに避難しましょう。避難の際には警察などの指示に従いましょう。

車での避難は控えて



車での避難は緊急車両の通行の妨げになります。また、交通渋滞をまねき、浸水すると動けなくなりますので、特別な場合を除き徒歩で避難しましょう。

避難場所では



避難場所では、市職員や消防団員などの指示に従ってください。防災ラジオ等で市からの情報などを伝達しますので、落ち着いて行動してください。

もし逃げ遅れたら



万が一危険が迫ったときは、近くの頑丈な建物2階以上に避難しましょう。緊急時の場合は、皆さんで助けあいましょう。

援助が必要な人がいたら…

お年寄りや病気の人




急を要するときは、ひもなどで背負い、安全な場所へ避難しましょう。

目の不自由な人



まず声を掛けましょう。誘導するときは、杖を持った方の手には触れず、肘のあたりを軽く持ってもらい、半歩前をゆっくり歩きましょう。

耳の不自由な人



近くまでよって相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。また、紙とペンで筆談しましょう。

身体の不自由な人



それぞれの人に適した誘導方法を確認し、恐怖感を与えないように配慮しましょう。

地震

●日ごろの備え

たんす・本棚・冷蔵庫などは転倒防止のため、L字金具や針金で固定しておく。

懐中電灯・ラジオ・食糧・医薬品等をいつでも持ち出しやすいように常備しておく。

避難先を確認しておく(近くの学校や公共施設等が避難場所です)。

●避難するときは

避難するときは、火の元を確認、消火し、戸締まりを確認する。

非常時には、車を使わず歩いて避難することが原則です。

避難指示を受けたら、速やかに指定された避難場所などに避難する。



おおいた防災アプリ

「おおいた防災アプリ」は大分県の公式アプリです。

現在地周辺の指定避難所・指定緊急避難場所や詳細が表示され、そこまでのルート案内、ARカメラ機能や避難コンパス機能で災害時の避難行動を支援します。

また、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域などのハザードマップも表示されますので、現在地の危険性を確認できます。

さらに、避難情報や気象警報など、各種防災情報をプッシュ通知でお知らせします。

ダウンロード

App Store



Google Play



由布市防災ラジオ

由布市防災ラジオは、由布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災に関する情報を緊急放送を通じて受信することができます。

防災ラジオの設置については、以下の点にご注意ください。

- ① 普段は必ずACアダプタのプラグをラジオ本体に差し込み、ACアダプタを100ボルトコンセントに接続してください。
- ② 停電時に備えて、アルカリ単三電池をセットしてください。
- ③ 電池は、定期的に点検・交換してください。
- ④ ラジオの電源ボタンの下にある「圏外」の灯りがいつも消えている場所に設置してください。



由布市公式アプリ「ゆふポ」



由布市から「防災情報」「暮らしの情報」「お知らせ」をタイムリーに通知します。避難所の開設状況や混雑状況、ハザードマップの閲覧や防災ラジオで流れた緊急情報を確認することができます。

インストールはこちらから



屋外スピーカー

屋外にいる方へ災害情報や避難情報を伝達するため市内45か所に設置しています。

※定時のミュージックサイレンはスピーカーの点検を兼ねています。

緊急放送が聞き取れなかった、もう一度聞きたい場合

097-582-1350 に電話、もしくは、ゆふポで確認できます。

災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

171 をダイヤルした後
ガイダンスに従ってください。



NTT西日本 災害伝言ダイヤル	http://www.ntt-west.co.jp/dengon/
NTTdocomo 災害用伝言板サービス	http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/
KDDI 災害用伝言板サービス	https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/
SoftBank 災害用伝言板サービス	https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/

県民安全・安心メール

大分県が配信する気象情報や、地震情報などの情報がメールで届きます。

いざというときに備えて登録しておきましょう。

【メールの登録方法】

携帯電話からe@bousai-oita.jpまで空メールを送るか、QRコードをバーコードリーダーで読み取ってください。

※登録までは、メールサイトの指示に従ってください。



登録サイトはこちら

→<http://www.bousai-oita.jp/>

〈QRコード〉

自主防災組織

●自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識、連帯感により自治会や各地域で自主的に結成され、災害による被害を予防・軽減するための活動を行う組織です。

●自主防災組織の役割

大地震などが発生した場合、消防車や救急車等がすぐに来るとは限りません。そこで、自主防災組織が中心となって初期消火活動、救助・救出活動を行うことが重要です。

●自主防災組織への参加

災害はいつ、どのような形で私たちの身にふりかかってくるのかわかりません。日頃からの心構えが大切です。地域の自主防災組織の活動に参加し、家庭での備えや隣近所との協力等、防災に関する知識を身につけておくことが、いざというときに役に立ちます。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

指定避難所等は、避難指示等を発令した際に危険度の高まった場所や発生しうる災害の種類等を考慮し、開設します。緊急避難場所や避難所に指定されている施設を確認しておきましょう。

- ▶ **指定緊急避難場所** … 居住者等が災害から命を守るために、緊急的に避難する施設または場所で、災害の種類ごと（洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、地震など）に指定
- ▶ **指定避難所** … 避難した居住者等が、災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が、一時的に滞在する施設

【挟間地域】

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所	指 定 避難所	避難の目安とな る対象地区	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数
							洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象	
1	挟間小学校	挟間町向原89	097-583-0029	○	○	北方、上市、向原、鬼	○	○	○	○	○	○	450人
2	由布市役所挟間庁舎	挟間町向原128-1	097-583-1111	○	○	瀬、同尻、田ノ小野、	○	○	○	○	○	○	120人
3	はさま未来館	挟間町挟間104-1	097-583-1118	○	○	中村、柏野、下市、鶴	○	○	○	○	○	○	100人
4	挟間体育センター	挟間町向原17-2	097-583-2881	○	○	田、鬼崎、海老毛、池		○	○	○		○	550人
5	挟間中学校	挟間町向原416	097-583-0017	○	○	ノ上、雇用促進住宅	○	○	○	○	○	○	450人
6	時松農事集会所	挟間町時松632-2		○	○	時松	○	○		○	○	○	30人
7	中恵自治公民館	挟間町谷728-3		○	○	小野、谷中村、阿鉢、谷	○	○		○	○	○	40人
8	谷小学校	挟間町谷699	097-583-0079	○	○	東部、生田原、東ノ山、	○			○	○	○	400人
9	朴木農事集会所	挟間町朴木638-2		○	○	上筒口、下筒口、中恵、							
10	旧朴木小学校	挟間町朴木729-1		○	○	酒野、山田、篠原	○	○		○	○	○	40人
11	赤野自治公民館	挟間町赤野409-4		○	○	茅場、朴木（地震	○	○		○	○	○	50人
12	丸田公民館	挟間町赤野819-2		○	○	時：時松）	○	○		○	○	○	50人
13	石城小学校	挟間町来鉢311-1	097-583-0772	○	○	赤野、宮田、丸田、東行	○	○		○	○	○	20人
14	来鉢自治公民館	挟間町来鉢1210-1		○	○	赤野、宮田、丸田、東行	○	○		○	○	○	400人
15	旧石城西部小学校	挟間町田代388		○	○	三船、高崎、七蔵	○	○		○	○	○	70人
16	南田代ふれあいホール	挟間町田代378-1		○	○	司、山口、中台、来	○	○		○	○	○	50人
17	詰公民館	挟間町内成3397-1		○	○	鉢東部、来鉢西部、	○	○		○	○	○	50人
18	由布川地域交流センター	挟間町古野115-1	097-583-4241	○	○	来鉢中部、北田代	○	○		○	○	○	150人
19	由布川小学校	挟間町古野211-1	097-583-0751	○	○	サニータウン挟間、喜	○	○		○	○	○	300人
20	中洲賀グラウンド	挟間町向原4		○		多里、古野郷、古野、医							
21	由布川グラウンド	挟間町赤野839-1		○		大ヶ丘1丁目、医大ヶ							
						丘3丁目、サントピア							
						古野（地震時：詰、南							
						田代）							
						一時的な避難場所							
						広域的な避難場所	○	○		○	○	○	

【庄内地域】

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所	指 定 避難所	避難の目安とな る対象地区	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数
							洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象	
1	阿南小学校	庄内町東長宝523	097-582-0255	○	○	櫛木、東・西長宝	○	○		○	○	○	500人
2	阿南幼稚園	庄内町東長宝558	097-582-1757	○	○	櫛木、東・西長宝	○	○		○	○	○	100人
3	由布支援学校	庄内町西長宝1796	097-582-0326	○	○	西長宝	○	○		○	○	○	300人



No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所	指定 避難所	避難の目安とな る対象地区	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数
							洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象	
4	庄内公民館	庄内町大龍1400	097-582-0214	○	○	大龍・五ヶ瀬	○	○	○	○	○	○	250人
5	旧大津留小学校体育館	庄内町東大津留636		○	○	大津留	○	○	○	○	○	○	400人
6	東庄内小学校	庄内町大龍1835	097-582-0241	○	○	大龍・五ヶ瀬	○	○	○	○	○	○	500人
7	庄内体育センター	庄内町大龍2131	097-582-0191	○	○	大龍・龍原	○	○	○	○	○	○	500人
8	由布高等学校	庄内町大龍2674-1	097-582-0244	○	○	大龍・龍原	○	○	○	○	○	○	600人
9	庄内屋内競技場	庄内町大龍1314	097-582-1111	○	○	大龍・五ヶ瀬・龍原・柿原	○	○	○	○	○	○	1000人
10	龍原自治公民館	庄内町龍原939		○	○	龍原	○	○	○	○	○	○	50人
11	庄内中学校	庄内町柿原49	097-582-0014	○	○	畑田・柿原	○	○	○	○	○	○	600人
12	庄内ゆうゆう館	庄内町畑田851	097-582-8933	○	○	畑田・長野・高岡	○	○	○	○	○	○	200人
13	西庄内小学校	庄内町高岡417-1	097-582-0017	○	○	高岡・中・庄内原・平石	○	○	○	○	○	○	500人
14	西庄内幼稚園	庄内町高岡417-1	097-582-3040	○	○	高岡・中・庄内原・平石	○	○	○	○	○	○	100人
15	旧星南小学校グラウンド	庄内町西1061		○		一時的な避難場所	○		○	○	○	○	
16	由布市役所本庁舎	庄内町柿原302	097-582-1111	○	○	柿原・西・瀧・野畑	○	○	○	○	○	○	100人
17	旧南庄内小学校グラウンド	庄内町野畑1041		○		一時的な避難場所	○		○	○	○	○	
18	直山公民館	庄内町直野内山719-5		○	○	直野内山	○		○	○	○	○	50人
19	旧阿蘇野小学校	庄内町阿蘇野4331		○	○	阿蘇野	○	○	○	○	○	○	400人
20	庄内総合運動公園	庄内町大龍1400		○		広域的な避難場所	○	○	○	○	○	○	
21	ほのぼのの工芸館	庄内町庄内原321-4	097-582-3876	○	○	西・瀧・庄内原	○	○	○	○	○	○	40人
22	ほのぼのの温泉館	庄内町庄内原355-1	097-582-2864	○	○	西・瀧・庄内原	○	○	○	○	○	○	40人
23	ゆふ移住交流センター星とびあ	庄内町西1062-1	097-574-9356	○	○	西・瀧	○		○	○	○	○	50人
24	ほのぼののプラザ	庄内町庄内原365-1	097-582-2756	○	○		○	○	○	○	○	○	100人
25	大龍東部一區自治公民館	庄内町大龍2031-2		○	○		○	○	○	○	○	○	30人

【湯布院地域】

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所	指定 避難所	避難の目安とな る対象地区	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数
							洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象	
1	塚原小学校体育館・塚原地区自治公民館	湯布院町塚原510-2	0977-85-4141	○	○	塚原	○	○	○	○	○	○	150人
2	温湯区公民館	湯布院町川上1525-1	0977-84-3908	○	○	津江、岳本、中島、湯の坪	○			○	○	○	75人
3	湯布院中央児童公園	湯布院町川上2999-1		○		一時的な避難場所		○	○			○	
4	佐土原地区集会所	湯布院町川上854-3		○	○	佐土原	○			○	○	○	50人
5	並柳地区自治公民館	湯布院町川上643-1		○	○	並柳	○			○	○	○	45人
6	若杉地区自治公民館	湯布院町川上185-1		○	○	若杉	○			○	○	○	80人
7	乙丸地区公民館	湯布院町川上2938-1	0977-84-4656	○	○	乙丸区	○	○	○	○	○	○	100人
8	乙丸温泉館	湯布院町川上2946-1	0977-84-3573	○	○	乙丸区	○			○		○	50人
9	由布院小学校	湯布院町川上3758	0977-84-2031	○	○	乙丸区	○			○		○	500人
10	湯布院健康温泉館	湯布院町川上2863	0977-84-4881	○	○	乙丸区	○	○	○	○		○	200人
11	ゆふいんラックホール(湯布院庁舎)	湯布院町川上3738-1	0977-84-3111	○	○	乙丸区	○	○	○	○	○	○	500人
12	荒木地区自治公民館	湯布院町川北241-1		○	○	荒木	○			○	○	○	65人
13	湯布院B&G海洋センター	湯布院町川北1205	0977-84-2133			石武、光永	○	○		○	○	○	500人
14	石光地区集会所	湯布院町川北1243-2		○	○	石武、光永	○			○	○	○	50人
15	湯布院中学校	湯布院町川北1179	0977-84-2026	○	○	石武、光永		○	○	○		○	500人
16	湯布院福祉センター	湯布院町川上2863	0977-84-3610	○	○	東石松1・2			○	○		○	210人
17	東石松3集会所	湯布院町川南35-1		○	○	東石松3		○		○		○	65人
18	西石松地区集会所	湯布院町川南387-1	0977-85-2865	○	○	西石松	○			○	○	○	50人
19	山崎地区集会所	湯布院町川南1162-7	0977-85-3815	○	○	山崎、平	○	○		○	○	○	50人
20	中依地区集会所	湯布院町中川1330	0977-84-4108	○	○	中依	○			○	○	○	65人
21	下依公民館	湯布院町中川1050-1	0977-84-3868	○	○	下依	○			○	○	○	60人
22	奥江公民館	湯布院町川西1981		○	○	奥江	○			○	○	○	90人
23	川西小学校	湯布院町川西3716	0977-84-2329	○	○	川西区	○			○	○	○	300人
24	川西農村健康交流センター(川西地区公民館)	湯布院町中川1358-1	0977-84-5022	○	○	川西区	○			○	○	○	300人
25	幸野公民館(下湯平農研研修センター)	湯布院町下湯平2500-1		○	○	幸野、小平	○	○		○	○	○	50人
26	湯平地区公民館	湯布院町湯平796	0977-86-2232	○	○	湯平	○			○	○	○	300人
27	湯平地域緊急避難所	湯布院町湯平1033		○		湯平	○	★		○	○	○	50人
28	畑地区自治公民館	湯布院町下湯平582-2		○	○	畑	○	○		○	○	○	60人

※湯平地域緊急避難所の★については、災害時に避難が困難な場合の一時避難所



くらしの相談

由布市無料相談

問 総務課 ☎097-582-1112 (直通)

挾間振興局地域振興課総務係 ☎097-583-1111 (代表) <挾間会場>

湯布院振興局地域振興課総務係 ☎0977-84-3111 (代表) <湯布院会場>

由布市では、毎月、各種無料相談を行っています。お気軽にご利用ください。

相談の種類	相談内容	場所	日時
行政相談	行政事務に関すること (保険、年金、各種手続き等)	はさま未来館	毎月第3水曜日 10時～12時
		市役所本庁舎(庄内)	毎月第2水曜日 9時～11時
		湯布院庁舎(ゆふいんラックホール)	毎月第1水曜日 10時～12時
不動産相談	土地の境界線、不動産の賃貸など不動産全般	市役所本庁舎(庄内)	毎月第1月曜日 13時～15時
司法書士相談	登記、相続、不動産、成年後見人、金銭トラブル等に関すること	挾間庁舎	奇数月第2火曜日 13時30分～16時
		市役所本庁舎(庄内)	毎月第3水曜日 13時30分～16時
		湯布院庁舎(ゆふいんラックホール)	偶数月第1火曜日 13時30分～16時
行政書士相談	官公署に提出する書類作成、戸籍・各業種開設に関する書類、相続・遺言等に関すること	挾間庁舎	毎月第3金曜日 13時～15時
		市役所本庁舎(庄内)	毎月第2金曜日 13時～15時
		湯布院庁舎(ゆふいんラックホール)	毎月第1金曜日 13時～15時

※司法書士相談は、予約制です。相談日の二日前までに予約をしてください。予約の受付は、各庁舎で行っています。

※行政書士相談は、予約優先です。予約なしでも、空き時間に受けられますが、予約の方が優先になります。

※公証役場相談は、予約制です。予約の受付は、大分公証人合同役場☎097-535-0888で行っています。

※相談日が休日等の場合は変更となります。くわしくは市報等でご確認ください。

消費生活相談

問 由布市消費生活センター(商工観光課内) ☎097-582-1298 (相談専用電話)

近年、デジタル化の進展等により消費者を取り巻く環境は急速に変化しており、消費者被害の内容はより多様化・複雑化しています。消費生活センターでは、商品やサービスの契約・解約など消費生活に関する相談を受け付けています。消費生活相談員が、問題解決に向けた助言、あっせん、情報提供を行います。相談は無料、秘密厳守です。「困ったな」「おかしいな」と思ったときは、お早めにご相談ください。

消費者トラブル未然防止のための広報や消費者教育出前講座等の啓発活動を行っています。

●相談受付日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時

●相談方法

電話・面談どちらでも可能

※面談の場合は事前に電話で予約をお願いします。

●相談受付内容

- ・商品やサービスに関する困りごと
- ・事業者との契約に関する悩みの相談
- ・多重債務相談 ・消費生活に関する問い合わせ

消費者ホットライン(全国共通の電話番号) ☎188 (いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります(年末年始を除く)

広 告

お気軽にご相談ください

熊谷司法書士事務所

不動産登記(相続、売買等)
会社登記 法人登記

司法書士 熊谷 浩一

事務所 〒879-5102 由布市湯布院町川上 3725-7
サンセイビル 2F

☎0977-84-3634
FAX:0977-84-3639

まつかわ司法書士事務所

＊お取りではありませんか？

法律相談 不動産の名義変更 相続・遺言手続き
成年後見 ローンの担保の抹消 会社の登記

土・日相談可(要予約) P有

★ご相談はお気軽に!! 由布市湯布院町川上 885-4

☎0977-85-3920

土地家屋調査士佐藤祐紀事務所
Sato Yuki Land and House Investigator office

- 土地の境界がわからない
- 土地の分筆、合筆をしたい
- 地目の変更をしたい
- 家の新築、増築をした
- 家を取り壊した

お気軽にご相談ください。

〒879-5515
大分県由布市挾間町三船 279 番地

Tel 097-560-2174
Fax 097-560-2148

詳しくは、ホームページを御覧ください。 土地家屋調査士佐藤祐紀事務所

こころの悩みに関する相談

相談の種類	相談窓口	連絡先	日時
精神保健	心の電話 大分県こころとからだの相談支援センター(大分市大字玉沢908番地)	097-542-0878	9時～12時・13時～16時(月～金)
	大分いのちの電話	097-536-4343	毎日24時間対応

法律に関する相談

相談の種類	相談窓口	連絡先	日時
総合法律相談	法テラス大分～日本司法支援センター大分地方事務所(大分市城崎町2-1-7)	サポートダイヤル 0570-078374	平日 9時～21時 土曜日 9時～17時
	大分県弁護士会法律相談センター	097-536-1458 (要予約)	予約受付 9時～17時 (月～金)

人権に関する相談

相談の種類	相談窓口	連絡先	日時
人権全般	みんなの人権110番 女性の人権ホットライン	0570-003-110	8時30分～17時15分 (月～金曜日) ※祝日、年末年始を除く
男女共同参画、 男女が抱える 問題など	大分県消費生活・男女共同参画プラザ (大分市東春日町1番1号)	【女性総合相談】 097-534-8874 【男性総合相談】 097-534-8614	9時～16時30分 (月～金曜日) ※祝日、年末年始を除く
DV相談、 女性の人権など	大分県婦人相談所 【配偶者暴力相談支援センター】	097-544-3900	平日 9時～21時 土・日・祝日 13時～17時・18時～21時
子どものいじめ・ 不登校など	子どもの人権110番	0120-007-110 (無料)	8時30分～17時15分 (月～金曜日) ※祝日、年末年始を除く
性暴力被害	おおいた性暴力救援センター・すみれ	097-532-0330	24時間365日

成年後見制度に関する相談窓口

問 由布市社会福祉協議会(庄内) ☎097-582-2756

●相談時間

平日8時30分～17時

(土日、祝日年末年始の休業日は除く)

成年後見制度は障がいや認知症などの理由で、判断能力が不十分となった方が安心して生活できるように、金銭の管理や福祉サービスの契約等を家庭裁判所から選任された成年後見人等が支援する制度です。

制度の内容や、利用方法についてお気軽にご相談ください。



— 廣 告 —

行政書士

首藤啓治事務所

■相続手続 ■農地転用 ■会社設立手続
■旅館業・温泉利用・建設業許可等申請

空き家・荒地などの解消に努め、
地域の環境改善のお手伝い

首藤不動産事務所

宅地建物取引業 大分県知事(Ⅱ)第3558号

■不動産の売買 ■賃貸借 ■各種手続き等

お困りや
お悩みの方、**お気軽にご相談下さい。**

由布市庄内町北大津留598-3
TEL 097-582-3106
携 帯 090-8394-7630



くらしの手続き

住民票・戸籍

問 市民課 ☎097-582-1137 (直通)

挾間振興局地域振興課市民窓口係 ☎097-583-1111 (代表)

湯布院振興局地域振興課市民窓口係 ☎0977-84-3111 (代表)

本人確認の実施

なりすましによる、不正な証明書類の取得などを防ぐために、住民異動届、戸籍届、各種証明書交付手続きにおいて「本人確認」を実施していますので、次の本人確認書類を窓口でご提示ください。

1点で良いもの	マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付きのもの
2点必要なもの	健康保険資格確認書・介護保険証・年金手帳・医療関係受給者証など

住所変更などに関する届出(住民異動届)

種類	届出期間	届出人	必要なもの	その他の手続(該当者のみ)
【転入届】 由布市外から引越してきた場合	転入した日から14日以内	本人または世帯主	①転出証明書 (前住地の市区町村役場で交付されたもの) ②本人確認書類 ③マイナンバーカード ※オンラインによる来庁予約ができます。	▶年金・保険 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの手続 ▶福祉 児童手当、児童扶養手当、各種医療助成、障害者手帳、被爆者健康手帳、特別児童扶養手当などの手続 ▶学校・その他 転校の手続、水道の手続、防災ラジオの手続
【転居届】 市内で引越す場合	転居した日から14日以内	本人または世帯主	①本人確認書類 ②マイナンバーカード ※オンラインによる来庁予約ができます。	▶年金・保険 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの手続 ▶福祉 児童手当、児童扶養手当、各種医療助成、障害者手帳、被爆者健康手帳、特別児童扶養手当などの手続 ▶学校・その他 転校の手続、水道の手続、防災ラジオの手続
【転出届】 由布市外へ引越す場合	引越す前、もしくは引越す後14日以内	本人または世帯主	①本人確認書類 ②マイナンバーカード ※転出後でも受付します。 ※オンラインでも郵便でも届出できます。	▶年金・保険 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの手続 ▶福祉 保育所退所、児童手当、児童扶養手当、各種医療助成、障害者手帳、被爆者健康手帳、特別児童扶養手当などの手続 ▶学校・その他 転校の手続、市税や国民健康保険料などの精算手続、水道、防災ラジオの手続

※届出は代理人が行うこともできますが、その場合は委任状が必要になります。

戸籍に関する届出

種類	届出期間	届出人	必要なもの	その他の手続(該当者のみ)
【出生届】 子どもが生まれたとき	生まれた日を含め14日以内	父または母など	①出生届書(医師又は助産師の証明をうけたもの) ②母子健康手帳	▶保険 国民健康保険、出産育児一時金の手続 ▶福祉 児童手当、子ども医療費受給資格者証などの手続
【死亡届】 親族や同居人が死亡した時	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居人など	①死亡届書 医師の証明をうけたもの ※届出の際【埋火葬許可書】をお渡しします	▶年金・保険 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの手続 ▶福祉 児童手当、児童扶養手当、障害者手帳、被爆者健康手帳、特別障害者手当などの手続



種類	届出期間	届出人	必要なもの	その他の手続(該当者のみ)
【婚姻届】 結婚するとき	任意	夫、妻	①婚姻届書 ②本人確認書類 ※未成年者の場合は父母の同意書	▶年金・保険 国民年金、国民健康保険などの手続 ▶福祉 児童手当、児童扶養手当などの手続
【離婚届】 協議離婚するとき ※裁判離婚についてはお尋ねください	任意	夫、妻	①離婚届書 ②本人確認書類	▶年金・保険 国民年金、国民健康保険などの手続 ▶福祉 児童手当、児童扶養手当、保育所保護者変更などの手続
【転籍届】 本籍地を移したいとき	任意	戸籍筆頭者と その配偶者	①転籍届書	

※このほか、養子縁組届や養子離縁届などがあります。
 ※出生、婚姻などの各種戸籍届出は、平日時間外および休日でも各庁舎の宿直が預かります。(審査はできませんので、記載誤りなどがある場合は、後日来庁していただく場合があります。)
 ※婚姻・離婚の際に氏など変更がある場合は、マイナンバーカードの記載事項変更届が必要になります。

印鑑登録

登録した印鑑は実印と呼ばれ、あなたの権利や義務の関係を立証する重要な役目を果たすものです。印鑑登録ができるのは、由布市に住民登録をしている人です(ただし、15歳未満の人と意思能力を有しない人は登録することができません)。登録を終えた人には、印鑑登録証を交付します。

申請者	申請に必要なもの	備考	登録日
本人	①登録しようとする印鑑	申請を受け付けた後、本人の意思を確認するために「照会書兼回答書」を申請者本人あてに郵送します。申請日から30日以内に回答書を記入・押印のうえ、登録する印鑑と、本人や代理人が確認できる身分証明書を持参して窓口にお越しください。	登録申請から数日後、回答書を持参された日となります。
代理人	①登録しようとする印鑑 ②市役所で指定する委任状(本人直筆で登録する印鑑を押印したもの)		

※申請者本人が、官公署発行の顔写真付き身分証明(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)を持って窓口にお越しいただいた場合、保証人(由布市で印鑑登録をしている人)がいる場合に限り、即日登録することができます。

各種証明書

種類	手数料	必要なもの	
住民票の写し	1通 300円	本人確認書類 ※申請は、代理人が行うこともできますが、その場合は委任状が必要になります。	
住民票記載事項証明書	1通 300円		
戸籍謄本(全部事項証明書) 戸籍抄本(個人事項証明書)	1通 450円		
除籍謄本(全部事項証明書) 除籍抄本(個人事項証明書)	1通 750円		
改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本	1通 750円		
受理証明書	1通 350円		
戸籍の附票の写し	1通 300円		
身分証明書※(注)	1通 300円		
印鑑登録証明書	1通 300円		印鑑登録証

※(注)禁治産、準禁治産の宣告、成年後見登記の通知、破産宣告を受けていないことの証明書です。

マイナンバー制度

- マイナンバーとは**
行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤です。
- マイナンバーカード**
氏名・住所・生年月日・マイナンバー(個人番号)が記載されたカードで、本人確認の書類として利用することができ、マイナンバーカードは申請をすれば誰でも作ることができるカードです。ICチップが搭載されており、ICチップに登録された電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行えるほか自治体が条例で定めるサービスも利用できます。
さらに、将来的にさまざまな利用が検討されています。
- ▶**マイナンバーカードのご相談は**
マイナンバー総合フリーダイヤル
…… ☎0120-95-0178
- ▶**詐欺など被害に遭われたら**
警察 相談専用電話 …… #9110
※電話で「マイナンバーを貸して(教えて)ほしい」は詐欺です。

コンビニ交付

- 由布市ではマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で各種証明書を受け取ることができるサービスを行っています。
- 取得できる証明書**
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写し、所得・課税証明書
 - 利用できる時間**
6:30から23:00
(※但し、システムメンテナンス期間を除く)
※サービスを利用できる日時は、店舗の営業日時によって異なります。
※戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写しの取得については、本籍により異なります。



保険・年金

国民健康保険

問 保険課 ☎097-582-1121 (直通)

●国民健康保険制度

国民健康保険とは、病気やけがをしたときに安心してお医者さんにかかることができるように、みんなで助けあう制度です。

国民健康保険には、職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度に加入している人、生活保護を受けている人等を除くすべての人が加入します。

●国保に加入する人

- ・個人経営のお店や農業などを営み社会保険のない人
- ・退職して職場の健康保険がなくなった人
- ・パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入できない人
- ・医師国保や建設国保など他の国保組合に加入していない人
- ・外国人登録していて1年以上日本に滞在すると認められた外国籍の人

●国保資格の届出など

必要なものを持参して14日以内に届け出をしてください。

65歳から74歳までの方で、一定の障がいのある方は、申請をして認定を受けると後期高齢者医療保険制度の対象となります(身体障害者手帳3級以上及び4級の一部の方等)。

本人確認の実施(本人確認書類)

なりすましによる、不正な証明書類の取得などを防ぐために「本人確認」を実施していますので、次の本人確認書類を窓口でご提示ください。

1点で良いもの	マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付きのもの
2点必要なもの	健康保険証・資格確認書・介護保険証・年金手帳・医療関係受給者証など

※いずれも有効期間内のものに限りま。

※同一世帯以外の方が届け出を行う場合、「委任状」が必要です。

※全ての手続きで本人確認書類のご提示が必要です。

	このようなとき	必要なもの
加入のとき	由布市へ転入したとき	
	職場の健康保険をやめたとき(退職した翌日) 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	▶職場の健康保険の資格喪失連絡票
	生活保護を受けなくなったとき	▶生活保護廃止(停止)決定通知書
	子どもが生まれたとき	
	外国人登録をしたとき(登録をした日)	
喪失するとき	市外に転出するとき	▶資格確認書(喪失者全員)
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者となったとき	▶国保の資格確認書(喪失者全員) ▶職場の健康保険証(加入者全員) または資格確認書(加入者全員) または資格情報のお知らせ(加入者全員)(※資格取得日がわかるもの)
	生活保護を受けることになったとき	▶資格確認書(喪失者全員) ▶生活保護開始(再開)決定通知書
	死亡したとき	▶資格確認書(お亡くなりになった方) ▶会葬礼状など(喪主の分かるもの)
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	▶資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者全員)
	世帯を分けたとき・世帯を一緒にしたとき	▶資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者全員)
	学生が修学のため市外へ転出したとき	▶資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者全員) ▶在学証明書
	資格確認書・資格情報のお知らせを紛失したり汚損・破損したとき	▶汚損・破損した資格確認書または資格情報のお知らせ

※転出入や出産・死亡等の異動は、市民課や挟間・湯布院地域振興課で届け出を行った後に手続きをしてください。

国民健康保険のサービス

療養の給付	医療機関などの窓口でマイナ保険証や資格確認書を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで医療を受けることができます。残りの医療費は国保が負担します。
高額療養費	医療費の自己負担額が基準額を超えて高額となったとき、国保に申請することで限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。
高額医療・医療介護合算療養費	医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して限度額を超えたときには、その超えた分が支給されます。
療養費	マイナ保険証や資格確認書の提示ができなかった場合や、手術などで輸血に用いた生血代、コルセットなどの補装具、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたときで医師が必要と認めた場合、海外渡航中に診療を受けたときなどは、いったん医療費の全額を負担することになりますが、国保に申請し、審査で決定すれば自己負担分を除いた保険者負担分があとから支給されます。
出産育児一時金の支給	被保険者が出産した場合、出産育児一時金として50万円が支給されます。ただし、特定の条件では、48万8千円が支給されます。
葬祭費の支給	被保険者が亡くなったときに、葬祭をおこなった人(喪主)に2万円が支給されます。
移送費の支給	緊急やむを得ず、医師の指示により重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して必要であると国保が認めた場合に支給されます。
交通事故と国保の関係	国保で治療を受ける場合は、事故後速やかに国保へ届出をしてください。加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませると国保が使えなくなることもありますので、必ず示談の前に国保の担当者にご相談ください。
特定健康診査	40歳～74歳の方を対象に年1回受けられます。「生活習慣病」(糖尿病、脂質異常症、高血圧症など)の予防、早期発見につながります。受診券が届いたら必ず受けましょう。
特定保健指導	特定健康診査の結果を基に、保健師や管理栄養士が生活改善をサポートします。対象となった方へは由布市から連絡します。生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のため、是非ご活用ください。

国民健康保険税について

●みんなで支える保険税

保険税は、みなさんの医療費にあてられる、国保の重要な財源です。所得などに応じて税額が計算されますので、正しい所得を申告しましょう。滞納になると医療費を支払う金額に不足が生じてきますので必ず納期内に納めましょう。

▶ 保険税の納付は口座振替で

保険税の納付は、口座振替をおすすめします。由布市が指定している金融機関に「口座振替利用申込書」を備え付けていますので、必要事項を記入してお申し込みください。

また、保険税はコンビニで納付ができます。

▶ 保険税の納付が困難な時

失業、倒産、災害等やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合にはご相談ください。

医療費を大切に

医療費は年々増えています。日ごろから健康づくりを心がけるとともに、下記を参考に医療費の節約に努めましょう。

- ①休日や夜間に急病になったときは、大分県救急安心センター(＃7119)や小児救急電話相談(＃8000)の利用を考えましょう。
- ②同じ病気で複数のお医者さんにかかる前にまずはかかりつけ医に相談しましょう。
- ③薬のもらい過ぎには注意しましょう。

●ジェネリック医薬品を利用しましょう

▶ ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。ジェネリック医薬品を利用することで自己負担を減らすとともに、医療費節約で医療保険制度の安定にもつながります。

▶ ジェネリック医薬品を利用するときは

まずはお医者さん、薬剤師さんに相談してみましょう。飲みなれた薬を変更するのが不安な場合は、短期間の「お試し」の処方をお願いしましょう。

▶ ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります

特許期間が切れていない新薬などには、ジェネリック医薬品はありません。また、薬局にそのジェネリック医薬品がない場合もあります。



保険・年金

国民年金

問 保険課 ☎097-582-1121 (直通)

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が加入するもので、老齢・障害・死亡により「基礎年金」を受けることができます。

国民年金には、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」と3種類があります。

	対象者
国民年金 第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、学生、フリーター、無職の人など
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者および共済組合等の組合員または加入者(ただし、65歳以上で老齢年金を受ける人を除く)
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者で、20歳以上60歳未満の人。ただし、年間収入額により健康保険の扶養になれない人は第1号被保険者となります。

●国民年金被保険者の手続き

国民年金第1号被保険者は、次の時は市役所窓口での手続きが必要です。

- ・会社等を退職し、第1号被保険者となるとき、または第3号被保険者が第1号被保険者となるとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・国民年金保険料の免除申請をするとき
- ・学生で国民年金保険料の学生納付特例制度の申請をするとき

●国民年金請求の手続き

以下の年金の請求書は、市役所窓口で受けることができます。

- ・老齢基礎年金
- ・障害基礎年金

●国民年金を受給されている方が死亡したとき

亡くなった月までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

未支給年金の請求は、市役所窓口で受けることができます。

国民年金に関するお問い合わせは、
保険課、挾間・湯布院地域振興課、
大分年金事務所(☎097-552-1211)まで

後期高齢者医療

問 保険課 ☎097-582-1121 (直通)

●後期高齢者医療制度について

大分県では大分県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体となります。由布市においては、加入や脱退の受付、各種申請書の受付、資格確認書等の再交付、保険料の徴収を行っています。

▶後期高齢者医療に加入する方

- ・75歳以上の方
- ・65歳から74歳の方で一定の障がいがある方のうち、申請をして認定を受けた方
(身体障害者手帳3級以上及び4級の一部の方等)

▶手続きについて

- ①75歳の誕生日を迎える方は、加入手続きは不要です。
- ②65歳から74歳の方で一定の障がいがある方のうち、被保険者として認定を受ける場合は、申請が必要です。

●後期高齢者医療の高額療養費

1カ月(暦月)の医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

▶申請について

- ①初回のみ申請で毎回申請する必要はありません。
- ②高額療養費に該当したときは、広域連合から申請書が送られてきます。
- ③申請に必要なもの
 - ◎高額療養費支給申請書
 - ◎資格確認書
 - ◎高額療養費を受け取る振込先のわかるもの(通帳・キャッシュカード等)※申請の際に、領収証は必要ありません。

●葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に対して葬祭費が支給されます。

申請に必要なもの

- ・葬祭執行者(喪主)の確認書類(会葬礼状等)
- ・葬祭執行者(喪主)の振込先口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)

葬祭費 20,000円

●療養費

次のような場合は、一旦、全額自己負担となりますが、申請して認められると自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・医師が必要と認めた、はり・きゅう、あん摩・マッサージなどの施術を受けたとき。
- ・やむを得ない理由で、マイナ保険証・資格確認書を持たずに受診したときや保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき。
- ・海外渡航中に治療を受けたとき。(治療目的の渡航は除く)
- ・医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき。

申請に必要なものについては、保険課までお問い合わせください。

申請場所 保険課

挾間・湯布院地域振興課





税金

問 税務課課税係(市民・軽自・入湯) ☎097-582-1269
 税務課課税係(固定資産) ☎097-582-1138
 税務課収納係 ☎097-529-8788

●市税の種類

税金の種類		納税者
市民税	個人市民税	1月1日現在、市内に住所があり前年に所得があった人
		1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を所有する人で、市内に住所がない人
	法人市民税	市内に事務所や事業所を有する法人 市内に寮や保養所などを有する法人で市内に事務所や事業所を有しないもの 市内に事務所や事業所などを有する公益法人または法人でない社団等
固定資産税	1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産(事業用)を所有する、法人および個人	
軽自動車税	4月1日現在、由布市を主たる定置場所とする、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車を所有する人	
入湯税	鉱泉浴場で入湯行為をした入湯客	

●個人市民税

市県民税 = 「均等割」 + 「所得割」

1月1日現在、市内にお住まいの方は毎年3月15日までに、前年の所得を申告してください。

●法人市民税

設置・廃業・解散・休業等された法人は、届けが必要になりますので、税務課課税係の法人市民税担当までご連絡ください。

●固定資産税

- ・固定資産税は、価格決定後に縦覧期間があります。
- ・償却資産(事業用)の所有者は、毎年1月31日までに申告してください。

●軽自動車税

▶登録・廃車・住所変更等のお問い合わせ先

区分	問い合わせ先
原動機付自転車(125cc以下又は定格出力1.0KW以下) 小型特殊自動車	由布市税務課課税係 軽自動車担当まで
軽四輪自動車 軽三輪自動車	軽自動車検査協会 大分事務所 050-3816-1759
軽二輪自動車 (125cc超~250cc以下) 小型二輪自動車(250cc超)	大分運輸支局 050-5540-2087

●入湯税

鉱泉浴場を利用して旅館等(立寄り湯も含む)の経営を開始・休業・閉鎖等をする経営者は、届けが必要になりますので、税務課課税係の入湯税担当までご連絡ください。

【その他税に関する問い合わせ先】

大分税務署 ☎097-532-4171

大分県税事務所 ☎097-506-5771

各種証明書等

●税務証明書等について

税務証明はどの庁舎でも取れます。ただし個人情報保護の観点から本人確認を行います(免許証・保険証・その他身分証明書等の提示が必要)。代理の場合、委任状の提出を求めます。

種類	証明等の内容	手数料
★所得(課税)証明	合計所得金額(税額)	1通 300円
★納税証明	科目・年度ごとの納税状況	1通 300円
★滞納のない証明	市税を完納していること	1通 300円
★法人所在証明	名称、所在地	1通 300円
★軽自動車税納税証明	継続検査用納税証明(車検用)	無料
自動車臨時運行許可(仮ナンバー)	自動車の登録・検査等用	750円
★評価証明	土地・家屋の地番、面積、地目、所有者、評価額	1通 300円
★公課証明	土地・家屋の地番、面積、地目、評価額、課税標準額、課税額	1通 300円
★資産証明	土地・家屋の評価額、所有者、面積、地目	1通 300円
★住宅用家屋証明	取得された専用住宅	1通 1,300円
★名寄帳兼課税台帳	評価額・課税標準額等	1通 300円
地番図等の写し		1枚 300円
航空写真の写し		1枚 500円
土地台帳の閲覧		1回 300円
現況証明	実地調査を伴うもの	1棟 400円

★:郵便請求可

広告



◆税務申告業務(個人・法人・相続税)
◆相続対策・事業承継対策

エートス税理士法人

代表社員税理士 溝口 康隆
 税理士・公認会計士 村松 政幸
 税理士 山本 貴規

湯布院オフィス 由布市湯布院川上3040-2
 大分合同新聞社ビル2階

中島オフィス 大分市中島西1丁目4-18
 NCビル4階

共通 TEL 0977-85-5151
 FAX 0977-85-5154
[https:// e-thos.jp](https://e-thos.jp)



●郵便請求について

遠隔地等の方は、郵便により税務証明等を取り寄せることができます。

申請書(由布市公式ホームページからダウンロード可能)または便せん等に請求者の住所、氏名、生年月日、電話番号、請求内容等の必要事項を記入し、必要書類を税務課に郵送してください。

必要書類

便せん等又は申請書、返信用の封筒と切手(貼付)、手数料(定額小為替)、身分証明書のコピー(免許証・マイナンバーカード(表面)等)

注意事項

※手数料は、定額小為替(郵便局で購入してください)を同封してください(現金、切手は受け付けていません)。
※返信用封筒には、宛名を記入し、切手を貼っておいてください。

※本人の意思により申請があったことを確認する必要があるため、証明書の送付先は、原則本人の住所地となります。

※請求内容等についてお伺いする場合がありますので、連絡先の電話番号を必ず記入してください。

※所有者本人以外の方が請求される場合は委任状が必要です。

郵送先

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 税務課 宛

【※市の証明以外の証明の問い合わせ先】

大分税務署 ☎097-532-4171
大分県税事務所 ☎097-506-5771

市税の納め方

●窓口(現金)納付

納付書を添えて、取扱金融機関か市役所窓口で納付してください。

●口座振替(自動払込)

市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替取扱金融機関

大分銀行、大分県農業協同組合、大分県信用組合、豊和銀行、ゆうちょ銀行、大分みらい信用金庫

申込み方法

市役所窓口か振替する口座の金融機関窓口でお申し込みください。

なお、口座振替は申込内容にて毎年継続されますので、振替内容の変更や廃止を希望する場合は、再度お申し込みください。(廃止のお申し込みは金融機関窓口に限ります。)

振替開始は、金融機関申込受付日の翌月末からです。

申込みに必要なもの

・市役所窓口でのお申し込み

キャッシュカード、身分証明書(免許証等)

※口座名義人ご本人がお申し込みください。

・金融機関窓口でのお申し込み

申込用紙(市役所及び市内各金融機関に備え付けています。)、預貯金通帳、通帳の届出印

コンビニ・スマホ決済アプリ納付

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、コンビニエンスストア・スマホ決済アプリでも納付することができます。ただし、下記の場合を除きます。

- ・納付書にバーコードの印刷がないもの
- ・納付書1枚当たりの金額が30万円を超える場合
- ・金額を訂正したものや書き加えたもの
- ・破損や汚れなどによりバーコードを読み取れないもの
- ・納期限を過ぎたもの

※納付できるコンビニエンスストア・スマホ決済アプリは、納付書裏面に記載しています。

※スマホ決済アプリで納付した場合、領収書(軽自動車税納税証明書を含む)は発行されませんので、領収書が必要な方はコンビニまたは納付書裏面に記載の金融機関や市役所窓口にて、納付書で納付してください。

※スマホ決済アプリで納付した場合、納付を確認できるまでに3週間程度かかります。

納税証明書がすぐに必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関又はコンビニ等の窓口で納付のうえ、本人確認書類及び領収書等を持って証明書発行手続きにお越しください。

納付書の送付

●窓口(現金)納付の場合

- ・納税通知書発行月に1年度分の納付書を送付します。
- ・納付の際は、期別や納期限を確認し、納付する納付書のみを持参して納付してください。
- ・機械で読み込み処理を行いますので、汚したり折り曲げたりしないようお願いします。

●口座振替(自動払込)納付の場合

- ・納税通知書発行月に1年度分の口座振替通知を送付します。
- ・領収書の発行は行いませんので、通帳記帳にて確認してください。

市税の納期限及び口座振替日

それぞれ納期月(下表を参照)の末日です(12月は25日です)。ただし、この日が土・日曜日、祝日になる場合はその翌開庁日になります。

種類	納期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

●税金は必ず納期までに納めましょう

定められた期限までに納付がない場合は、納期限の翌日から20日以内に督促状が発付され督促手数料が加算されます。また期限内に納付した方との不公平が生じないよう、本来納める税額の他、延滞金が加算されます。

*市税を滞納したまましていると法律に基づき、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。事情により納期限までに納付が困難な場合は、早めに税務課収納対策推進室までご相談ください。



福祉・介護

高齢者福祉

- 福祉課 ☎097-582-1265 (直通)
- 高齢者支援課 ☎097-529-7349 (直通)
- 狭間振興局地域振興課福祉保健係 ☎097-583-1111 (代表)
- 湯布院振興局地域振興課福祉保健係 ☎0977-84-3111 (代表)

高齢者

- 在宅福祉
 - ▶あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成事業 (担当:高齢者支援課)
由布市に在住する70歳以上の方に対し、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料の一部を助成します。
 - ▶由布市長寿祝品 (担当:高齢者支援課)
由布市内の高齢者に対し、長寿祝品(商品券)を贈呈することにより、長寿を祝福します。
 - ▶配食サービス事業 (担当:高齢者支援課)
由布市内に在住する、食事の調達が困難な高齢者に対し、配食サービスを行うことにより食生活の改善と健康増進を図るとともに、安否確認等を行うことを目的とします。

- ▶緊急通報システム事業 (担当:高齢者支援課)
ひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報装置の貸与を行い、急病時等の救助の要請支援を行います。(一部自己負担あり)
- ▶GPS機器サービス導入経費助成事業 (担当:高齢者支援課)
自宅で生活している認知症高齢者等を介護している家族が対象で、GPS機器を利用して、位置情報を確認できるサービスを導入するときの初期経費を助成します。(上限あり)
- ▶避難行動要支援者登録及び緊急医療情報キット配布事業 (担当:福祉課)
避難行動要支援者として電算登録し、緊急連絡先、かかりつけ医等の本人情報を記載した台帳等を入れた容器(緊急医療情報キット)を民生・児童委員を通じて配布しています。
対象者 ・1人暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯
・障がい者・特定疾患世帯等

広告

やすらぎ

有限会社 後藤企画

- グループリビングやすらぎ
住宅型有料老人ホーム
- デイサービスセンター
やすらぎ
通所介護事業所
狭間町古野625-1
☎(097)583-3777
FAX(097)583-3779
- グループホームやすらぎ
認知症対応型共同生活介護
狭間町古野186-1
☎(097)583-3113
FAX(097)583-4800

至高の暮らしをご提供いたします。



絶景を
愛でながら
温泉を楽しむ



＼こんな場面をご利用ください／

- 病院から病院への転院搬送、入退院時の病院施設、自宅への移動
- 通院、診察の付き添い (定期検診等に看護師が付き添います)
- 県外等の遠方への移動
- 冠婚葬祭への出席

患者等搬送事業者 認定第1号

-カケル-



民間救急 翔

KAKERU 介護タクシー

運輸局一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定)第14号認定事業者

お問い合わせ
☎080-8373-3825
kakeru-minkan@docomo.ne.jp



@KAKERU_MINKAN



えがおと真心、やすらぎ、絆を大切にします



社会福祉法人 寿永会

【法人本部】 由布市庄内町柿原1605番地
TEL(097)582-8585 FAX(097)582-8686

特別養護老人ホーム 慶寿苑
ショートステイサービス 慶寿苑
デイサービスセンター あすか
TEL(097)582-1777 FAX(097)582-0909

養護老人ホーム 寿楽苑
TEL(097)582-0234 FAX(097)582-3347

障害者支援施設 由布みこと寮
TEL(097)582-3834 FAX(097)582-3898



福祉・介護

**▶在宅高齢者等紙おむつ等購入助成事業(担当:高齢者支援課)**

由布市内に在住し、在宅にて生活されている要介護度4以上の高齢者等に対し、紙おむつ等の購入を助成することにより、高齢者等及びそのご家族の経済的負担等を軽減することを目的とします。

▶由布市ねたきり老人等介護手当(担当:高齢者支援課)

在宅で生活している要介護4・5の方の介護者に対し介護の労をねぎらい、経済的負担の軽減を図ることを目的に介護手当を支給します。

▶成年後見制度における市長申立て及び利用支援事業(担当:高齢者支援課)

重度の認知症高齢者等のため成年後見制度の利用が必要と判断される方や、身寄りがなく申立てをする親族がいない方が対象で、申立て費用及び成年後見人報酬を助成します。

▶在宅高齢者住宅改造助成事業(担当:高齢者支援課)

要支援又は要介護と認定された在宅の高齢者等のいる世帯が、住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造する経費を助成することにより、ねたきりになるのを防止するとともに、介護者の負担を軽減することを目的とします。

▶高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業(高齢者バリアフリー型)(担当:高齢者支援課)

65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満の世帯が対象で、バリアフリー改修工事の補助金を交付することにより、高齢者の暮らしの安全を確保することを目的とします。

障がい者福祉

問 福祉課 ☎097-582-1265(直通)

挾間振興局地域振興課福祉保健係 ☎097-583-1111(代表)

湯布院振興局地域振興課福祉保健係 ☎0977-84-3111(代表)

各種手帳の手続**●身体障害者手帳**

対象者	視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能・肝機能・免疫機能に永続する障がいがある方
内容	▶障がいの程度によって1～6級まで区分されます。 ▶運賃割引等の種別で一種(要介助者)、二種(介助者不要)があります。 ▶身体障がいに関する各種制度を受けるには、原則として身体障害者手帳が必要です。
申請方法	身体障害者手帳交付申請書と障がい別の医師の診断書・意見書、本人の顔写真(縦4cm×横3cm)を提出してください。

●療育手帳

対象者	児童相談所(18歳未満の方)又は知的障害者更生相談所(18歳以上の方)で知的障がいと判定された方
内容	▶障がいの程度によりAとBがあります。(大分県はA1・A2・B1・B2に区分) ▶知的障がいのある方が一貫した療育、援護を受け、サービスや優遇措置を受けやすくします。
申請方法	療育手帳交付申請書と本人の顔写真(縦4cm×横3cm)を提出してください。 ※必要に応じて成績通知表等他の書類を提出していただくことがあります。

●精神障害者保健福祉手帳

対象者	統合失調症・そううつ病・中毒性精神病・てんかん・発達障がい・高次脳機能障がい等、精神障がいのある方
内容	▶障がいの程度により1級から3級までに区分されます。 ▶相談指導及び各種の支援により精神障がい者の社会復帰と自立促進を図ります。
申請方法	精神障害者保健福祉手帳交付申請書と医師の診断書、本人の顔写真(縦4cm×横3cm)等を提出してください。

重度心身障がい者医療費の助成

重度心身障がいのある方や児童の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合には、その自己負担相当額(食事療養費を除く)を公費で負担します。ただし、所得制限があります。

助成対象者は以下の方等です。

- ①身体障害者手帳1、2級の所持者
- ②療育手帳A1、A2の所持者
- ③身体障害者手帳3級の所持者でIQ50以下の方等
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(ただし、精神病床における入院に要した経費を除く)

障がい者福祉給付金

由布市に、居住する障がい(児)者に対し、給付金(令和元年度まで商品券)を給付することにより、福祉増進を図ることを目的とします。

支給対象者

由布市内に1年以上居住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

支給金額 5,000円(年額)

障害児福祉手当

内容	金額
在宅で身体又は精神(知的)に重度の障がいを有するために、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給されます。	月額16,560円 (令和8年4月1日現在) ※2、5、8、11月に支給されます。

※所得制限があります

特別障害者手当

内容	金額
在宅で身体又は精神(知的)に著しく重度の障がいを有するために、日常生活に常時、特別の介護を要する20歳以上の人に支給されます。	月額30,450円 (令和8年4月1日現在) ※2、5、8、11月に支給されます。

※所得制限があります。

自立支援医療**●育成医療(18才未満)・更生医療(18才以上)**

障がいを除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部を申請により給付します。たとえば、人工関節置換術やペースメーカー植込み術、人工透析療法などが、育成医療・更生医療の対象となります。(※更生医療の給付は身体障害者手帳の交付を受けている必要があります。)

●精神通院医療

精神障がいのある方や児童の通院医療費の一部を申請により給付します。

医療機関窓口での自己負担は、原則として医療費の1割となりますが、所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定されます。

補装具費支給事業

身体障がい(児)者に対して、身体の一部の欠損や機能障がいによる能力低下を補う補装具を購入又は修理、借受けする費用を支給するものです。

対象品目例 車いす、補聴器、下肢装具など(品目ごとに費用限度額あり)

支給対象者 品目ごとに定められた障がいを有する方
※但し同一世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外となります。

日常生活用具給付事業

重度障がい(児)者に対して日常生活上の困難を改善するとともに、自立を支援し社会参加を容易にするため、日常生活用具を給付するものです。

対象品目 対象品目一覧及び対象要件

入浴補助用具、吸入器・吸引器、ストマ用装具、紙おむつ、杖、住宅改修など(品目ごとに給付費用限度額があり、品目によっては医師の意見書が必要になる場合があります。)

支給対象者 品目ごとに定められた障がいを有する方

身体障がい者自動車改造助成事業

身体障がい者に対して、自動車改造に要する経費の一部を助成し、身体障がい者の社会参加を推進することを目的とします。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けている障がい者で、自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が認められる方

※ウェルキャブ車等の購入費等は対象になりません

助成額

改造に要した費用(但し10万円を限度とする)

※所得制限があります。

※事前申請が必要です。改造後の申請はできません。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

在宅重度障がい(児)者住宅改造助成事業

在宅重度障がい(児)者の方の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室やトイレ等を特別に障がい(児)者向けに改造する場合、その経費の一部を助成します。

対象者

現在居住している住宅設備を改造する必要がある重度障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1級)又はその重度障がい者と同居する方

※所得制限があります。

※事前申請が必要です。改造後の申請はできません。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

障がい者スポーツ競技用装具購入費の助成

身体障がいのある方がスポーツで使用する補装具の購入費を助成します。障がいの状態に応じて個別に調節が必要なものに限りです。

対象者 身体障がいのある方

助成額 購入費の9割(購入費の40万円までが対象。)

※1回の申請につき1個までが対象となります。

※事前申請のみの受付になりますので、事前にご相談ください。

軽度・中度聴覚障がい児支援事業

公的な助成を受けられない軽度・中度の聴覚障がい児に対して、補聴器の購入又は修理にかかる経費の一部を助成します。

対象者

①由布市内に住所を有している者

②両耳の聴力レベルが30dB以上で法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならない者

③補聴器の装用により、言語の取得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

助成額 基準額の範囲内で、補聴器購入費の3分の2

※所得制限があります。

※事前申請のみの受付になりますので、事前にご相談ください。

手話通訳者の派遣

聴覚に障害のある方が、外出の際に手話通訳が必要な場合、無料で通訳者を派遣します。

移動支援サービス

身体に障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方が、各種手続きや余暇活動のために外出する際に支援を行います。

日中一時支援サービス

介護者や保護者が日中不在で、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある方が通所して支援を受けます。

訪問入浴サービス

身体に重度の障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスを提供します。

重度障害者等就労支援特別事業

重度障害のある方の就労機会の拡大及び雇用の促進のため、通勤や職場等において必要とする移動、身体介護などの支援を行います。

体験的宿泊事業

自立生活を目指す障がい者に1人暮らしに向けた宿泊体験の機会を提供します。



地域活動支援センター事業

障がい者(児)が、自立した日常生活を営めるよう、社会との交流や創作的活動の場を提供します。

タクシー利用券の交付

障がいにより、移動手段を確保することが困難な方への交通費の助成として、タクシー利用券を交付します。

対象者

由布市に住民票がある方、非課税世帯に属する方等要件があります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

障がい

身体障害者手帳：視覚障害1・2級、内部機能障害1級、肢体不自由1・2級(総合等級ではなく単独等級で判断します。)

精神障害者保健福祉手帳：1～3級(2～3級は意見書が必要)

療育手帳：A1・A2

利用券 1枚500円の利用券を24枚交付

所得税・住民税の軽減

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または手帳をお持ちの方を扶養している方は所得税及び住民税の控除が受けられます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

大分税務署 ☎097-532-4171

大分県税事務所 ☎097-506-5771

由布市役所税務課 ☎097-582-1111

軽自動車税の減免

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、一定の要件を満たす場合に、申請により軽自動車税の減免が受けられます。

また、自動車税の減免については、下記へお問い合わせください。

「軽自動車税」・・・由布市役所税務課

「自動車税」・・・大分県税事務所

巡回支援専門員整備事業

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、子育て支援施設等への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅で医療的ケア児・重症心身障がい児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険適用外の訪問看護サービスの利用に係る経費を助成します。

助成対象者は以下の要件に該当する児童です。

- ①由布市内に住所を有すること。
- ②0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ③在宅で保護者または介護者の介護を受けて生活していること。
- ④医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ⑤訪問看護により医療的ケアを受けていること。

各種割引等

種類	対象		内容	問い合わせ先
JR旅客運賃の割引	第1種	障がい児・者	片道101kmを超える区間(普通乗車券)について5割の割引	JR窓口
		障がい児・者と介護者1名	全線(普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券)について5割の割引(小児定期には適用されない)	
	第2種	障がい児・者	片道101kmを超える区間(普通乗車券)について5割の割引	
		障がい児(12歳未満)と介護者1名	全線(定期乗車券)について5割の割引(小児定期には適用されない)	
航空運賃の割引	障がい児・者		国内の定期航空路線について割引される。割引額は各社、各路線により異なる。 ※介護者1名も割引対象となる場合がある。 ※本人の割引は12歳以上に限られる。 ※運賃支払い時に顔写真付きの手帳の提示が必要。	各航空会社窓口
バス運賃の割引	第1種	障がい児・者	普通運賃5割引、定期券3割引(小児定期は対象外) ※大分県外のバス会社、路線は扱いが異なる場合がある。 ※運賃支払い時に顔写真付きの手帳の提示が必要。	各バス会社窓口
		障がい児・者と介護者1名		
	第2種	障がい児・者		
船舶運賃の割引	障がい児・者		※船舶会社によって条件が異なり、片道100km以上の旅行に限られる場合がある。 ※介護者1名も割引対象となる場合がある。 ※運賃支払い時に顔写真付きの手帳の提示が必要。	各船舶会社



種類	対象	内容	問い合わせ先
有料道路通行料金の割引	第1種 身体障がい者が自ら運転する場合	5割引 ※あらかじめ市の福祉担当課で手続きを行う必要がある。 ※他の割引との重複はできない	有料道路事業者 (西日本高速道路株式会社)
	身体及び知的障がい児・者を同乗させて、本人以外の者が運転する場合	※出口又は料金自動精算機を利用する場合は、手帳の提示が必要 (ETC未整備料金所や点検・通信エラー等が発生し、ETC走行できない場合を含む) ETCによる割引を受ける場合は、障がいのある方本人の名義 (未成年のときは、親権者又は後見人名義) のETCカードに限る。 なお、割引には有効期間があります。	
第2種 身体障がい者が自ら運転する場合			
タクシー運賃の割引	▶身体障害者手帳所持者 ▶療育手帳所持者 ▶精神障害者保健福祉手帳所持者	1割引 ※運賃支払い時に顔写真付きの手帳の提示が必要。	各タクシー会社
NHK放送受信料の減免	身体障害者手帳所持者、知的障がい者と判定された方、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課税者	全額免除	NHK
	▶世帯主が視覚障がい、もしくは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者、または、重度の障害がある方で受信契約者	半額免除	
郵便料金の減免	▶点字のみを内容とする通常郵便物 ▶総務省で定める基準に従い会社が指定する施設 (点字図書館等) において発受する盲人用録音物又は点字用紙を内容とする通常郵便物	無料 (3kgまで)	郵便局窓口
携帯電話料金の割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者が申し込む1回線の利用料金	割引率、割引内容等は各携帯電話会社により異なります。	各支店、ショップ

障がい福祉サービス一覧表

サービス名称	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、外出時などに、移動に必要な情報提供 (代筆、代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設に入所できます
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います

サービス名称	サービス内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居を提供し、相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います
地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者の地域生活への移行に向け、必要な相談や福祉サービス事業所への同行支援などを行います
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅で単身で生活する障がい者などと常時連絡が取れる体制を確保するとともに、緊急時の相談などを行います
計画相談支援 (サービス利用支援)	障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整などを行います
計画相談支援 (継続サービス利用支援)	障がい福祉サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、計画の変更や事業者との連絡調整などを行います



児童通所支援サービス一覧表

サービス名称	サービス内容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に対し、放課後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が集団生活を営む施設(保育所等)を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援(障害児支援利用援助)	通所支援サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整などを行います。
障害児相談支援(継続障害児支援利用援助)	通所支援サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、計画の変更や事業者との連絡調整などを行います。

由布市委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

- 身体・知的・精神障がい者・障がい児の各種サービスの相談、サービス利用に係る計画の作成等**

事業所名	所在地	電話番号
特定相談事業所 ほほえみ	湯布院町川南11番地1	0977-85-2770
相談支援センター こだま	挾間町挾間614番地1 (ふれあいサロンのぞみ内)	097-547-8162
相談センター COMPASS	庄内町西長宝1735番地	090-8351-8962
相談支援センター こうせいかん	庄内町東長宝613番地1 (デイサービスセンター長宝内 あなみ保育園前)	097-582-2213
障害者相談センター ゆいりん	湯布院町川上3571番地	0977-84-2208

生活保護

問 福祉課 ☎097-582-1265(直通)

挾間振興局地域振興課福祉保健係 ☎097-583-1111(代表)

湯布院振興局地域振興課福祉保健係 ☎0977-84-3111(代表)

生活保護は、自分たちの持っている能力や資産、各種の助成制度などを活用してもなお生活できないときに、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

●生活保護費について

生活保護費は、国が定めている基準に基づいて計算した世帯の最低生活費と、あなたの世帯のあらゆる収入とを比べて不足する分を支給します。

●保護の種類について

一定の基準に従って生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助を支給します。

生活困窮者自立支援制度

問 由布市社会福祉協議会(庄内) ☎097-574-5786

相談時間:平日8時30分~17時(土日、祝日年末年始の休業日は除く)

生活全般にわたる困りごとの相談窓口を設置しています。地域とのかかわりがもてない、仕事が見つからない、引きこもりの生活をなんとかしたいなど、どんな悩みでも一人で悩まず早めにご相談ください。(ただし、生活保護受給中の方は除きます)

シルバー人材センターのことは

問 由布市シルバー人材センター ☎097-540-7992

シルバー人材センターは、高齢者が健康で生涯現役として地域社会に貢献するために、高齢者が長年培ってきた技術や経験を生かす方法として臨時的、短期的又は軽易な就業等を通して地域社会に貢献することはもとより、健康寿命を促進し元気で活力のある高齢社会に寄与することを目的としています。

また、従来の請負事業から今後は、就業拡大を図るために派遣事業にも取り組みます。原則60歳以上で由布市在住の方で仕事の意欲のある方の参加を求めています。この機会に是非シルバー人材センターへご加入をご検討ください。お待ちしております!



老人クラブに関することは

問 由布市社会福祉協議会 ☎097-582-2756

老人クラブは、お年寄りの知識や経験をいかし、生きがいと健康づくりのためにいろいろな社会活動を行なう組織です。

仲間づくり、教養の向上、健康の維持増進、地域社会との交流や奉仕活動など行なっています。関心のある方は由布市老人クラブ連合会(由布市社会福祉協議会内)へご連絡ください。

介護保険

問 高齢者支援課 ☎097-529-7349(直通)

介護サービスを利用するには

①手続きの窓口(本人確認書類が必要です)

サービスが必要となったら、介護保険の被保険者証を添えて窓口に出します。

本人または家族が申請するか、指定居宅介護支援事業者などに代行してもらいます。

申請書には氏名等のほか、主治医が決まっているときはその氏名等、第2号被保険者の場合は特定疾病の名称等も記載します。

②認定調査を受けます

介護を必要とする人の心身の状況などを調べるために、市の調査員が家庭を訪問します。

心身の状況などについて、本人と家族などから聞き取り調査を行います。

③主治医意見書:主治医より意見書を作成していただきます

要介護認定の申請書に記入された主治医に、市から意見書の作成を依頼します。

④介護認定審査会:保健・医療・福祉の専門家による審査会

認定調査票・主治医意見書をもとに、大分地域介護認定審査会により申請者の介護度を判定します。

⑤認定結果の送付:申請者の要介護度の通知

審査会の判定結果を申請者の自宅等に通知します。要介護度は要支援1,2・要介護1から5まであります。各区分ごとに応じた限度額の範囲でサービスが利用できます。送付先を、自宅以外に指定することも可能です。

⑥ケアプランの作成

本人、家族からの依頼により居宅介護支援事業者のケアマネジャーや地域包括支援センターの保健師等が自宅を訪問し、対象となる方に適切なサービスを利用いただくために、本人・家族とともにサービス計画を作成します。

〈要支援1・2の方〉 由布市地域包括支援センター

〈要介護1～5の方〉 居宅介護支援事業所

⑦サービスの利用開始

▶在宅サービス

要支援1,2・要介護1～5の認定を受けた方

ケアプランに基づいたサービスが利用できます。

▶施設サービス

要介護1～5の認定を受けた方

施設サービスを利用いただくためには、希望される方や家族が直接介護保険施設にお問い合わせいただくか、居宅介護支援事業者のケアマネジャーにご相談ください。

ただし、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方が対象です。

●在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション、短期入所サービス(短期入所生活介護・短期入所療養介護)、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・購入、住宅改修

●施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

●地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型通所介護

●介護予防・生活支援サービス

対象者

①要支援1,2の方

②65歳以上の方で、基本チェックリストで生活機能に低下がみられた方

サービス利用にあたっては、地域包括支援センター職員が、ご自宅などを訪問し、必要なサービスの選定支援・説明などを行い、利用決定していきます。



福祉・介護

広告

笑顔・安心・輝き

【事業・サービスのご案内】

特別養護 老人ホーム (全室個室)	ショート ステイ (全室個室)	居宅介護 支援 (ケアプラン)
-------------------------	-----------------------	-----------------------



ぬく み えん
社会福祉法人 清風会 温水園
特別養護老人ホーム

TEL 0977-85-3722
FAX 0977-85-3723
<http://www.nukumien.or.jp>

〒879-5114 大分県由布市湯布院町川北1964番地



健康診査・がん検診

健康診査

由布市では、19歳以上の市民を対象に市民健診を実施します。40歳以上の方が健康診査を受ける際は、受診券、マイナ保険証や資格確認書が必要です。健診の受診方法は、年齢や加入している医療保険(健康保険)により異なります。

●対象年齢の基準日
年度末の3月31日

19～39歳になる方

由布市民で他の健診機会のない方は加入保険に関係なく受診できます。

場 所:①集団健診
健 診 料:1,000円
持ってくる物:年齢・住所が確認できるもの(保険証・免許証等)

40～74歳になる方

健診方法・健診料は加入保険によって異なります。加入している保険者にお問い合わせください。

由布市国保
場 所:①集団健診 ②指定医療機関
健 診 料:無料
持ってくる物:マイナ保険証や資格確認書・特定健康診査受診券

75歳以上の方

大分県後期高齢者医療の被保険者
場 所:①集団健診 ②指定医療機関
健 診 料:無料
持ってくる物:マイナ保険証や資格確認書・健康診査受診券

・40歳以上で生活保護を受給されている方には、市より受診券が送付されます。

廣 告

サキノ整骨院

受付時間

★月曜日～金曜日★
午前 8:30～11:30
午後 2:00～6:30

★土曜日 8:30～11:30★

定休日/日曜・祝日、土曜午後

由布市庄内町東長宝422-1

TEL/FAX **097-582-3065**

●検査項目

項目	内容
健康診査	問診・診察、血圧測定、身体計測 尿検査、血液検査 (加入保険によって異なる場合があります。)
結核・ 肺がん検診	胸部レントゲン検査 (40歳未満は有料になります。)
肝炎ウイルス 検査 (B型肝炎・ C型肝炎)	血液検査 (対象は今年40歳になる方および、40歳以上で過去に検査を受けたことがない方)

●受診時の注意事項

- ①40歳以上の方は、「特定健康診査受診券」と「マイナ保険証や資格確認書」が必要となります。もし忘れた場合は、健診を受けることができませんので、必ず持ってきていきましょう。
- ②75歳になる方は誕生日前(各医療保険者)と誕生日後(後期高齢者)どちらかの健診を選択してください。
- ③重複して受診した場合は、本人に費用を負担していただく場合があります。

●実施場所

- ①集団健診
年度初めに全戸配布する「由布市の健康おたすけハンドブック」や市報・市のホームページでお知らせします。
- ②市内指定医療機関

地区	医療機関名	電話番号
挾間	川崎内科	097-583-5211
	ごとう医院	097-540-7800
	さとう消化器・大腸肛門クリニック	097-583-8050
	何松内科循環器科	097-583-1131
	ひろたクリニック	097-583-5777
庄内	おぞきホームケアクリニック	097-582-0013
	佐藤医院	097-582-3131
	宮崎医院	097-582-0345
湯布院	秋吉医院	0977-86-2241
	岩男医院	0977-84-3101
	日野病院	0977-84-2181
	南由布クリニック	0977-85-5245
	ゆずの木クリニック	0977-85-4625
	JCHO湯布院病院	0977-84-3171

③市外の医療機関・施設

保険者が指定した県内の医療機関や施設でも健診が受診できます。詳しくは保険者へお問い合わせください。



がん検診

●対象者

19歳以上の由布市民

●検診料金

種類	検診料金	
	集団検診	市内指定医療機関
大腸がん検診	500円	500円
肺がん検診(喀痰検査)	700円	700円
胃がん	1000円	実施なし ※集団検診をご利用ください
乳がん	1000円	
子宮頸がん	1000円	1000円

●実施場所

年度初めに全戸配布する「由布市の健康おたすけハンドブック」や市報・市のホームページでお知らせします。

●がん検診の内容

▶胃がん検診…

バリウムと発泡剤を飲み、間接エックス線撮影を行います。

▶喀痰検診…

痰の中に含まれるがん細胞の有無を調べる喀痰細胞診(肺の入口のがんがみつきやすい)

▶大腸がん検診…

便潜血法により、排便された便の中の血液を検査し、消化管内の出血の有無を調べます。

▶子宮がん検診…

子宮頸がんの発生しやすいところをこすりにとって細胞を調べる検査です。

▶乳がん検診…

マンモグラフィ検査

乳房にプラスチック板を挟んで平たくし、エックス線で撮影する検査です。

超音波検査

39歳以下の方が対象です。上半身裸になり、仰向けで寝ていただきます。超音波の伝導をよくするために、胸にゼリー状の液体を塗り、乳房の病変を検査します。

AED(自動体外式除細動器)

AEDとは Automated External Defibrillator の略で、自動体外式除細動器ともいわれます。

意識障害、呼吸停止、心停止等に陥った傷病者を救命するためには、気道確保・人工呼吸・心臓マッサージといった心肺蘇生法のなかで、AEDを使用することが重要です。

市有施設AED設置場所一覧

設置施設	住所	電話番号	台数	備考
由布市役所 本庁舎	由布市庄内町柿原302番地	097-582-1111	2	本館1F保険課1 新館1F健康増進課1
由布市役所 湯布院庁舎	由布市湯布院町川上3738番地1	0977-84-3111	1	ゆふいんラックホール 1Fフロアー
由布市役所 挾間庁舎	由布市挾間町向原128番地1	097-583-1111	1	
由布市学校給食センター	由布市庄内町大龍1516番地	097-582-0500	1	
庄内中学校	由布市庄内町柿原49番地	097-582-0014	1	
挾間中学校	由布市挾間町向原440番地	097-583-0017	1	
湯布院中学校	由布市湯布院町川北1179番地	0977-84-2026	1	
阿南小学校	由布市庄内町東長宝523番地	097-582-0255	1	
東庄内小学校	由布市庄内町大龍1835番地	097-582-0241	1	
西庄内小学校	由布市庄内町高岡417番地1	097-582-0017	1	
由布川小学校	由布市挾間町古野211番地1	097-583-0751	1	
挾間小学校	由布市挾間町向原89番地	097-583-0029	1	
石城小学校	由布市挾間町来鉢31番地1	097-583-0772	1	
谷小学校	由布市挾間町谷699番地	097-583-0079	1	
由布院小学校	由布市湯布院町川上3758番地	0977-84-2031	1	
川西小学校	由布市湯布院町川西3716番地	0977-84-2329	1	
塚原小学校	由布市湯布院町塚原511番地	0977-85-4141	1	
西庄内幼稚園	由布市庄内町高岡417番地1	097-582-3040	1	
挾間幼稚園	由布市挾間町挾間132番地2	097-583-2850	1	
由布川幼稚園	由布市挾間町古野211番地1	097-583-4399	1	
由布院幼稚園	由布市湯布院町川南1075番地1	0977-84-2038	1	
庄内公民館	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-0214	1	
はさま未来館	由布市挾間町挾間104番地1	097-583-1118	1	1F当直室





設置施設	住所	電話番号	台数	備考
湯布院公民館	由布市湯布院町川上3738番地1	0977-84-2604	1	ゆふいんラックホール 2Fフロア
湯平地区公民館	由布市湯布院町下湯平796番地	0977-86-2232	1	
川西地区公民館	由布市湯布院町中川1358番地1	0977-84-5022	1	
ほのぼの温泉	由布市庄内町庄内原355番地1	097-582-2864	1	
湯布院健康温泉館	由布市湯布院町川上2863番地	0977-84-4881	1	
庄内体育センター	由布市庄内町大龍2131番地	097-582-0191	1	
庄内総合運動公園	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-1217	1	
県立庄内屋内競技場 (正面入口左側)	由布市庄内町大龍1314番地	097-582-1217	1	
挾間B&G海洋センター	由布市挾間町向原18番地	097-586-3037	1	
挾間上原グラウンド	由布市挾間町向原801番地	097-583-3540	1	
挾間体育センター	由布市挾間町向原17番地2	097-583-2881	1	
谷グラウンド(器具庫内)	由布市挾間町谷615番地	097-583-3540	1	
挾間由布川グラウンド (ふれあいプラザトイレ内)	由布市挾間町赤野839番地1	097-582-1217 (スポーツ振興課)	1	
湯布院B&G海洋センター	由布市湯布院町川北1205番地	0977-84-2133	1	
湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西1200番地1	0977-84-2130	2	
湯布院総合運動場	由布市湯布院町川南979番地	0977-85-2810	1	
乙丸温泉館	由布市湯布院町川上2946番地1	0977-84-5958	1	
由布川地域交流センター	由布市挾間町古野115番地1	097-583-4241	1	
由布市環境衛生センター	由布市挾間町鬼崎719番地	097-583-0862	1	処理棟玄関
ほのぼのプラザ 社会福祉協議会(本所・庄内事務所)	由布市庄内町庄内原365番地1	097-582-2756	1	地域交流室内
湯布院福祉センター 社会福祉協議会(湯布院事務所)	由布市湯布院町川上2863	0977-84-3610	1	
由布市ツーリストインフォメーション センター(由布市まちづくり観光局)	由布市湯布院町川北8番地5	0977-85-8611	1	
旧大津留小学校体育館	由布市庄内町東大津留636番地	097-582-1177 (教育総務課)	1	校舎1F屋外専用 ボックス内

健康づくり(健康立市)

問 健康増進課 ☎097-582-1120(直通)

由布市では、すべての市民が、健康で明るく元気に暮らせる住み良いまちづくりをめざし、行政と市民、地域社会とが一体となって健康施策を積極的に推進するために、平成25年3月24日に「健康立市」を宣言しました。以来、各種事業に取り組んでいます。

【由布市健康立市宣言文】

私たち今を生きる者は、次の世代が輝かしい時代であることを念じ、健康で安心して暮らせるまちにするための責務を負っている。

由布市は、「由布市総合計画」の基本理念をもとに、市民一人ひとりがいのちの循環を大切に、こぞって「健康立市」構築にむけた健康施策を積極的に推進することを誓い、ここに健康立市とすることを宣言する。

平成25年3月24日 由布市

●健康立市推進事業の主なもの

1.健康マイレージ事業

対象年度の4月1日時点で18歳以上の市民を対象に、日常の健康づくりや健診受診や各種がん検診受診、健康に関するイベント等への参加でポイントを付与し、1万ポイント到達・応募者に2,000円商工会商品券を贈呈。

2.シニアエクササイズの普及推進

和歌山県で介護認定率低下の実績があるシニアエクササイズを普及させ、市民の健康寿命延伸を目指す。普及を担う市民リーダーを養成し、市内に自主運営グループを創設していく。

3.既存健康施設等の活用促進

湯布院健康温泉館：水中運動教室毎週1回実施、65歳以上の市民年12回無料体験(1人につき1年間12回のみ)

はさま未来館トレーニング室：トレーニング機器整備

4.心身ともに健康な「ゆふっ子」づくり事業

早寝早起き朝ごはん事業、家族ふれあい推進事業の拡充。

※今後、変更になることがあります。



母子保健

令和6年4月1日より、【由布市こども家庭センター】として、健康増進課と子育て支援課が連携し、市民の皆様の子育てをサポートしています。

妊娠・出産

健康増進課(庄内) ☎097-582-1120(直通)
挾間健康センター ☎097-583-1111(代表)
湯布院健康センター ☎0977-84-3111

妊娠がわかったら

●母子健康手帳をもらいましょう

妊娠が分かたら「母子健康手帳」の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠中そして出産後のお母さんと子どもの健康を記録する大切な手帳です。

対象／由布市市民

時間／月曜日から金曜日の8時30分～17時

交付窓口／健康増進課・挾間健康センター・湯布院健康センター

必要な物／マイナンバーカード(通知カードの場合は身分証明書が必要)

●妊娠一般健康診査を受けましょう

妊婦健康診査(妊婦健診)は、お母さんと赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかチェックするためのものです。妊娠届出時に、母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票を交付します。由布市では、受診票にある検査項目について14回無料で健康診査を受けることができます。

無事に出産の日を迎えるために、次のような間隔で定期的に健診を受けましょう。

妊娠初期～23週(第6月末)まで	4週間に1回
妊娠24週～35週(第9月末)まで	2週間に1回
妊娠36週(第10月)以後	毎週1回

※県外医療機関または助産院で健診を受けた場合、由布市から転出する場合は、お問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら

●名前が決まったら出生届けを

名前が決まったら14日以内に出生届を提出しましょう。

●健康センターに連絡を

母子健康手帳交付時の出生ハガキを提出してください。赤ちゃん、お母さんに次のようなサービスを準備して、誕生のご連絡を心よりお待ちしております。

- 訪問／産後、家庭に戻ったお母さんと赤ちゃんの元気な様子をうかがいにあがります。事前に連絡のうえ、ご家庭の都合にあわせて訪問します。
- 電話相談／赤ちゃんの発育、育児に関する相談などお気軽にお問い合わせください。

健診で元気なゆふっ子に

●乳児後期相談会

身体計測、栄養相談、歯のお手入れ方法についてのお話があります。

●集団健診

1歳6カ月児健診	身体計測・内科・歯科診察、育児相談など実施。成長・発達に個人差がでできます。小さなことでもご相談ください。
3歳児健診	体と心の成長と共に人間形成の基礎となる大切な時期です。視覚、聴覚、尿検査がある大事な健診です。

対象の方には個別通知します。



母子保健



ADACHI WOMEN'S CLINIC

安達産婦人科

院長 安達 正武

診療時間

■平日／am9:00～pm0:00
pm2:00～pm5:30

■土曜日／am9:00～pm1:00

■休診日／日曜日・祝日

(但し、急患はこの限りではありません)

大分市宮崎937-4(宮崎バス停前)

TEL 097-569-1123

広告

助産院 おまめのおうち
助産師 豆田ちかの

あなたに寄り添い一緒に悩んで考えます。

産後ケア (デイサービス訪問) 母乳育児相談 おはなし会
グリーフケア 性教育 いのちの授業

ひとりじゃないよ。お気軽にご相談ください。

営業時間 平日 9:00～17:00 (土日祝休み)
営業時間外でも緊急時はこちらにご相談ください

湯布院町 川南 1235-1 ☎080-5609-7063

公式LINE HP Instagram

特定不妊治療費助成

申・問 健康増進課 ☎097-582-1120

助成対象

次の①～④を全てに該当する方

- ①法律上の婚姻をしている夫婦(事実上婚姻関係と同様の事情にある方)
- ②治療を受けた日、申請日において夫婦共に由布市に住民票のある方、または就業その他やむを得ない事情により夫婦どちらかが融資に住民票のある方
- ③由布市税の滞納がない方
- ④他の自治体(大分県を除く)から助成を受けていない方

助成内容・助成額

特定不妊治療体外受精、顕微授精または男性不妊治療(生殖補助医療に至る過程の一環として行う精子採取手術)に要した治療費を助成します。

入院費、食事代など直接治療に関係ない費用は含みません。

1組の夫婦に対し、1年度につき上限10万円。ただし、大分県の先進医療費助成を受けている場合は由布市の負担額を差し引いた額が上限となります。

申請方法

治療日を受けた日が属する年度の末日までに申請してください。

必要書類は、

- ①特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ②医療実施証明書
- ③特定不妊治療費助成金交付に係る同意書
- ④医療機関が発行する領収証

先進医療費助成

申・問 大分県中部保健所由布保健部 ☎097-582-0660

助成対象者

次の①～③の全てを満たす方

- ①治療期間の初日に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚姻関係にある夫婦であること
- ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ③申請時に夫婦のどちらかが大分県内(大分市を除く)に現に居住しており、かつ住民基本台帳に記載されていること

助成内容・助成額

保険適用の不妊治療と同時に行った先進医療にかかった費用の7割を助成します。

1回につき上限10万円

助成回数は保険適用の回数に準じます。

詳しくは、大分県中部保健所由布保健部にご相談ください。

不育症治療費助成

申・問 健康増進課 ☎097-582-1120(直通)

現在治療中の方、これから治療を受ける予定の方は、ご相談ください。

助成対象者

以下のすべてに当てはまる方に治療費の一部を助成します。

- ①申請日において夫婦ともに由布市にお住まいの方
- ②婚姻後1年以上経過した夫婦
- ③助成対象医療機関が不育症と診断し、検査、治療を受けた方

助成内容・助成額

①不育症の治療等にかかった費用を助成します(検査も含みます)。ただし、食事代等、治療に直接関係のない費用は含みません。

②治療期間1回につき上限30万円です。(回数制限はありません)

申請方法

出産(死産等含む)した翌日から6ヶ月以内に申請してください。必要書類は、

- ①不育症治療費助成金交付申請書
- ②不育症治療費助成申請に係る証明書
- ③戸籍謄本
- ④不育症治療等を行った医療機関発行の領収書



予防接種

問 健康増進課 ☎097-582-1120 (直通)

生まれたばかりの赤ちゃんは、病気に対する抵抗力(免疫)をお母さんからプレゼントされています。その抵抗力(免疫)が続くのも生後数カ月ごろまでで、その後は、赤ちゃんは自分で免疫を作って、病気を予防しなければなりません。

それに役立つのが予防接種です。通常受ける予防接種には定期予防接種と任意予防接種があります。

●定期予防接種 医療機関で個別接種(乳幼児)

種類	対象者		接種方法
BCG(結核)	生後1歳未満(望ましい時期 生後5月～8月未満)		1回接種します
五種混合 (ジフテリア) (百日せき) (ポリオ)(破傷風) (Hib感染症)	1期初回	生後2月以上90月未満(1期初回の望ましい時期 生後2月～7月)	20日以上(標準的には56日まで)の間隔をおいて3回接種します
	1期追加		1期初回終了後6月以上(標準的には18月まで)の間隔をおいて1回接種します
麻しん風しん 混合(MR)	1期	生後12月以上24月未満	1回接種します
	2期	就学前年度(5歳以上7歳未満)	1回接種します
日本脳炎	1期初回	生後6月以上90月未満(望ましい時期 3～4歳)	6日以上(標準的には28日まで)の間隔をおいて2回接種します
	1期追加	生後6月以上90月未満(望ましい時期 4～5歳)	1期初回終了後6月以上(標準的にはおおむね1年)の間隔をおいて1回接種します
小児用肺炎球菌	生後2月以上5歳未満 (望ましい接種開始時期 生後2月以上7月未満)	生後2ヶ月～6ヶ月に開始	標準的には生後1歳までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月～生後15月までに初回終了後60日以上の間隔をおいた後1回接種
		生後7ヶ月～1歳未満に開始	標準的には生後1歳までに27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に初回終了後60日以上の間隔をおいた後1回接種
		1歳～2歳未満に開始	60日以上の間隔をおいて2回接種
		2歳～4歳に開始	1回接種
ヒブワクチン	生後2月以上5歳未満 (望ましい接種開始時期 生後2月以上7月未満)	生後2ヶ月～6ヶ月に開始	標準的には27日から56日の間隔をおいて3回、追加接種については初回終了後7月から13月までの間隔をおいて1回接種
		生後7ヶ月～1歳未満に開始	標準的には27日から56日の間隔をおいて2回、追加接種については初回終了後7月から13月までの間隔をおいて1回接種
		1歳～4歳に開始	1回接種
水痘	生後1歳以上3歳未満 (望ましい時期 生後12月～生後15月)	生後12月～15月までに1回接種し追加接種は3月以上標準的には6月～12月までの間隔をおいて1回接種	
B型肝炎	生後1歳未満 (望ましい接種期間 生後2月～生後9月)	27日以上の間隔をおいて2回接種し1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種します	
ロタウィルス	経口弱毒性ヒト	生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間にある者	27日以上の間隔をおいて2回経口投与します
	5価経口弱毒性	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間にある者	27日以上の間隔をおいて3回経口投与します

●定期予防接種 医療機関で個別接種(児童・生徒)

種類	対象者		接種方法
二種混合(ジフテリア 破傷風)	2期	11歳以上13歳未満	1回接種します
日本脳炎	2期	9歳以上13歳未満(望ましい時期 小学4年生)	1回接種します
日本脳炎【積極的な勧奨が行われていなかった時の対象者】	平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ		20歳未満(20歳の誕生日の前日まで)に不足分の回数を接種
子宮頸がん予防ワクチン	小学校6年生～高校1年生の女子		年齢に応じて、2回又は3回接種

個別予防接種を受ける際の注意事項

- 1 予防接種は大分県内医療機関で接種が可能です。
 - 2 希望医療機関に必ず事前に予約をしてください。
 - 3 「予防接種と子どもの健康」を必ず読んでいきましょう。
 - 4 母子健康手帳を持っていきましょう。
 - 5 対象期間内は無料で接種できます。
- ※予約したら必ず、受診してください。都合が悪くなった場合は早めに医療機関へご連絡ください。

●任意予防接種(由布市独自の予防接種)

種類	対象者		接種方法
麻しん風しん混合(MR)	1期	生後24月～就学前々年度	接種対象期間に接種できなかった場合、1期・2期各1回(無料)
風しん	2期	小学1年生～小学3年生	
おたふくかぜ	生後1歳～3歳未満		1回の接種を助成(無料) 由布市・大分市委託医療機関に限る
インフルエンザ	16歳未満		1回1000円の助成(2回まで)





子育て

認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育事業所)

問 子育て支援課 ☎097-582-1262

認可保育施設へ入所するには？

保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育事業所は、保護者が家庭で子どもを保育できない場合に入所できます。

- (1) いつも家庭の外で仕事をしている。
- (2) 家庭にいるが、子どもと離れて、日常の家事以外の仕事をしている。
- (3) 母親が出産の前後である。
- (4) 保護者が病気にかかっていたり、ケガをしていたり、心身に障がいを持っている。
- (5) 病気や障がいを持った同居の親族がいるため、いつもその介護にあたっている。
- (6) 火事や自然災害などで家が壊れ、その復旧にあたっている。
- (7) 仕事を探している。(2か月間の期限入所)
- (8) 学校や職業訓練校等に通っている。
- (9) 上記1～6までの事情と同じ程度の状態で、市長が認める場合。

※いずれの施設もおおむね4か月から入所ができます。定員に空きがない場合は、入所ができず、待つこととなります。

認定こども園(教育部分)は満3歳以上から入所ができます。入所については施設にお問い合わせください。

認可保育施設の保育料・副食費について

令和7年4月1日より、住民税課税世帯の第1子の子どもにかかる保育料が無償となり、由布市から認可保育施設へ通う全ての児童の保育料を無償としています。

また、3歳以上児は給食費が必要ですが、4歳児及び5歳児の副食費を月額4,700円を限度に助成しています。詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

一時保育

保護者の傷病、祖父母等の介護、冠婚葬祭など、「緊急・一時的」に保育が必要な場合にご利用できます。

ご利用希望者は事前に施設までお問い合わせください。

利用料	4時間以下／1回	1人	900円
	4時間超8時間以下／1回	1人	1,800円
開所日	月曜日～土曜日 開所時間内		

※保育施設の受け入れ状況によっては利用できない日もあります。

延長保育

必要な家庭に延長して保育を行います。仕事等の保育を必要とする理由が必要です。

※保育料とは別に利用料が必要です。

幼稚園

問 子育て支援課 ☎097-582-1262(直通)

由布市内には4つの市立幼稚園があります。募集は毎年10月ごろに行い、市報等に掲載します。詳しくは各園もしくは子育て支援課にお問い合わせください。

※年度途中の入園も可能です。

庄内地域の幼稚園

▶ 西庄内幼稚園 ☎097-582-3040

入園資格／4歳児、5歳児

授業料／無償

保育日／月曜日～金曜日(土・日・祝日は休園)

預かり保育／午前7時30分から保育開始時間まで、保育終了時間から午後6時30分まで※夏休みなどの長期休暇も預かります。

その他／給食費無償

子育て

広告

由布市保育協議会

社会福祉法人すみれ会 ありのみ保育園 庄内町庄内原366-4 ☎097-582-0137	社会福祉法人庄内厚生館 あなみ保育園 庄内町東長宝596-1 ☎097-582-1221	社会福祉法人愛の園福祉会 ひばりこども園 庄内町柿原410-1 ☎097-582-1471	社会福祉法人産土会 はさまこども園 挾間町挾間114 ☎097-583-0109	社会福祉法人産土会 みずほ保育園 挾間町挾間135-10 ☎097-583-8008
社会福祉法人産土会 みやたこども園 挾間町北方602-1 ☎097-583-1544	社会福祉法人護念福祉会 由布川保育園 挾間町古野104-1 ☎097-583-3453	社会福祉法人すみれ会 湯布院すみれこども園 湯布院町川上2542 ☎0977-85-2134	社会福祉法人聖愛会 聖愛こども園 湯布院町川上2990-14 ☎0977-84-2317	社会福祉法人愛の園福祉会 きらりこども園 挾間町挾間625-1 ☎097-583-6500

挟間地域の幼稚園

- ▶ 由布川幼稚園 ☎097-583-4399
 - ▶ 挟間幼稚園 ☎097-583-2850
- 入園資格／4歳児、5歳児
 授業料／無償
 保育日／月曜日～金曜日(土・日・祝日は休園)
 預かり保育／午前7時から保育開始時間まで、保育終了時間から午後7時まで※夏休みなどの長期休暇も預かります。
 その他／給食費無償

湯布院地域の幼稚園

- ▶ 由布院幼稚園 ☎0977-84-2038
- 入園資格／4歳児、5歳児
 授業料／無償
 保育日／月曜日～金曜日(土・日・祝日は休園)
 預かり保育／午前7時30分から保育開始時間まで、保育終了時間から午後6時30分まで※夏休みなどの長期休暇も預かります。
 その他／給食費無償

認可保育施設一覧

▶ 保育所

保育所名	住所	電話番号	定員(保育)	開所時間	延長保育時間	一時保育実施
社会福祉法人産土会 みずほ保育園	挟間町挟間	097-583-8008	60人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人護念福祉会 由布川保育園	挟間町古野	097-583-3453	130人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人庄内厚生館 あなみ保育園	庄内町東長宝	097-582-1221	60人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人すみれ会 ありのみ保育園	庄内町庄内原	097-582-0137	30人	7:30～18:30	18:30～19:00	○

▶ 認定こども園

施設名	住所	電話番号	定員(保育)	定員(教育)	開所時間	延長保育時間	一時保育実施
社会福祉法人産土会 みやたこども園	挟間町北方	097-583-1544	145人	15人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人愛の園福祉会 ひばりこども園	庄内町柿原	097-582-1471	115人	15人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人産土会 はさまこども園	挟間町挟間	097-583-0109	105人	15人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人すみれ会 湯布院すみれこども園	湯布院町川上	0977-85-2134	110人	15人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人愛の園福祉会 きらりこども園	挟間町挟間	097-583-6500	60人	15人	7:00～18:00	18:00～19:00	○
社会福祉法人聖愛会 聖愛こども園	湯布院町川上	0977-84-2317	90人	15人	7:00～18:00	18:00～19:00	○

※教育部分の子どもの受入時間は上記開所時間と異なりますので、施設にご確認ください。

▶ 小規模保育事業

施設名	住所	電話番号	定員	開所時間	延長保育時間	一時保育実施
株式会社九十 こどものにわ楓	挟間町鬼崎	097-583-3371	12人	7:30～18:30	実施なし	×

※小規模保育事業所は満3歳になる年度までの入所となります。その後は認可保育所に転園、または併設の認可外保育施設に入園のどちらかを選択していただくこととなります。

令和6年4月より【由布市こども家庭センター】として、健康増進課と子育て支援課が連携し、市民の皆様の子育てをサポートしています。

みんなで集まろう

☎ 子育て支援課 ☎097-582-1262(直通)

子育て支援センター・こどもルーム

子育て親子の交流を図る場として運営しています。交流を促進するため、リトミックや読み聞かせ、製作遊びなど楽しい活動を行っているほか、子育ての相談や情報提供なども行う、総合的な子育て支援拠点です。

- ▶ はさま子育て支援センター(みやたこども園内)
☎097-583-1544
- ▶ しょうない子育て支援センター(ひばりこども園内)
☎097-582-1471
- ▶ ゆふいん子育て支援センター(湯布院すみれこども園内)
☎0977-85-4666
- ▶ こどもルームはさま(挟間庁舎内)
☎097-583-8220

放課後児童クラブ

放課後、保護者のいない家庭の小学生を中心に、適切な遊びおよび生活の場を提供しています。

地域	クラブ名	電話番号
挟間	谷っ子児童クラブ	097-583-0323
	石城児童クラブ	097-547-8915
	第1くすのき児童クラブ	097-574-5705
	第2くすのき児童クラブ	097-574-5705
	第3くすのき児童クラブ	097-574-5705
	第4くすのき児童クラブ	097-574-5705
	みやた第1キッズクラブ	097-583-5440
	みやた第2キッズクラブ	097-583-5440
	由布川第1児童クラブ	097-583-4119
	由布川第2児童クラブ	097-583-4119
庄内	由布川第3児童クラブ	097-583-4119
	あなみ児童クラブ	097-582-1221
	西庄内児童クラブ	097-582-1633
湯布院	ひばり児童クラブ	097-582-1472
	かわにし児童クラブ	0977-84-2501
	第一ゆふいん児童クラブ	0977-84-2656
	第二ゆふいん児童クラブ	0977-84-2656
	第三ゆふいん児童クラブ	090-3604-2740
	塚原高原キッズクラブ	090-3509-6334



子育て

由布市母子保健推進員

お母さんとお子さんの健康や子育てを応援するために、市が委嘱した「母子保健推進員」が各地区で活動しています。

主に、妊婦さんや赤ちゃん等を対象に育児講座や情報交換会の開催に取り組むなど地域のパイプ役として活動されています。

詳細は健康増進課までお問合せください。

遊びの広場・子育て支援

挾間健康センターにて、保健師が体重測定や子育て相談など行っています。ぜひ、ご参加ください。

▶ちびっこ広場(挾間)

会場

はさま未来館 ☎097-583-1111 健康センター「検診室」

▶さくらんぼの会(双子の会)(挾間)

会場

はさま未来館 ☎097-583-1111 健康センター「検診室」

子育て悩み相談

電話相談

子どもに関するさまざまな相談を次の機関で行っています。いじめや非行、発達、子育ての悩みなどについて専門的な相談を受け付けています。

相談内容	相談先	相談電話番号	相談時間
育児、しつけ、子どもの問題行動、発達の遅れ、不登校や非行など子育てに関する不安や悩み	いつでも子育てほっとライン	0120-462-110	24時間対応
子どもに関すること全般	大分県中央児童相談所	097-544-2016	24時間対応
婦人相談全般 DV(ドメスティック・バイオレンス)全般	女性相談支援センター	097-544-3900	月曜日から金曜日の午前9時～午後9時。 土曜日、日曜日、祝日は午後1時～午後5時、午後6時～午後9時
子どもに関すること全般 ひとり親(母子・父子)全般 DV(ドメスティック・バイオレンス)全般	由布市こども家庭センター (由布市子育て支援課)	097-582-1262 (直通)	月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時。祝日、年末年始を除く
ヤングケアラーに関すること	県ヤングケアラー相談窓口	097-546-1451	24時間365日対応

その他相談

下記でも相談ができたり、子育て関係の情報を得ることが出来ます。

▶子育てのタネ(子育て支援情報のページ)

子育て支援サービスや子育てに役立つ情報等が掲載されています。

大分県福祉保健部こども未来課

URL:<https://kosodatenotane.jp>

▶赤ちゃん&子育てインフォ

妊娠・出産・育児について情報を提供しています。ホームページは母子衛生研究会が運営しており、国内でも有名な先生方による相談コーナーもあります。

URL:<https://www.mcfh.or.jp>

▶大分県保育連合会

大分県内の保育連合会加盟園(公立・私立)の紹介や育児に関するいろいろな情報が掲載されています。

URL:<https://www.hoiku21.gr.jp>

▶赤ちゃん&おっばい電話相談

赤ちゃん&おっばい電話相談の他、思春期健康相談なども行っています。

大分県助産師会 ☎097-594-5938

▶おおいた子育て応援パスポート

子育て中の方、妊娠中の方を対象にした商品の割引やサービスなど、様々な特典が受けられるお店・施設を紹介。ホームページでは、子育て家庭に対するやさしいサービスを受けられるお店や施設を探すことができます。

大分県福祉保健部こども未来課

URL:<https://www.oita-kosodate.jp>

▶ナコウド

独身男女のみなさんに出会いのイベント情報を提供し、出会い、結婚を応援します。

URL:<https://nakoud.jp>

▶出会いサポートセンターホームページ

URL:<https://oita-enmusubu.com>

こども医療費の助成

0歳～高校生相当年齢までのこどもの医療費(入院・通院・歯科・調剤で、保険診療での自己負担額)を助成しています。高校生相当年齢の子どもに対する助成については、必要な要件がありますので、詳細はお問合せください。

県内で受診をした場合	保険証と一緒にこども医療費受給資格者証を提示すれば、医療機関窓口での支払いはありません。
県外で受診をした場合	医療機関窓口でお支払いの後、領収書を持参の上、市役所窓口申請してください。

・資格者証は申請しないと交付されません。子どもが生まれたとき、中学校を卒業したとき、市外から引っ越してきたときには申請が必要です。

- ・予防接種代、検診代、薬の容器代などの保険診療以外の医療費や、入院時の食事代(標準負担額)・室料差額など、助成の対象とならないものがあります。
- ・一部の整骨院・接骨院・鍼灸院等では、保険適用分であったとしても、資格者証が使用できません。そのときは、市役所窓口で助成の手続きをしてください。

ファミリーサポートセンター

仕事と育児の両立支援と、家庭での支援を目的に「子育ての手助けをしてほしい方」(依頼会員)、「子育てのお手伝いをしたい方」(援助会員)が会員となり、お互いに助け合いながら活動することを目的としています。

援助できる内容

- ・冠婚葬祭や講習会など、乳幼児を連れて出かけにくい場合の子どもの預かり
- ・買い物や美容院などへ行く場合の子どもの預かり
- ・施設までの送迎
- ・保育施設の保育終了後、子どもの預かり
- ・児童クラブ終了後、または学校終了後の子どもの預かり

委託施設(申込・問)

社会福祉法人庄内厚生館山家学園(庄内町東長宝601)
☎080-2742-2659(9:00~18:00)

利用料

平日(7:00~20:00):600円(1時間当たり)
平日時間外・土・日・祝・休日:700円(1時間当たり)

病児・病後児保育

利用日の前日、または当日朝までの予約が必要です。

対象

- 次の全ての項目に該当する児童が対象になります。
- ・由布市内に住所を有する小学生までの児童
- ・病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育・生活等が困難な児童
- ・保護者の就労、疾病、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難な児童

委託施設

キッズケアクラブいまじん(庄内町庄内原838番地7)
☎080-8391-7651

利用日・利用時間

月曜日~金曜日 ※土・日祝日、年末年始は休みです。
午前8時30分~午後5時30分

利用料金 利用者1日1人当たり2,000円

子育て短期支援事業(ショートステイ等)

☎子育て支援課 ☎097-582-1262

保護者の方が事故・病気等により子どもの養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的保護を必要とする場合等に、児童養護施設等でお預かりします。

制度の内容	ショートステイ(宿泊を伴う利用)	トワイライトステイ(平日の夜間・休日預かり)
利用期間	原則月7日以内	平日夜間預かり 17時~21時まで 休日預かり 8時~17時まで
利用料	2歳未満児 5,350円(1泊) 2歳以上児 2,770円(1泊)	平日夜間預かり 680円(日額) 休日預かり 1,250円(日額)

※生活保護、市民税非課税、ひとり親世帯は費用の一部を減免する制度があります。

※受入施設との調整がありますので、なるべく早めに申請してください。
※施設への送迎は保護者方をお願いいたします。

各種手当等

☎子育て支援課 ☎097-582-1262(直通)

児童手当

児童を養育している家庭に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、世代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的に申請に基づき手当を支給します。

出生、転入等をした際には窓口で必ず事由発生月に届出が必要です。

支給対象児童	0歳~18歳到達後の最初の3月31日まで	
所得制限	所得制限なし	
手当月額	3歳未満	第1・2子:15,000円 第3子:30,000円
	3歳以上高校生年代まで	第1・2子:10,000円 第3子:30,000円
多子加算カウント対象者	18歳年度末以降22歳年度末まで (※親等の経済的負担がある場合)	
支給月	2月・4月・6月・8月・10月・12月	

児童扶養手当

父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として申請に基づき手当を支給します。

対象者

児童が18歳の誕生日後、最初に到達する3月31日まで

支給額

父母同居の扶養義務者等の所得や児童数に応じ、支給月額が決定されます。

支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月

特別児童扶養手当

身体又は精神に障がいのある児童を養育する家庭に対して、児童の福祉増進を図るため、申請に基づき手当を支給します。

対象者

身体等政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭

支給額

障害の程度により1級、2級に区分されます。(所得制限有)

支給月

4月・8月・11月

ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を援助するため、申請に基づき医療費を助成します。

対象者

18歳の誕生日後、最初に到達する3月31日以前の子どもの有するひとり親家庭等の親と子

助成額

一部自己負担金全額(保護者は一部窓口負担後償還請求)

支払方法

県内医療機関は現物給付、県外医療機関及び1日500円の負担は償還払い



子育て



学校教育

小学校・中学校

問 学校教育課 ☎097-582-1179 (直通)

挾間振興局地域振興課市民窓口係 ☎097-583-1111 (代表)

湯布院振興局地域振興課市民窓口係 ☎0977-84-3111 (代表)

小・中学校への入学

●小学校への入学

小学校に入学する子ども(前年4月2日からその年の4月1日までの1年間に満6歳になった子ども)には、入学する年の前年10月頃に、各学校より「就学時健康診断」のご案内が送付されますので、学校にて健康診断を受けてください。入学する年の1月末までに「入学通知書」を送ります。通知書が届かないときは、学校教育課へ連絡してください。

●中学校への入学

小学校と同様に入学する年の1月末までに「入学通知書」を送ります。通知書が届かないときは、学校教育課へ連絡してください。

●小規模特認校制度

自然環境に恵まれた小規模校での伸び伸びとした教育を希望する保護者・児童には、一定の条件の下で通学区域外から入学(転学)することができます。入学(転学)には校長の意見書が必要です。詳しくは以下の学校にお問い合わせください。

・石城小学校 ☎097-583-0772

・谷小学校 ☎097-583-0079

・川西小学校 ☎0977-84-2329

・塚原小学校 ☎0977-85-4141

●区域外就学

児童生徒の住所によって就学する小・中学校を指定しているため、原則として就学指定校に就学していただきます。一定の基準に該当する場合で、市教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てによって就学指定校を変更することができます。申請には変更を希望する事由に応じて、添付書類が必要になる場合があります。

転校するときは

転校が決まったら、通っている学校と新住所地の学校に、転校することを連絡してください。その後、次の方法により転校の手続きをお願いします。

●市内での転校

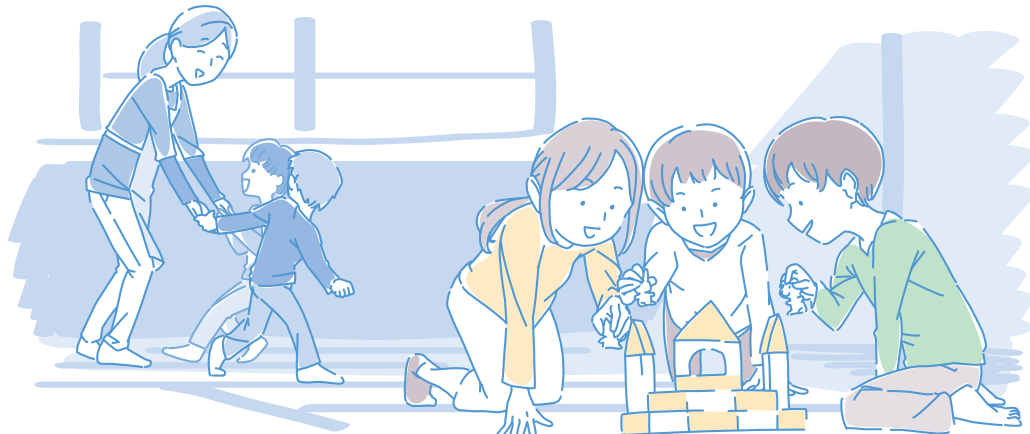
新住所への住民登録を済ませた後、学校教育課又は各地域振興課市民窓口係に転退学届・転入学届を提出してください。転退学届の写しをお渡ししますので、通学していた学校に提出してください。学校が「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」を発行しますので、指定された転校先の学校に転入学届の写しをそえて提出してください。

●市外への転校

転出の手続きを済ませた後、学校教育課又は各地域振興課市民窓口係に転退学届を提出してください。写しをお渡ししますので、通学していた学校に提出してください。学校が「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」を発行しますので、転校先の学校に提出してください。

●市外からの転校

新住所への住民登録を済ませた後、学校教育課又は各地域振興課市民窓口係に転入学届を提出してください。写しをお渡ししますので、前住所地で通学していた学校から発行された「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」と一緒に転校先の学校に提出してください。



教育についての相談

不登校やいじめ、学校生活になじめない、非行などの相談を受け付けています。学校教育課へお問い合わせください。

通学費助成金

自宅から学校までの距離が5キロ以上ある中学生には、通学費の一部を補助します。(ただし、スクールバスを利用できるにもかかわらず利用していない場合は、対象になりません。)

詳しくは、教育総務課へお問い合わせください。

障がいのある児童・生徒の方へ

障がいの種類や程度に応じた教育を行うために、特別支援学級や特別支援学校(盲学校・ろう学校を含む)があります。入学については、学校教育課へお問い合わせください。

就学援助制度

お子さんの小中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの児童・生徒の保護者の方に、学用品費の一部などを援助する制度です。詳しくは学校教育課か在籍の学校へお問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費制度

由布市立小中学校の特別支援学級に在級する児童・生徒の保護者に対して、ご家庭の経済的な事情に応じて学用品費の一部などを援助する制度です。詳しくは、学校教育課か在籍の学校へお問い合わせください。

連携型中高一貫教育

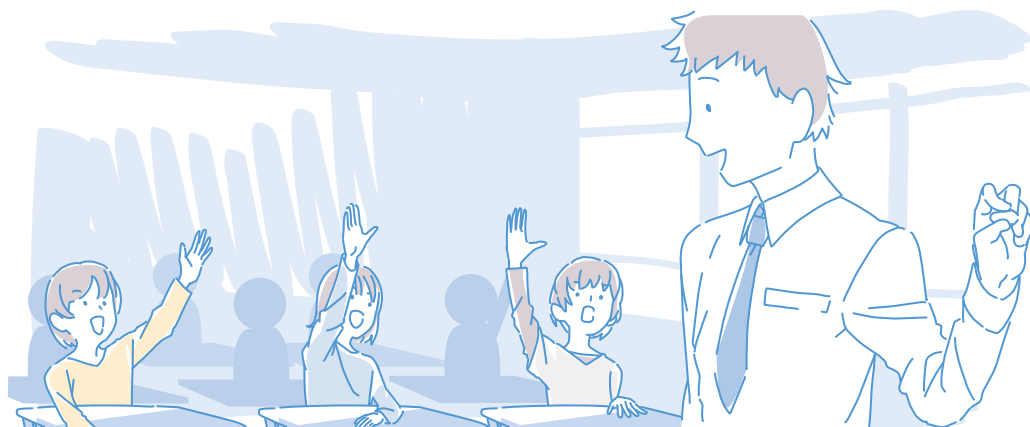
問 学校教育課 ☎097-582-1179(直通)

由布市立挾間中学校・庄内中学校・湯布院中学校が、それぞれの独自性を活かしながら、大分県立由布高等学校と連携した6年間の教育を通して、生徒の個性や創造性を伸ばします。

また、中学校と高等学校が教育課程の編成や教員及び生徒間の交流など、連携を深める形で連携型中高一貫教育を実施していきます。

由布高等学校通学費助成金

由布高等学校に在籍する由布市内在住の生徒の保護者に対しては、由布市コミュニティバスの通学乗車証または鉄道乗車券の料金の一部を助成します。申請の際は、由布高等学校を通じて由布市教育委員会に提出していただきます。詳しくは由布高等学校又は学校教育課へお問い合わせください。



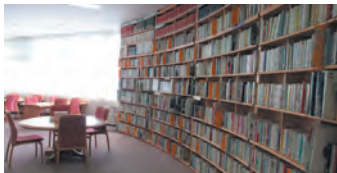


図書館にいこう

●由布市の図書館

どなたでも無料でご利用になれます。
由布市内に住んでいる方・通勤・通学している方・由布市に隣接して
いる市町に住んでいる方・[大分都市広域圏図書館相互連携]に参加して
いる自治体に住んでいる方など、どなたでも本を借りることができます。
本を借りるときは「図書館貸出カード」が必要です。また
希望する方には図書通帳を1冊100円(中学生以下無
料)でつくることができます。

●由布市立図書館



住 所 〒879-5506 由布市挾間町挾間104番地1
(はさま未来館2階・3階)

T E L 097-586-3150(直通)

F A X 097-583-1186

開館時間 火曜日～金曜日 10:00～18:00
土曜日・日曜日 10:00～17:00

休 館 日 毎週月曜日、最終火曜日、祝日、年末年始、蔵書点検期間
備 考 図書館資料コピー、視聴覚資料の館内視聴、団体貸出可能

●庄内図書館



住 所 〒879-5413 由布市庄内町大龍1400番地
(庄内公民館1階)

T E L 097-582-0214 F A X 097-582-0683

開館時間 火曜日～金曜日 10:00～18:00
土曜日・日曜日 10:00～17:00

休 館 日 毎週月曜日、最終火曜日、祝日、年末年始、蔵書点検期間
備 考 団体貸出可能

●湯布院図書館



住 所 〒879-5192 由布市湯布院町川上3738番地1
(ゆふいんラックホール1階)

T E L 0977-84-2604 F A X 0977-84-2603

開館時間 火曜日～金曜日 10:00～18:00
土曜日～日曜日 10:00～17:00

休 館 日 毎週月曜日、最終火曜日、祝日、年末年始、蔵書点検期間
備 考 団体貸出可能

公民館を利用しよう

由布市の公民館

あなたの生涯学習に公民館を活用しませんか。

▶グループやサークルで学習する場所が必要なとき
公民館には、人数や用途に応じて、様々な学習室がありま
す。(営利目的等の場合、利用をお断りする場合があります)

▶新しいことを始めたいとき

公民館には、様々な対象・分野にわたり、講習会や教
室・講座を開設しています。

※学習室の種類・料金、教室講座の内容等、詳しくはHP
またはそれぞれの公民館へ問い合わせください。

●挾間公民館



所 在 地 〒879-5506 由布市挾間町挾間104番地1

T E L 097-583-1118 F A X 097-583-1186

開館時間 9時～22時 休 館 日 年末年始

備 考 ホールあり(収容人員500名)

●庄内公民館



所 在 地 〒879-5413 由布市庄内町大龍1400番地

T E L 097-582-0214 F A X 097-582-0683

開館時間 平日-9時～22時 土日祝-9時～17時

休 館 日 年末年始

備 考 ホールあり(収容人員244名)

●湯布院公民館



所 在 地 〒879-5192 由布市湯布院町川上3738番地1

T E L 0977-84-2604 F A X 0977-84-2603

開館時間 9時～22時 休 館 日 年末年始

備 考 ホールあり(収容人員264名)

●川西地区公民館



所 在 地 〒879-5104 由布市湯布院町中川1358番地1

T E L 0977-84-5022 F A X 0977-84-5022

開館時間 平日-9時～22時 土日祝-9時～17時

休 館 日 年末年始

●湯平地区公民館



所 在 地 〒879-5111 由布市湯布院町下湯平796番地

T E L 0977-86-2232 F A X 0977-86-2232

開館時間 平日-9時～22時 土日祝-9時～17時

休 館 日 年末年始

スポーツ施設

●由布市湯布院スポーツセンター



大分自動車道湯布院インターより日田方面に向かい、
車で3分ほどのところに施設があり、施設内からは由
布岳が眺望出来ます。300人収容可能な宿泊施設と、体

育館や陸上競技場・人工芝競技場などを備えており、スポーツ大会や強化合宿に利用されています。

住所 由布市湯布院町川西1200番地1

T E L 0977-84-2130

利用可能時間 8:30~17:00

休館日 12月29日~1月3日

施設の種類 屋内・屋外

設備内容 宿泊施設、体育館、陸上競技場、第1競技場(多目的広場)、第2競技場(人工芝ラグビー・サッカー競技場)、ジョギングコースなどがあります。

使用料金 施設ごとに細かく料金設定されていますので市のホームページ、または電話でご確認下さい。

由布市のスポーツ施設に関するお問い合わせは、由布市教育委員会スポーツ振興課 ☎097-582-1217(直通)までどうぞ

●庄内総合運動公園



ナイター照明完備の硬式野球場・テニスコートや多目的広場、神楽殿、芝生広場があります。また、車で3分ほどのところに庄内体育センター体育館があります。

住所 由布市庄内町大龍1400番地

●狭間上原グラウンド



ナイター照明完備の野球場・人工芝サッカー場と多目的広場があります。そのほか狭間地域には谷野球場や狭間体育センターなどがあります。

住所 由布市狭間町向原801番地

●湯布院総合運動場



ナイター照明を完備し野球場としても利用できる多目的広場・テニスコートがあります。

住所 由布市湯布院町川南979番地

●湯布院B&G海洋センター



施設内には体育館と25mプールがあります。

住所 由布市湯布院町川北1205番地

T E L 0977-84-2133

利用可能時間 9:00~22:00(体育館)

10:00~16:00(プール)

※6月中旬~9月上旬

休館日 月曜日・12月28日~1月4日

施設の種類 屋内

設備内容 体育館、プール(25mプール・ミニプール)

使用料金 体育館 全面 市内1,320円・市外2,200円
プール 大人220円・小中学生110円
未就学児50円

●狭間B&G海洋センター



25mの温水プールなので、年間を通して泳ぐことができます。また、隣接して狭間体育センター体育館とナイター照明を完備したテニスコートがあります。

住所 由布市狭間町向原18番地

T E L 097-586-3037

利用可能時間 10:00~21:00(4月~11月)

12:00~20:00(12月~3月)

休館日 月曜日・12月28日~1月4日

施設の種類 屋内

設備内容 プール(25mプール・ミニプール)・ジャグジー

使用料金 一般440円・小中学生220円・未就学児70円

(2時間以内)

●はさま未来館トレーニングルーム



広々とした清潔なトレーニングルームです。

住所 狭間町狭間104番地1(はさま未来館1階)

T E L 097-583-1118

利用可能時間 9:00~22:00

休館日 12月28日~1月4日

施設の種類 屋内

設備内容 トレーニングルーム

使用料金 市内220円・市外330円 1回/2時間

運動指導員 月8回程度

総合型地域スポーツクラブ

公共施設を拠点に、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じて、スポーツを中心に様々な種目を楽しむ非営利の組織です。各クラブは、受益者負担を原則として、地域の人が主体的に運営を行っています。

●スポーツクラブHASAMA

由布市狭間町向原17番地2 (狭間体育センター内)

お問い合わせ ☎097-583-2881

ホームページアドレス <http://schasama.sakura.ne.jp/>

●みことスマイルインクラブ

由布市庄内町大龍2131番地 (庄内体育センター内)

お問い合わせ ☎097-582-0191

●NPO法人ゆふいんチャレンジクラブ

由布市湯布院町川北1205番地 (湯布院B&G海洋センター内)

フェイスブック <https://www.facebook.com/yufuin.challengee>

お問い合わせ ☎0977-84-2133

おおいた子育て応援団

◎大分県民間企業協働型子育て支援事業

<http://oitakosodate.net>

大分県内のパパママおでかけスポットや病院情報が掲載されているホームページです。



生涯学習・スポーツ



市営住宅

問 由布市営住宅管理センター ☎097-529-7891 (直通)

募集可能な市営住宅には、公営住宅・特定公共賃貸住宅・サンコーポラス挟間の3種類があります。定期募集は年4回、応募者が多数になった場合は抽選を行います。定期募集で入居者が未決定の住宅は随時募集を行います。詳細は市報又は大分県住宅供給公社ホームページをご覧ください。(https://www.oita-jkk.jp/yufu/)

公営住宅

公営住宅は住宅に困窮する方の住宅です。市内各所にありますので、詳しくはお問合せください。

●入居資格

- ①収入基準内の所得であること(入居者全員の月額所得(控除後)が15万8千円以下であること)(特例あり。詳しくはお問合せください)
- ②現に住宅に困窮していることが明らかなこと
- ③入居する全員が市税等を滞納していないこと

特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅は、挟間町内にある中堅所得者等へ向けた住宅です。

●入居資格

- ①収入基準内の所得であること(入居者全員の月額所得(控除後)が15万8千円以上48万7千円以下であること)
- ②申込者以外に同居する家族があること(婚姻予定者を含む)。
- ③入居する全員が市税等を滞納していないこと

名称	構造		家賃
鶴田第一団地	木造2階建	4LDK	51,000円
鶴田第二団地	木造2階建	4LDK	51,000円
アウル石城	木造2階建	3LDK	46,000円

※鶴田第一団地、鶴田第二団地については浄化槽使用料として1,050円/月が必要です。

サンコーポラス挟間(旧雇用促進住宅)

サンコーポラス挟間は、挟間町内にある旧雇用促進住宅です。

●入居資格

- ①収入基準内の所得であること(入居者全員の月額所得(控除後)が10万4千円以上48万7千円以下であること)
- ②入居する全員が市税等を滞納していないこと

名称	構造		家賃
サンコーポラス挟間	RC5階建	3DK	42,400円

※浄化槽使用料として1,050円/月、駐車場使用料として1台あたり2,625円/月が必要です。

木造住宅の耐震診断および改修費用補助のお知らせ

問 建設課 ☎097-582-1273 (直通)

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、現在の耐震基準を下回っている可能性があります。県登録の専門家による耐震診断を受け、耐震性能を確認しましょう。

市では、耐震診断や改修工事の一部を補助します。

- ▶耐震診断費用 住宅条件により96,000円~140,000円補助 負担金5,500円
- ▶耐震改修費用 耐震改修工事に係る経費(最高150万円)

危険なブロック塀除却費用の一部補助

危険なブロック塀を除却する費用に一部補助金を支給します。

- ▶補助金支給対象 市内にある道路に面したブロック塀等で危険なブロック塀と認められるもの
- ▶補助対象者 除却しようとするブロック塀の所有者及び管理者
- ▶補助率 ブロック塀等の除却費用の1/2以内、上限10万円
- ▶補助出来ない場合
 - ・ブロック塀等が道路に面していない場合
 - ・点検の結果、安全対策の必要のない場合
 - ・補助金申請前に工事契約や工事を始めた場合
 - ・市税等の未納がある場合 など

ペット

問 環境課 ☎097-582-1310(直通)
狭間振興局地域振興課総務係 ☎097-583-1111(代表)
湯布院振興局地域振興課総務係 ☎0977-84-3111(代表)

飼い主はマナーを守って、楽しいペットとの生活を！

- ・犬の登録をしましょう。
- ・年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。
- ・排泄物の後始末をしましょう。
- ・犬はひもでつなぎ、猫は屋内で飼いましょう。
- ・繁殖制限に努めましょう。

その他、ペットの習性をよく理解して、ペットも飼い主も周りの人も気持ちよく生活できるように心がけましょう

狂犬病予防集合注射

毎年4月に由布市内全域を対象に狂犬病予防集合注射を実施しています。

●狂犬病予防注射・登録

- ▶ 予防注射料金 3,250円(年1回)
- ▶ 登録手数料 3,000円(犬の一生に1回)

●注意事項

- ・当日は、犬の首輪をしっかりと付け、犬を制御できる人が連れて来ててください。
- ・登録済みの飼い主には、注射受付票(ハガキ)を郵送しますので、必ず持参してください。
- ・どこの会場で受けてもかまいません。
- ・雨天でも実施します。
- ・予防注射の前後2～3日は、激しい運動やシャンプーは控えてください。
- ・動物病院でも同じ料金で狂犬病予防注射ができます。受けるときは、事前に病院に確認してください。

道路の問題(陥没、倒木、落石等)や不法投棄などあなたのスマホから投稿できます!

問 建設課 ☎097-582-1273

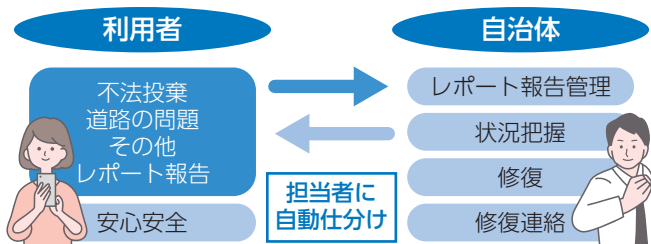
「ゆふポスト」を紹介します。由布市公式アプリ「ゆふポ」(スマートフォン・タブレット用)を使って、由布市内の道路などの問題を投稿することができます。

みなさんが撮影した写真、コメントを投稿すると、投稿された地点の位置情報と内容が市役所の各担当課にメールで通知されます。

ダウンロード方法や、詳しい使い方については、由布市公式ホームページ(右のQRコード)でご確認ください。



由布市公式
ホームページ



空き家バンク

問 総合政策課 ☎097-582-1158(直通)

空き家バンクでは、市内にある「売りたい・貸したい」とお考えの所有者から登録された空き家を、市内の空き家に「住みたい」とお考えの方に対し、空き家の情報提供や現地へのご案内を行っています。

登録済みの空き家は由布市ホームページに掲載しています。

気になる物件がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

物件の登録も随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

各種補助制度のご案内

空き家を活用した定住促進に向けて、空き家バンクを利用し売買等の契約が成立した場合、費用の全額又は一部を補助(助成)します。

①リフォーム費用

▶ 基本補助

工事費の50%。ただし、売買・贈与物件は上限100万円。賃貸物件は上限50万円。

▶ 子育て加算

世帯に18歳未満の世帯員がいる場合補助率+25%。ただし、売買・贈与物件は上限50万円。賃貸物件は上限25万円。

▶ 地域加算

由布市内の過疎・辺り地域の物件の場合補助率+15%。ただし、売買・贈与物件は上限30万円。賃貸物件は上限15万円。

▶ 対象物件

・空き家バンクを利用し、売買・贈与又は賃貸借契約が成立した物件

▶ 対象者

- ・その空き家を借りる者、貸す者、購入した者又は受贈者
- ・リフォーム後、5年以上その空き家に居住する旨を承諾する者又はその空き家に居住する旨の承諾を求め承諾書を提出する者
- ・過去に、この制度による補助を受けたことのない者
- ・由布市に市税等を滞納していない者
- ・当該空き家の所有者と3親等以内の親族でない者

▶ その他

- ・市内に本店又は支店もしくは営業所を置く、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者が施工する工事であること
- ・売買又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間に申請すること
- ・補助金申請年度内に完了する工事であること
- ・詳細は、由布市公式ホームページ(下のQRコード)でご確認ください。



由布市公式
ホームページ

▶ 改修工事の例

- ・屋根・壁・床の改修、浴室・台所・トイレ等の水廻りのリフォーム
 - ・給排水、電気、ガス設備工事
- ※別棟の車庫や物置、外構工事等は対象になりません。



住まい・環境

②家財処分費用

(全額補助。ただし上限10万円。)

▶対象経費

- ・空き家の居住部分にある家財処分に要する費用
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が、施工した際にかかった費用

▶対象者

- ・空き家を由布市空き家バンクへ登録した所有者
- ・過去に、この制度による補助を受けたことのない者
- ・由布市に市税等を滞納していない者

▶その他

- ・対象となる物件は令和4年4月1日以降の登録物件
- ・補助金申請を年度内に完了すること
- ・家財処分を実施する日の1週間前までに申請すること
- ・補助を受けた後、売買(賃貸)契約が決まるまでの間(3箇年程度)由布市空き家バンクへ登録すること

水道

問 水道課 ☎097-582-1328(直通)

挟間振興局地域整備課水道係 ☎097-583-1111(代表)

湯布院振興局地域整備課水道係 ☎0977-84-3111(代表)

水道

●各種届け出

次のようなときは、水道課または挟間・湯布院振興局地域整備課水道係へ届け出が必要です。ただし、アパート、マンションに入居の方で、届け出が必要かの判断につきましては、家主又は管理人(管理会社)へおたずねください。

- 1.引っ越し等で水道を使用開始するとき。(水道使用開始届)
- 2.水道を使用しなくなるとき。(水道使用中止届)
- 3.水道メーターの所有者が変わるとき。(給水装置所有者変更届)

※上記1.および2.については、由布市ホームページ(暮らしの情報→水道→各種届け出について)より電子申請にて届け出ができます。

※土・日曜、祝日等、閉庁時は、開始・中止業務を行いませんので、早めの届け出をお願いします。

●給水装置工事(給水管の引き込み工事)

新規で給水管の引き込みを行うときや、メーターを移設するときなどは、由布市指定の給水装置工事業者を通じて工事の承認申請書の提出が必要です。工事の承認申請時には、加入金、設計審査手数料、竣工検査手数料が必要です。

なお、給水装置設置工事費は、自己負担となります。

●水道加入金

水道の加入時には加入金が必要です。金額は水道メーターの口径により定めています。

●メーター器の検針

メーター器の検針は、1カ月に1度、20日前後から月末までに行います。

検針の妨げとならないよう、メーターボックスの上に、物や車等を置かないでください。

犬は放し飼いせず、メーターボックスから離れた所につないでください。

●水道料金

水道を使用することにより水道料金が発生します。メーターの口径と使用水量により算定します。

●水道料金の納入

料金納付通知書を毎月発送します。納付期限内に納めるようにお願いします。納付には便利な口座振替をご利用ください。

●漏水の場合

水道メーターまでの漏水等は水道課が修理を行います。メーター器から宅内までの場合は指定水道業者へ直接連絡し修理をお願いします。なお、公道等で漏水を発見された時は水道課もしくは、挟間・湯布院振興局地域整備課水道係へ連絡をお願いします。

広 告

一般廃棄物収集運搬業
浄化槽の保守点検・清掃

**(有)湯布院環境衛生
サービスセンター**

由布市湯布院町川西2358番地
TEL (0977)85-2020
FAX (0977)85-2138

創業50年 一般建設業大分県知事許可
大分県特例浄化槽工事業者
由布市指定給水装置工事業者

●水道施設工事 ●浄化槽工事
●給水/排水/設備工事
●リフォーム工事 ●土木工事
各種工事、新規、修理 お承り致します
お気軽にご相談ください

**有限会社
三重野水道**

代表取締役 三重野 征一
〒879-5421 由布市庄内町柿原380番地1
☎097-582-2545
携帯:090-1929-7086 FAX:097-582-2766
E-mail mieno_suido@yahoo.co.jp



合併処理浄化槽

問 環境課 ☎097-582-1310(直通)
挟間振興局地域振興課総務係 ☎097-583-1111(代表)
湯布院振興局地域振興課総務係 ☎0977-84-3111(代表)

「合併処理浄化槽」の補助金交付

し尿と生活排水を一緒に処理する「合併処理浄化槽」を設置する方に対して、補助金を交付します。
※補助金額については、設置する浄化槽の大きさ等により変わります。

●補助対象者

- ①浄化槽設置予定地に住民票を有する人、または浄化槽設置後1年以内に浄化槽設置地に住民票を異動する人
- ②単独浄化槽や汲み取り便所を合併処理浄化槽へと設置替えする人、または、個人専用住宅を新築する人
- ③由布市内のうち、公共下水道や農業集落排水の対象地域外に設置する人
- ④店舗併用住宅の場合は、居住部分が全延べ床面積の2分の1以上を占めること

※アパート、マンションについては、補助金交付対象外となります。

※賃貸・販売目的の住宅や別荘の場合も補助金対象外となります。

※事前着工を行った場合も、補助金の対象外となります。

このほかにも交付条件があります。詳細につきましては、上記問い合わせ先にお問い合わせください。

農業集落排水事業(下水道)

問 環境課 ☎097-582-1310(直通)
挟間振興局地域振興課総務係 ☎097-583-1111(代表)

農業集落排水事業

挟間町三船地区・来鉢地区、庄内町東長宝のうち蛇口、五福、長宝団地、櫟木(概ね櫟木トンネル以西)のそれぞれ一部区域において、農業集落排水施設(下水道施設)を設置しております。

●加入・接続

住家の新築等により、農業集落排水施設へ接続しようとする場合、事前に環境課へお問い合わせください。なお、加入の際に加入金(一般家庭の場合、1戸当たり44万円)が必要です。

●農業集落排水施設使用料

農業集落排水施設を使用することにより施設使用料が発生します。挟間区域は水道使用水量、庄内区域は使用する人数により算定します。基本料金に算定した金額を加算して使用料を請求します。

●農業集落排水施設使用料の納入

料金納付通知書を13~15日に発送します。納付期限内に納めるようお願いいたします。なお、納付には便利な口座振替をご利用ください。

●各種届け出

農業集落排水施設の使用開始、又は転居等により使用を中止する場合、並びに使用者を変更する場合(庄内区域においては、使用人数の変更が生じた場合)は、環境課又は地域振興課への届け出が必要です。

ごみ

問 環境課 ☎097-582-1310(直通)

収集の日、ごみを袋に入れて午前8時30分(湯布院地区は午前7時30分)までに決められた場所に出してください。

詳しくは毎年配布している「ごみ収集日程表」をご覧ください。

「ごみ収集日程表」は、各庁舎の窓口に用意しています。

また由布市のホームページからもダウンロードできます。

【大分エコライフプラザ】

☎097-588-1410

気軽に楽しみながらエコに触れてもらうための施設です。



一般廃棄物・収集 運搬処理

湯布院クリーン産業 有限会社

大分県由布市湯布院町川西2211

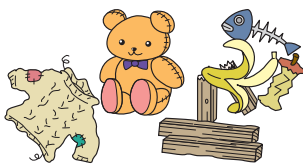
TEL/FAX (0977)85-4883

〒879-5113



住まい・環境

●可燃 燃やせるごみ



生ごみ／紙おむつ／食用油／プラスチック製品／プランター類／ポリタンク／剪定枝
 ビニールホース／くつ・皮革・ゴム類／ペットシート・猫砂／ビニール類
 使い捨てカイロ・乾燥剤・保冷剤／木切れ・板切れ・木工製品／タッパー類
 プラスチック製の衣装ケース／絨毯／学生服・綿入りの物や衣類・汚れた衣類
 布団類・毛布／カーテン／チューブ類・ラップ・レトルト容器

【燃やせるごみになる古紙・古布】

紙くず
 臭いの強い紙
 汚れやおいのついたものなどリサイクルできないもの



わた、羽毛入り衣類
 傷みやよごれた衣類
 下着や靴下など
 汚れたもの、綿入りの衣類等リサイクルできないもの



金属箔がついた紙／
 防水加工された紙
 複写伝票／レシート
 アイロンプリント紙
 写真用紙／感熱紙
 圧着ハガキ



【注意点】

- ・市指定のごみ袋に入れて出してください。
- ・古紙類(段ボール、新聞紙、雑誌など)、衣類は、古紙回収の日に出してください。
- ・食用油は紙や布などにしみ込ませるか市販の固定剤で固めてください。
- ・ふとん及びジュウタン1~2枚なら、可燃物にて収集しますので、市指定の袋に入れてください。入らないときは切って入れてください。
- ・生ごみの水切りは十分に行ってください。
- ・木切れや枝は長さ50cm以内、太さ5cm以内に切ってください。

●不燃 燃やせないごみ



金属類(ヤカン・鍋・フライパン・さびた缶、傘、ハンガーなどの金属類。食品以外のものが入っていた缶類)／陶磁器類(皿、茶碗、花器、土鍋、植木鉢など)／ガラス類(板ガラス、コップ、鏡、食品以外のものが入っていたビン類)／小型電気器具

【注意点】

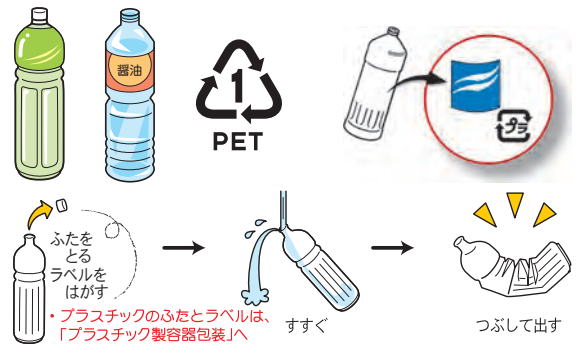
- ・市指定のごみ袋に入れて出してください。
- ・割れたガラスなどは**紙に包みキケン**と表示して**袋を別にして**、出してください。

●資源 ペットボトル

飲料用・酒類用・しょうゆ用ペットボトル
 このマークが確認できるものだけお出しください。

【注意点】

- ・市販の45リットル程度の透明または、半透明の袋に入れて出してください。
- ・中身をきれいに洗ってください。ラベルははがしてください。
- ・中身を出し切り、すすいでつぶして出してください。
- ・ふた、キャップやラベルは、プラスチック製容器包装へ。プラスチック以外は燃やせないごみに出してください。

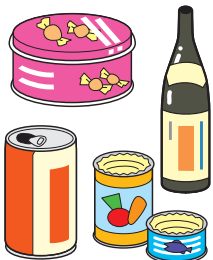


●資源 ビン類・カン類

調味料などのびん(塩・コショウなど)／ドリンクびん／飲酒びん／洋酒びん・酒びん(1.8リットルびん、ビールびん以外)インスタントコーヒーなどのびん／茶缶・のり缶／飲料缶／缶詰缶／菓子缶／ミルク缶

【注意点】

- ・市販の45リットル程度の透明または、半透明の袋に入れて出してください。
- ・中身を取り除き、きれいに洗ってください。
- ・ふたやキャップは、プラスチック製容器包装へ。プラスチック以外は燃やせないごみに出してください。
- ・油や化粧品の入っていたビンや缶は燃やせないごみに出してください。



●資源 プラスチック製容器包装



のマークが目印

洗剤・シャンプー・油などの容器／とうふ・納豆の容器／レジ袋／カップめん等の容器／弁当の容器／卵パック／発泡スチロール／お菓子などの袋／ペットボトルのふた／果物等の入っていたネット

【注意点】

- ・市販の45リットル程度の透明または、半透明の袋に入れて出してください。
- ・汚れているものは、きれいに水洗いし、乾かして出してください。
- ・汚れが落ちない場合は「燃やせるごみ」に出してください。
- ・白色トレイは、できるだけ店頭回収に出してください。

●古紙



段ボール(新聞紙／チラシ／本・雑誌類)、きれいな衣類(シャツ／ズボン／スカート／セーターなど)、その他布類(シーツ／タオル／毛布など)

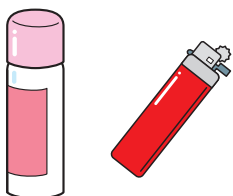
【注意点】

- ・段ボールは段ボールだけ、新聞紙は新聞紙だけでくくってください。段ボール、新聞紙以外の折込みチラシなどは一緒に構いません。
- ・ひもで十字にしばってください。
- ・雨などでぬれないように出してください(雨天の場合はビニール袋に入れてください)。

【衣類について】

- ・市販の45リットル程度の透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ・汚れているもの、わたや羽毛入り衣類、下着や靴下、布団は燃やせるごみで出してください。
- ・ファスナー、ボタン類は、はずさないでください。

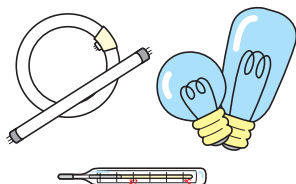
●スプレー缶・ライター



【注意点】

- ・スプレー缶・ライターは**必ず使い切って**出してください。
- ・スプレー缶は、**穴をあけず**にだしてください。
- ・他のごみとは別に、市販の45リットル程度の透明、または半透明の袋に入れてステーションに出してください。
- ※車輛火災の原因になりますので、ご注意ください。

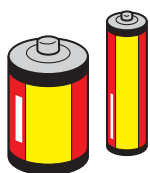
●蛍光管 電球・水銀体温計



【注意点】

- ・市販の透明または、半透明の袋に入れて出してください。割れないようにケースに入れるか、紙にくるんで出してください。
- ※割れた蛍光管などは**キケンと表示**し、**市指定ごみ袋に入れて**燃やせないごみの日に出してください。

●電池類



【注意点】

- ・乾電池やボタン電池は、市販の透明または、半透明の袋に入れて電池収集日に出してください。
- ・充電式電池、リチウムイオン電池など(例:加熱式たばこ)は販売店に引き取ってもらうか、庁舎等に設置している回収ボックスをご利用ください。

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。



住まい・環境



公共交通案内

コミュニティバス

由布市コミュニティバス「ユーバス」をご利用ください。

すべてのバスに年齢を問わずだれでも乗車できます。

- ・運行は平日のみ(土・日・祝日は運休)
- ・年末年始(12月29日～1月3日)は、運休となります。
- ・シャトルコース(スクール石城系統)は、学校行事の関係でダイヤが変わる特別運行日があります。またその影響で、特別運行日はコミュニティバスで運休になる路線があります。
- ・道路工事による通行制限、台風や路面凍結などの天候により、う回運行、バス停休止、臨時運休になることがあります。
- ・シャトルコース(スクール石城系統)で夕方の第2便がある路線については、4月～10月が夏ダイヤ、11月～翌年3月が冬ダイヤになります。
- ・路線図、特別運行日、ダイヤ等は、各戸配布の時刻表や市のホームページをご覧ください。



●運賃

- ・1乗車一律 200円 一般(中学生以上)
- 100円 小学生、障がい者(介護者含む)
- 無料 就学前児童

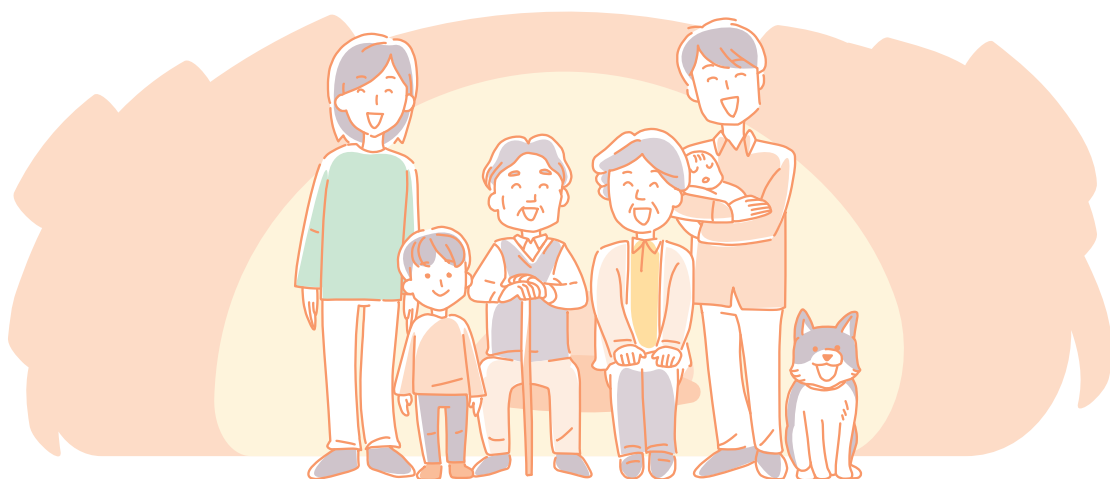
※障がい者料金で乗車するためには、身体・知的・精神などの「障がい者であることを証明する手帳」の提示が必要です。

※運賃は、乗車の際お支払いください。一般の定期券・回数券はありません。

- ・シャトルバス等の乗り換えの場合は、乗り換え時にあらたにお支払いが必要です。
- ・デマンド路線は、1乗車400円(往復割引有り)

●お問い合わせ

- ▶コミュニティバスについて 総合政策課 ☎097-582-1158(直通)
- ▶シャトルコース(スクール石城系統)について 由布市教育委員会 教育総務課 ☎097-582-1177(直通)





公共施設

令和8年4月現在

主な公共施設

市役所

名称	所在地	電話番号
由布市役所	庄内町柿原302	097-582-1111
由布市役所挟間庁舎	挟間町向原128-1	097-583-1111
ゆふいんラックホール (由布市役所湯布院庁舎)	湯布院町川上3738-1	0977-84-3111

消防

名称	所在地	電話番号
由布市消防本部・消防署	挟間町挟間278	097-583-1500
由布市消防署 庄内出張所	庄内町柿原306-1	097-582-0119
由布市消防署 湯布院出張所	湯布院町川上3066-1	0977-85-2355

公民館・図書館等

名称	所在地	電話番号
挟間健康文化センター 「はさま未来館」	挟間町挟間104-1	097-583-1118
挟間公民館	挟間町挟間104-1	097-583-1118
由布市立図書館	挟間町挟間104-1	097-586-3150
庄内公民館 庄内図書館	庄内町大龍1400	097-582-0214
湯布院公民館 湯布院図書館	湯布院町川上3738-1	0977-84-2604
湯平地区公民館	湯布院町下湯平796	0977-86-2232
川西地区公民館	湯布院町中川1358-1	0977-84-5022
由布市歴史民俗資料館	挟間町鬼瀬971-6	097-583-3941

公園・スポーツ

名称	所在地	電話番号
挟間体育センター	挟間町向原17-2	097-583-2881
挟間B&G海洋センター	挟間町向原18	097-586-3037
挟間上原グラウンド (野球場、サッカー場、広場)	挟間町向原801	097-583-3540
挟間谷グラウンド	挟間町谷615	097-583-1118 (挟間公民館)
挟間由布川グラウンド	挟間町赤野839-1	097-583-1118 (挟間公民館)
挟間中洲賀グラウンド (テニスコート、広場)	挟間町向原4	097-583-1118 (挟間公民館)

名称	所在地	電話番号
由布川峡谷自然公園	挟間町内成3818-2	—
由布市医大ヶ丘 ふれあい公園	挟間町医大ヶ丘3丁目4番	—
由布市医大ヶ丘 ファミリー公園	挟間町医大ヶ丘3丁目8番	—
由布市上原公園	挟間町向原801	—
由布市挟間多目的公園	挟間町鬼崎750	—
庄内総合運動公園 (硬式野球場、多目的広場、テニスコート)	庄内町大龍1400	097-582-1217 (スポーツ振興課)
庄内体育センター	庄内町大龍2131	097-582-0191
庄内天神山グラウンド	庄内町西長宝412-1	097-582-1217
城ヶ原農村公園	庄内町柿原1	090-2079-5318
湯布院スポーツセンター	湯布院町川西1200-1	0977-84-2130
湯布院B&G海洋センター	湯布院町川北1205	0977-84-2133
湯布院総合運動場	湯布院町川南979	0977-85-2810
下湯平グラウンド	湯布院町下湯平584	0977-84-2604 (湯布院公民館)
川西児童体育館	湯布院町中川1300-1	0977-84-2604 (湯布院公民館)
由布市田中市児童公園	湯布院町川南101	—
由布市湯布院 中央児童公園	湯布院町川上2999-1	—
由布市並柳児童公園	湯布院町川上530-3	—
由布市中島児童公園	湯布院町川上1156	—
由布市岳本公園	湯布院町川上1751	—
由布市チビッコ公園	湯布院町川上2998-1	—
由布市中川農村公園	湯布院町中川824	—
由布市ゆふいん ふれあい広場	湯布院町川南175-1	—
由布市下湯平 都市農村交流公園	湯布院町下湯平607	—
由布市亀山公園	湯布院町川北1112-10	—



公共施設

福祉・健康

名称	所在地	電話番号
挾間健康センター	挾間町挾間 104-1	097-583-1111
庄内保健センター	庄内町柿原302	097-582-1111
湯布院健康センター	湯布院町川上 3738-1	0977-84-3111
ほのぼのプラザ	庄内町庄内原 365-1	097-582-2756
湯布院福祉センター	湯布院町川上 2966-1	0977-84-3610
挾間高齢者等就業支援センター	挾間町向原 17-2	097-540-7992
挾間ふれあいプラザ	挾間町赤野842	—
みことピア庄内 ほのぼの地域交流館	庄内町庄内原 362-3	—

交流・観光

名称	所在地	電話番号
陣屋市場	挾間町挾間 95-1	097-583-4312
ふれあい農園	挾間町鬼瀬 1156-9	097-583-3290
由布川地域交流センター	挾間町古野 115-1	097-583-4241
庄内構造改善センター	庄内町柿原 300-1 (庄内振興局地域振興課)	097-582-1111
かぐらちゃや	庄内町大龍 1588	097-582-2555
みことピア庄内 ほのぼの温泉館	庄内町庄内原 355-1	097-582-2864
みことピア庄内 ほのぼの工芸館	庄内町庄内原 321-4	097-582-3876
交流体験施設 「庄内ゆうゆう館」	庄内町畑田851 (庄内公民館)	097-582-0214
□ノ原ふれあい広場	庄内町南大津留 417	—
屋外ステージ 庄内ふるさと伝習館 (神楽殿)	庄内町大龍 1400	—
移住交流拠点施設 「ゆふ移住交流センター 星とぴあ」	庄内町西 1062-1	—
下湯平地域特産物 加工施設	湯布院町下湯平 762-1	0977-86-2667
湯布院健康温泉館	湯布院町川上 2863	0977-84-4881
川西農村健康交流センター	湯布院町中川 1358-1	0977-84-5022
湯平温泉事務所	湯布院町湯平 576	—
道の駅ゆふいん	湯布院町川北 899-76	0977-84-5551
ゆふの丘プラザ(休館)	湯布院町川西 1200-8	0977-85-2525
由布市ツーリスト インフォメーション センター	湯布院町川北 8-5	0977-84-2446

学校・幼稚園

名称	所在地	電話番号
挾間中学校	挾間町向原440	097-583-0017
庄内中学校	庄内町柿原49	097-582-0014
湯布院中学校	湯布院町川北 1179	0977-84-2026
石城小学校	挾間町来鉢 31-1	097-583-0772
由布川小学校	挾間町古野 211-1	097-583-0751
挾間小学校	挾間町向原89	097-583-0029
谷小学校	挾間町谷699	097-583-0079
阿南小学校	庄内町東長宝 523	097-582-0209
東庄内小学校	庄内町大龍 1835	097-582-0241
西庄内小学校	庄内町高岡 417-1	097-582-0017
由布院小学校	湯布院町川上 3758	0977-84-2031
川西小学校	湯布院町川西 3716	0977-84-2329
塚原小学校	湯布院町塚原 511	0977-85-4141
由布川幼稚園	挾間町古野 211-1	097-583-4399
挾間幼稚園	挾間町挾間 132-2	097-583-2850
西庄内幼稚園	庄内町高岡 417-1	097-582-3040
由布院幼稚園	湯布院町川南 1075-1	0977-84-2038
石城幼稚園(休園)	挾間町来鉢 31-1	—
谷幼稚園(休園)	挾間町谷699	—
阿南幼稚園(休園)	庄内町東長宝 558	—
塚原幼稚園(休園)	湯布院町塚原 521-6	—

くらし・その他

名称	所在地	電話番号
挾間浄水場	挾間町北方 717-1	097-583-0006
庄内火葬場「雲浄苑」	庄内町中284	097-582-0281
湯布院火葬場「望岳苑」	湯布院町川上 3403-2	0977-85-3353
湯布院環境管理センター 第1ゆふ浄苑	湯布院町川西 2358	0977-85-2020
湯布院環境管理センター 第2ゆふ浄苑	湯布院町川西 2211-2	0977-84-3309
由布市学校給食センター	庄内町大龍 1516	097-582-0500



医療機関リスト

大分大学医学部医師会

名称	電話番号	所在地
大分大学医学部附属病院	097-549-4411 (代表)	挾間町医大ヶ丘1丁目1番地

大分郡市医師会

名称	電話番号	所在地
秋吉医院	0977-86-2241	湯布院町下湯平90-2
岩男医院	0977-84-3101	湯布院町川上3059-1
おぞきホームケアクリニック	097-582-0013	庄内町庄内原828-1
川崎内科	097-583-5211	挾間町古野263-1
ごとう医院	097-540-7800	挾間町向原350
佐藤医院	097-582-3131	庄内町大龍2164-1
さとう消化器・大腸肛門クリニック	097-583-8050	挾間町北方19-1
新こどもクリニック	097-583-8277	挾間町北方53
立川眼科	097-586-3719	挾間町挾間276-2
何松内科循環器科	097-583-1131	挾間町北方757-3
日野病院	0977-84-2181	湯布院町川南280
ひろたクリニック	097-583-5777	挾間町北方53
南由布クリニック	0977-85-5245	湯布院町川北1112-44
宮崎医院	097-582-0345	庄内町大龍2357-1
MedicalEmpowermentStation陣屋の里	097-583-2020	挾間町鬼瀬971-6
森本整形外科クリニック	097-586-3700	挾間町挾間267
ゆずの木クリニック	0977-85-4625	湯布院町川上2713-2
湯布院病院	0977-84-3171	湯布院町川南252

大鶴歯科医師会

名称	電話番号	所在地
小原歯科医院	097-583-3877	挾間町挾間356番地1
かわかみ歯科	097-586-3418	挾間町北方13番地1
木本歯科クリニック	097-583-3385	挾間町挾間456番地1
吉村歯科クリニック	097-586-3081	挾間町古野204番地5
小野歯科医院	097-582-2200	庄内町大龍2346番地1
ヒロ歯科クリニック	097-582-2222	庄内町柿原305番地2 花菱ハイツ1F
歯科吉村医院	0977-84-2077	湯布院町川南335番地
田代歯科医院	0977-85-3322	湯布院町川上2935番地4
野上歯科クリニック	0977-85-4676	湯布院町川南273番地1
フォレスト・デンタル・クリニック	0977-85-4747	湯布院町川上1181番地14

大分市薬剤師会

名称	電話番号	所在地
赤松薬品	097-583-0125	挾間町向原148-10
永富調剤薬局 はさま店	097-586-3781	挾間町北方756番地2
永富調剤薬局 はさまイオン前店	097-586-3216	挾間町北方字下角53番地
はさま調剤薬局	097-586-3121	挾間町向原340番地2
まごころ調剤薬局 はさま店	097-583-2066	挾間町北方21番地1
みさと薬局 挾間店	097-586-3444	挾間町挾間270番地1
あい調剤薬局	097-582-2305	庄内町大龍2168番地
一向堂薬局	097-586-2335	庄内町柿原281番地10
庄内調剤薬局	097-586-2155	庄内町大字大龍2356番地2
西庄内調剤薬局	097-586-2181	庄内町庄内原字前828番3
あき調剤薬局 湯布院店	0977-84-7233	湯布院町川上岩木ヤシキ2401番1
杉原薬局 湯布院店	0977-28-8866	湯布院町川上3061番地9
輔仁薬局 湯布院店	0977-28-2157	湯布院町川南字台305番地1
湯布院調剤薬局	0977-84-7272	湯布院町川北1123番地4



医療マップ 庄内エリア

ここは有料広告掲載ページです

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジー株式会社の地図データベースを使用しました。
©2025 GeoTechnologies, Inc.

医療法人 人昭会
おざきホームケアクリニック
循環器内科・内科・呼吸器内科・消化器内科 在宅医療
診療時間 平日(月・火・木) / 9:00~12:30, 14:00~17:30
水曜(第1・第3・第5)・土曜 / 9:00~12:30
休診日 第2・第4水曜日と日曜、祝日
由布市庄内町庄内原328-1 TEL(097)582-0013

小規模多機能型 居宅介護 **玲わん音**
営業時間 24時間 365日
由布市庄内町庄内原338-8 TEL(097)582-2121
ホームページアドレス <https://www.ozakclinic.net>

訪問看護ステーション 紡ぐ。 879-5413 大分県由布市庄内町大龍 1747-4
TEL 097-585-5962
営業時間：年中無休
合同会社 紡ぐ。 事業所番号 4461390082



生活ガイド



〒879-5413 大分県由布市庄内町大龍 1747-4
TEL 097-585-5962
営業時間：年中無休
合同会社 紡ぐ。 事業所番号 4461390082





医療マップ 挾間エリア

ここは有料広告掲載ページです

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジー株式会社の地図データベースを使用しました。
©2025 GeoTechnologies, Inc.

医療法人 大分厚生会 理事長 川崎紀則

川崎内科 院長 川崎紀則 ☎(097) 583-5211
由布市挾間町古野263番地1(大分大学医学部西側)

介護老人保健施設 **ケアポート川崎** ☎(097) 583-5301
由布市挾間町古野264番地(大学病院前/バス徒歩3分)

グループホーム川崎 ☎(097) 583-5301
由布市挾間町古野269番地1

グループホーム川崎(Ⅱ) ☎(097) 583-5355
由布市挾間町古野254番地3

介護保険のご相談は **介護相談センター川崎へ** ☎(097) 583-5301

CLINIC 循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・内科

何松内科循環器科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後 2:00~6:00	●	●	●	/	●	/

・訪問診療致します ・在宅療養支援診療所
挾間町北方757-3 ☎097-583-1131

ごとう医院

通所リハビリテーション 訪問診療・訪問看護
居宅介護支援事業所 胃、肺、大腸の健康診断

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00 ~ 12:30	●	●	●	●	●	●
PM2:30 ~ 6:00	●	●	訪問診療	●	●	休診

※受付時間は、診療終了30分前となります。
挾間町向原350 (マルミヤストア一横) ☎540-7800

立川眼科

挾間町挾間276番地2 ☎097-586-3719

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後 2:00~ 6:00	●	手術	●	/	●	5:00まで

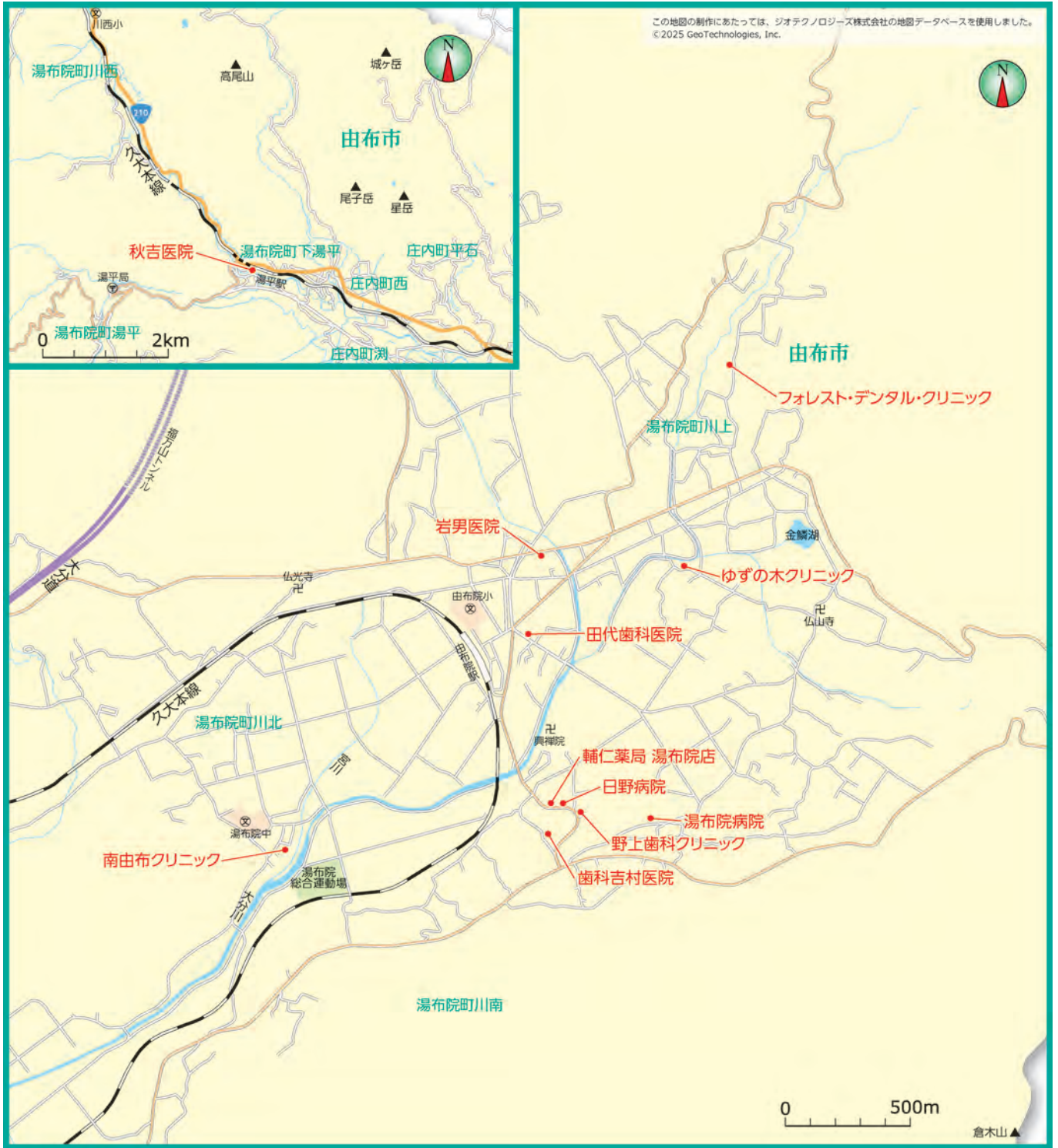
※受付時間は診察終了時間の30分前までです。
休診日/木曜日午後・日曜日・祝日
ゆふCONTACT ☎097-586-3619

生活ガイド



医療マップ 湯布院エリア

ここは有料広告掲載ページです



Check 生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性的の病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができるのです。

- | | | |
|--|---|--|
| 1 毎日朝食を食べている <input type="checkbox"/> | 4 たばこは吸わない <input type="checkbox"/> | 7 労働は1日9時間以内にとどめている <input type="checkbox"/> |
| 2 1日平均7~8時間は眠っている <input type="checkbox"/> | 5 定期的に運動・スポーツをしている <input type="checkbox"/> | 8 自覚的なストレスはそんなに多くない <input type="checkbox"/> |
| 3 栄養バランスを考えて食事をしている <input type="checkbox"/> | 6 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下) <input type="checkbox"/> | 守っている健康習慣の数が健康習慣指数
7~8:良好 5~6:中庸 0~4:不良 |

由布市商工会



本所

〒879-5421 由布市庄内町柿原207番地4
TEL:097-582-0094 FAX:097-582-3390

挾間支所

〒879-5506 由布市挾間町挾間433番地7
TEL:097-583-0235 FAX:097-583-0049

湯布院支所

〒879-5102 由布市湯布院町川上3064-7
TEL:0977-84-2445 FAX:0977-84-2114

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく
会員となって、お互いの事業の発展や
地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。

地元で活躍する企業・個人の方、商工会に加盟しませんか。

商工会が設立されている市町村内で、原則その地域内で引き続き6ヶ月以上、事務所・店舗・工場などを有する事業者であれば、規模の大小にかかわらず、誰でも加入することができます。

もちろん、個人事業者でも自宅兼事務所のフリーランスの方でもOKですし、農林水産業を営む方でも、収穫物を店舗などで販売している方なら、加入することができます。

※これらの要件を満たさない方でも、特別会員制度(賛助会員制度)が設けられています。





リフォームの基礎知識

リフォームの進め方とポイント

STEP 1

具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point

- 時期、期間は？
- 予算は？



STEP 2

事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

STEP 3

着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？



STEP 4

着工後

Point

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

屋根の修理・リフォーム
 屋根の雨漏り修理
 雨トイ修理・リフォーム
 外壁の修理・リフォーム

瓦・板金屋根・雨とい・塗装

Riso

SINCE 1916 創業大正5年(1916)

おおいたりそがわら

大分県屋根工事業協同組合加盟店
全日本瓦工事業連盟加盟店
大分市東春日町 15-26

大分理想瓦株式会社
TEL:097-534-3838

屋根・雨どい・外壁の修理は地元業者へ

こんなこと気になっちゃいませんか？
 そのままにしょくと心配です
見に行くだけでも無料
無理な工事はおすすめしません

雨どいが外れちる
 屋根瓦がスレちる
 雨音が前より大きい
 壁にヒビヤシミ

株式会社
丹うえき瓦工業
 大分県知事許可(般-63)第7932号

対応エリア：由布市、大分市中心部

TEL:097-583-0340 受付時間 8:00~17:00

住まいの基礎知識

ながく暮らせるように

日頃からの手入れで、ながく安心して暮らせるようにしましょう。それがエコロジーにつながります。

外壁のお手入れ



外壁についたホコリやゴミは、日頃からホウキやはたきで払い落しておきましょう。壁の材質によっては、水や洗剤の使用は避けたほうが良い場合もありますので、材質に応じた掃除をしましょう。外壁は、太陽光線や風雨にさらされ年々劣化していきます。環境や材質にもよりますが、数年に1回は塗り替えをしましょう。

外構のお手入れ

塀についた泥や汚れは、乾いてからホウキで払い落としましょう。塀の傾きや亀裂などを見つけたら、早めに専門業者に相談を。放置しておくとう重大な事故に繋がることもあるので、日頃のチェックが大切です。



門扉の汚れは雑巾などで拭きましよう。門扉は、普段から掛け金や落とし金を掛けておいた方がいいでしょう。門扉が風にあおられたりすると、それを支える支柱や蝶番に歪み・傷みが生じてしまいます。お手入れの際には点検をしましょう。

自分で見つける危険な症状

間取りや構造によって差はありますが、在来工法で建てられた住宅の代表的な例をもとに10の項目を挙げました。

耐震
チェック

一つでも該当する項目があれば、専門家に相談しましょう。

10の耐震チェックポイント

(現在の耐震基準を満たしていない可能性があります)

- | | | | |
|---------------------|--------------------------|--|--------------------------|
| 1.昭和56年度以前の建物である | <input type="checkbox"/> | 6.大きな吹き抜けがある | <input type="checkbox"/> |
| 2.基礎にひび割れがある | <input type="checkbox"/> | 7.室内の床が傾いている | <input type="checkbox"/> |
| 3.地盤が危険だと感じる | <input type="checkbox"/> | 8.屋根には重い建材を使用している | <input type="checkbox"/> |
| 4.基礎が鉄筋コンクリート造ではない | <input type="checkbox"/> | 9.過去に大きな災害に見舞われたことがある | <input type="checkbox"/> |
| 5.必要な手続きを行わずに増築している | <input type="checkbox"/> | 10.壁の量が少ない
(見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です) | <input type="checkbox"/> |

ぜひチェック
してみてください



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

外壁塗装やリフォームのことなら ぜひご相談ください。

リフォーム

塗装工事

防水工事



0120-144-416

リフォーム、防水工事、塗装工事のスペシャリスト

有限会社 セーフティ

大分県知事許可（一般）第11450
代表取締役 荻野 晃一

有限会社セーフティ 検索

〒870-0130 大分市横尾東町 3-11-14

TEL.097-528-7333 FAX.097-528-7331



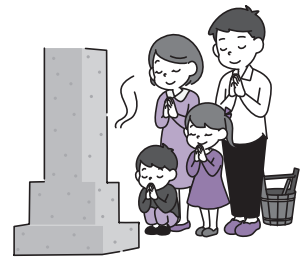
生活ガイド



お墓について

故人の思い出を大切にお墓は家族の歴史の象徴として

日本は古来、先祖代々、家族の継承を大切にしてきました。その象徴が「お墓」でもあります。命日や年忌の節目節目に故人を偲び、ご先祖への感謝の気持ちを捧げましょう。最近では核家族が多くなり、自分の生活圏の近隣に新たに墓地を購入する人も増えてきました。



お墓の種類

お墓には、霊園や寺院に見られるような「墓石」のほかに「納骨堂形式」もあります。墓石には和型、洋型、和洋折衷型、オリジナルのデザイン墓石などがありますが、これらは宗派や故人、家族の考えによって選ばれるものです。

納骨堂はもともと墓ができるまで遺骨を預かる場所でしたが、最近では墓地を持たない人も増えているので、納骨堂そのものが永代納骨、永代供養のシステムをとるようになってきました。ロッカー形式や棚式など形態はさまざま。墓所と同様に永代使用料を払いますが、より安価です。法要も行えます。



墓地の種類

「墓地を買う」というのは、霊園などの一定の区画の「永代使用権を取得」することです。契約によって管理費を納め、規則を守れば半永久的に子孫に相続できますが、その土地を購入するのではないので、相続税などはかかりません。墓地には次のような種類があります。

公営墓地

自治体が所有する墓地で、宗派を問わず民営に比べれば割安ですが、その分人気があり、購入は難しい。応募や使用に関して条件や規則があります。

民営墓地

公益法人や宗教法人などによって管理運営されている墓地で、多くは宗派を問いません。公営に比べて申し込み条件や規制は少なく、区画(墓基)や形態なども自由ですが、価格は高め。管理体制や運営主体の信頼性など慎重に選ぶようにしましょう。

寺院墓地

寺院内にある墓地で、その寺院によって管理運営されています。葬儀や法要に便利で、管理、供養の面でも安心ですが、原則として檀家以外の使用は認められません。価格もさまざまです。

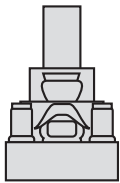
公園墓地

公営、民営いずれも、緑の芝生や広場や遊歩道が調整されるなど、公園風の明るい雰囲気墓地です。墓石も古来の形式より、自由にデザインされたものなどが多く見受けられます。

お墓の形いろいろ

和型

最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



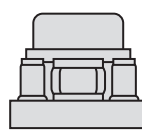
和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。



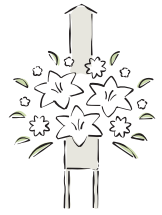


葬儀について

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。

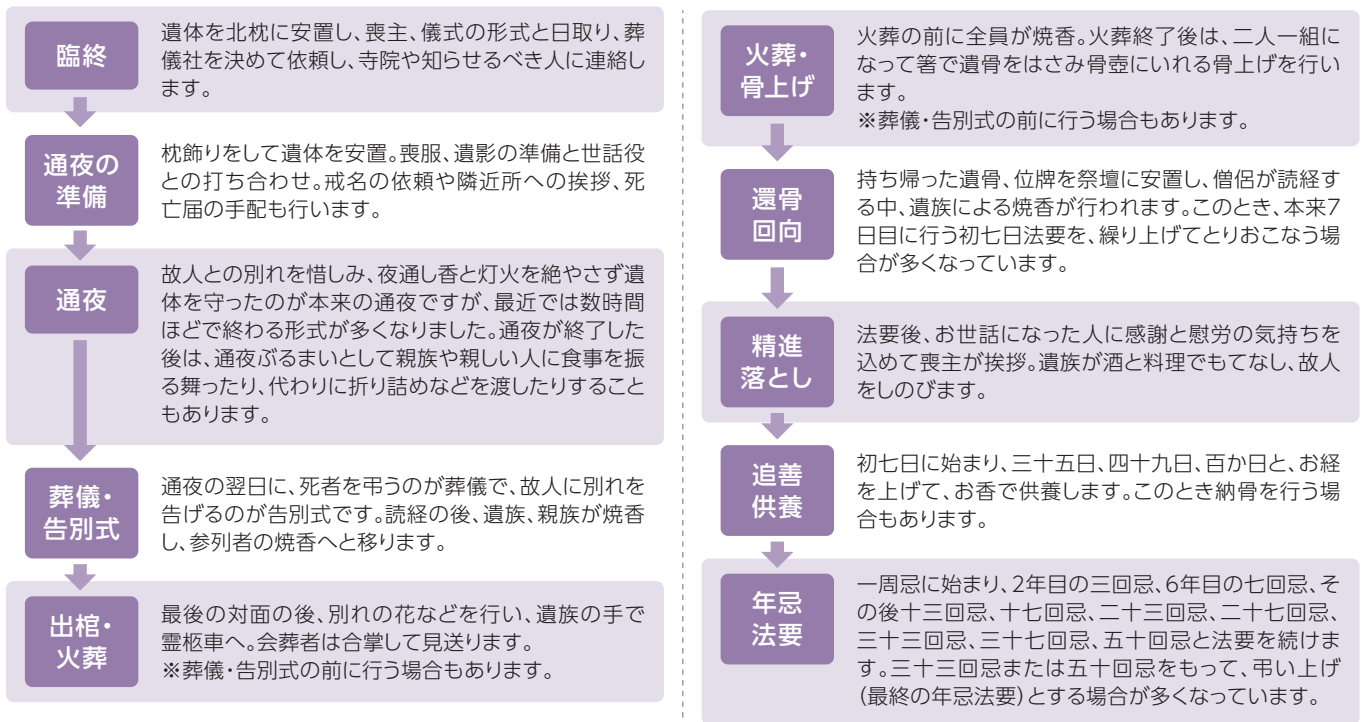
日常生活の中で、できるだけ考えたくないこともありますが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



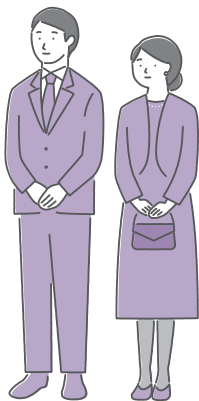
弔事の流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



生産・販売
花束・アレンジメント
慶弔用生花・けいこ花

福嶋花店

由布市庄内町東長宝 130-1
TEL 582-0146 FAX 582-0156

(組合員の皆さまへ) JA 葬祭

プリエール

四恩の杜

(おんのもり)

庄内斎場 ☎097-582-0444

狭間斎場 ☎097-583-2000

年中無休
24時間受付



生活ガイド

忘れないで！クルマの点検・整備



ドライブ前の点検

株式会社サイネックスによる
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

車検・钣金
塗装・一般整備
各種新車
中古車販売
セニアカー販売

車のことならなんでもOK



お問い合わせ・お申し込みは
有限会社 **長井モーターズ**
挟間町挟間750-2 天神橋通り **民間車検工場**
☎ 583-0106 ☎ 583-3281 (夜間)

新車販売・車検・钣金塗装
一般整備一式・自転車修理

(株)挟間自動車

挟間町古野 1084 番地 1

TEL 097-583-1133
FAX 097-529-6650



エンジンオイルの交換は定期的

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月~1年ごと)とされています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。



排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して思い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無い点検しましょう。



エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ますが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。



燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



出典：国土交通省ホームページ「安全な自動車に乗ろう!」
(https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02maintenance/before_driving.html)より加工・編集して作成

車のこと
Q & A



Q 車の維持費は年間どのくらいかかりますか？

A 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

A 排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに税額の軽減または重課となる「グリーン化特例」が実施されています。(令和8年3月31日まで) これによって電気や天然ガスなどの低公害車は、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル、ガソリン、LPG車に対しては、増税もあります。細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。

編集後記

「由布市 暮らしの便利帳」は、由布市にお住まいの皆さんへ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として由布市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「由布市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、由布市の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「由布市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和8年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- 掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

由布市 暮らしの便利帳

令和8年5月発行

発行

由布市／株式会社サイネックス



由布市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 大分支店

〒870-0034 大分県大分市都町1-3-19

TEL.097-532-5227

※掲載している広告は、令和8年4月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

50年の歩みを礎に、新たな価値創造へ



50
th
ANNIVERSARY

株式会社デンケン

〒879-5501 由布市挾間町鬼崎 688-2

TEL:097-583-5535

DENKEN



FAX:097-583-5580

由布市内の子育て世帯を応援する

由布市 キッズプラン

切り替えるだけで
今より
電気代がお得!



加入から3年間
お子様のお誕生月に
5,000円分の
図書カードを
プレゼント



大分産のエネルギーで暮らそう。

DENKEN group
新電力おおいた

スマホでも PCでも



<https://pps-oita.jp>

検索でもOK!
新電力おおいた

〒879-5513 大分県由布市挾間町高崎 97 番地 1



0800-777-5600